



文化庁委託事業

令和6年度 障害者等による文化芸術活動推進事業

令和6年度

障害者文化芸術活動推進に向けた 劇場・音楽堂等取組状況調査

報告書

公益社団法人 全国公立文化施設協会

はじめに

本調査は、平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」及び令和5年3月に策定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」に基づき、障害者等による文化芸術活動の推進に向けた基礎資料とすることを目的として実施したものです。

短期間で質問事項も多岐にわたる調査であったにもかかわらず、多くの回答をいただきました。本調査結果を分析することにより、障害者等による文化芸術活動の推進について劇場・音楽堂等の取組の現状や課題がより鮮明になるものと存じます。

本調査が、障害者等による文化芸術活動の一層の活発化につながり、障害者の社会参加の機会が拡充されるとともに、共生社会の実現に寄与することを願っております。

最後になりますが、調査にあたり、全国の劇場・音楽堂等及び関係者の皆様に多大なるご協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月
公益社団法人 全国公立文化施設協会

も く じ

第1部 アンケート調査

1 アンケート調査の実施概要	5
2 アンケート調査結果	7
3 アンケート調査結果詳細（クロス集計）	28

第2部 事例調査

事例調査の実施概要	86
事例1 鶴岡市文化会館（荘銀タクト鶴岡）	88
事例2 和光市民文化センター	92
事例3 茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）	96
事例4 阪急電鉄株式会社（宝塚大劇場／宝塚バウホール／東京宝塚劇場）	100
事例5 公益財団法人しまね文化振興財団	105

調査結果と今後に向けて（考察）	112
-----------------	-----

参考資料

「障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査」調査票	126
用語の解説	135
事業報告	139

第1部

アンケート調査

1 アンケート調査の実施概要

1. 調査の目的

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」に基づき、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第2条に規定する劇場、音楽堂等（以下、「劇場・音楽堂等」という）の障害者による文化芸術活動の取組状況を調査、分析し、現状、課題等を把握することにより、今後の劇場・音楽堂等に対する支援施策の企画立案に必要な情報の収集を図ることを目的とする。

2. 調査内容

- (1) 施設の基本情報
- (2) 政策（国の法律・制度、地方公共団体の文化政策）
- (3) 施設への対応（設備のバリアフリー・情報保障、障害者からの意見聴取、人材）
- (4) 障害者に配慮又は対象とした事業の取組状況（事業の実施の有無と実施内容、事業の広報・工夫）
- (5) 他の組織等との連携
- (6) まとめ（劇場・音楽堂等が障害者に配慮又は対象とした事業を実施することの意義、課題）

3. 調査の対象

全国の劇場・音楽堂等
国公立施設 2,127 施設 私立施設 227 施設（抽出）

4. 調査期間

令和6年8月15日～令和6年9月25日

5. 調査手法

依頼状、調査票を送付。以下の方法から選択して回答。

- (1) 全国公文協ホームページ WEB 入力フォーマットによる入力
- (2) 送付した調査票に記入し、メール又は FAX にて回答票を送付

6. 回答数・回答率

送付数	2,354 施設	（国公立施設 2,127 施設	私立施設 227 施設）
回答数	1,439 施設	（国公立施設 1,351 施設	私立施設 88 施設）
回答率	61.1%	（国公立施設 63.5%	私立施設 38.8%）

7. 表記上の注意

- (1) 図表内の比率を示す数値は、全て百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入してあるため、その合計数値は必ずしも100とはならない。
- (2) 図表内の平均値は、四捨五入してあるため、それぞれの合計は必ずしも総計の数値とは一致しない。
- (3) 複数回答については、回答項目ごとに母数に対する比率を算出しているため、その合計数値は必ずしも100にはならない。
- (4) 本文及び図表において、調査票の選択肢内容を一部簡易表記した。
設置者種別「公益財団法人・一般財団法人」⇒「公益・一般財団法人」
指定管理者の種類「公益財団法人・一般財団法人」⇒「公益・一般財団法人」
「営利法人（株式会社・合資会社等）」⇒「営利法人」
「共同企業体・2社以上の共同運営」⇒「共同企業体・共同運営」
- (5) クロス集計軸は下記の設問の回答状況を示している。
「知識を持つ職員」⇒ 質問16「職員の中に福祉についての知識のある職員はいますか」
「事業実施有無」⇒ 質問18「貸館以外の事業（主催・共催含む）で障害者に配慮又は対象とした事業を行っていますか【複数選択】」
- (6) n値は、質問ごとの有効回答数により違っている。

【データについて】

本調査結果の集計データをホームページで公開しています。

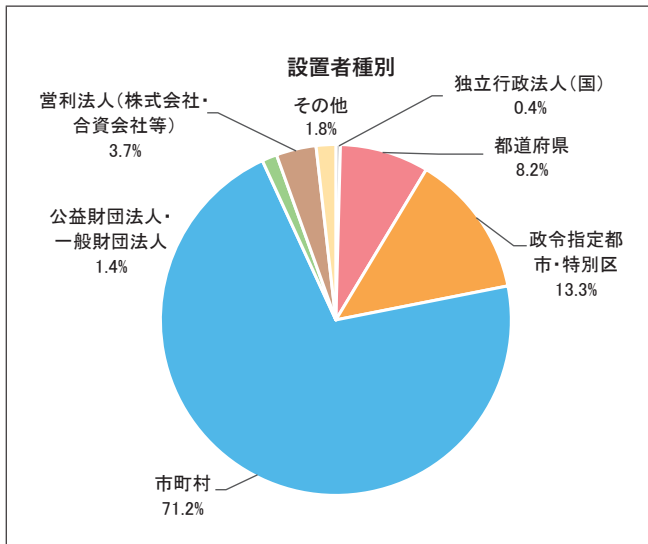
<https://www.zenkoubun.jp/publication/survey.html>

https://www.zenkoubun.jp/barrier_free/relation/report.html

2 アンケート調査結果

1. 回答施設の基本情報

質問 1 設置者種別

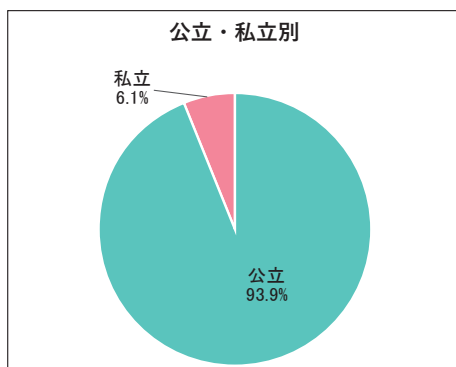


	n	%
独立行政法人(国)	6	0.4%
都道府県	118	8.2%
政令指定都市・特別区	191	13.3%
市町村	1,025	71.2%
公益財団法人・一般財団法人	20	1.4%
営利法人(株式会社・合資会社等)	53	3.7%
その他	26	1.8%
計	1,439	100.0%

質問 1 その他 自由記述

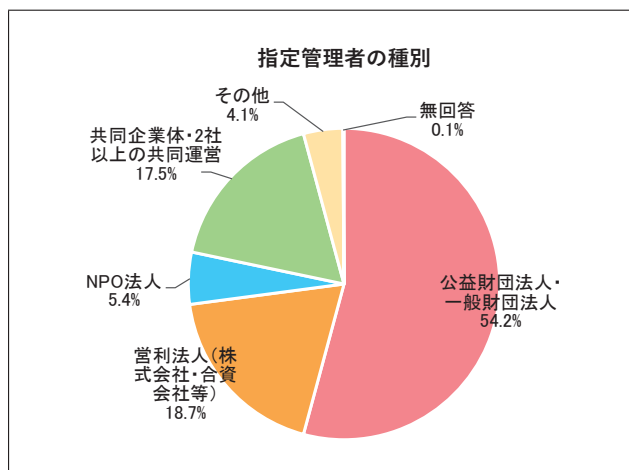
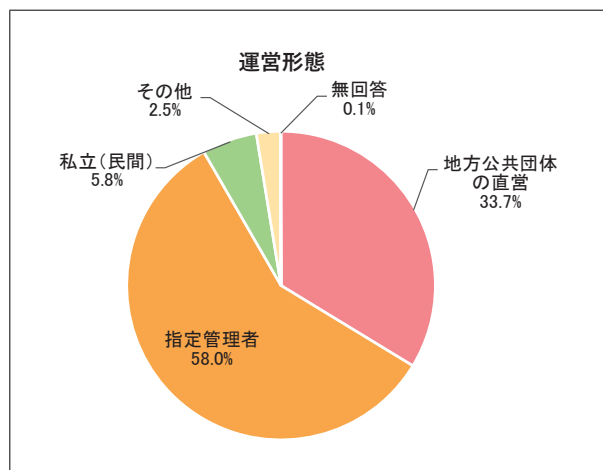
- ・ 県・市共同設置
- ・ 一部事務組合
- ・ 広域市町村圏組合
- ・ 社会福祉法人
- ・ 公益社団法人
- ・ 一般社団法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 学校法人
- ・ 宗教法人
- ・ 個人

[公立・私立別]



	n	%
公立	1,351	93.9%
私立	88	6.1%
計	1,439	100.0%

質問 2 運営形態



質問 2 運営形態

	n	%
地方公共団体の直営	485	33.7%
指定管理者	834	58.0%
私立(民間)	83	5.8%
その他	36	2.5%
無回答	1	0.1%
計	1,439	100.0%

補問 2-1 指定管理者の種類

	n	%
公益財団法人・一般財団法人	452	54.2%
営利法人(株式会社・合資会社等)	156	18.7%
NPO法人	45	5.4%
共同企業体・2社以上の共同運営	146	17.5%
その他	34	4.1%
無回答	1	0.1%
計	834	100.0%

質問 2 その他 自由記述

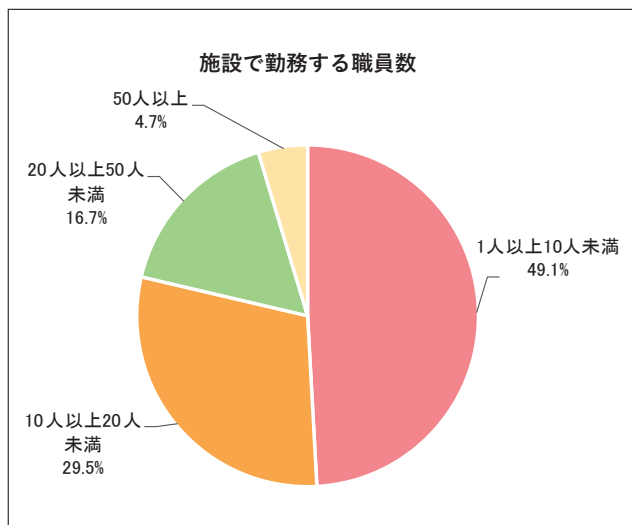
- ・ 独立行政法人
- ・ 地方公共団体出資団体による運営
- ・ 財団による管理運営
- ・ 広域市町村圏組合
- ・ 地方公共団体から移管
- ・ 賃貸借契約
- ・ PFI 事業
- ・ 無償賃貸借契約
- ・ 委託

補問 2-1 その他 自由記述

- ・ 地方公共団体
- ・ 社会福祉法人
- ・ 自治会連絡協議会
- ・ 任意団体
- ・ 公益社団法人
- ・ 福祉協議会
- ・ 学校法人、株式会社の共同運営
- ・ 一般社団法人
- ・ まちづくり協議会
- ・ 商工会議所
- ・ 振興公社
- ・ 個体と個人等の共同運営

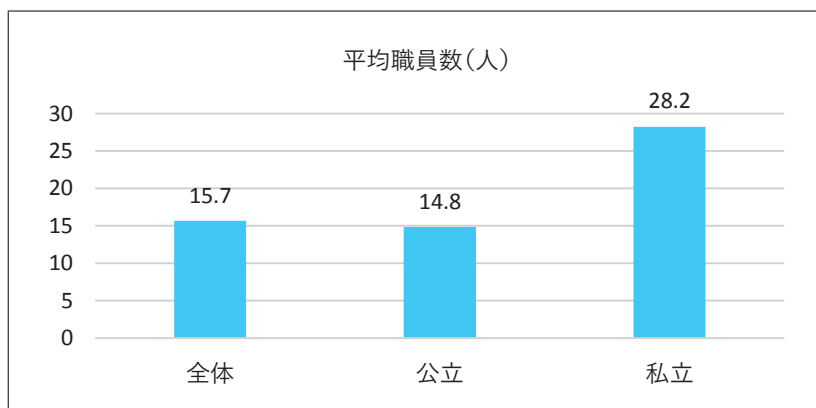
質問 3 施設で勤務する職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

[職員数別割合]



	n	%
1人以上10人未満	707	49.1%
10人以上20人未満	425	29.5%
20人以上50人未満	240	16.7%
50人以上	67	4.7%
計	1,439	100.0%

[平均職員数]

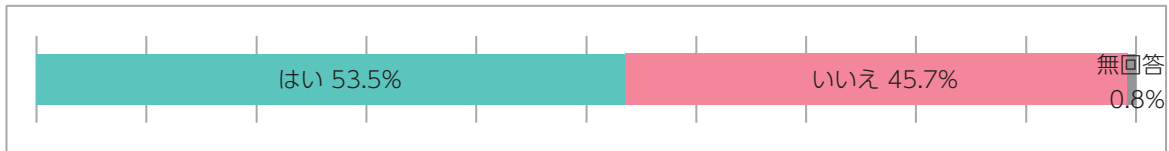


	n	人
全体	1,439	15.7
公立	1,351	14.8
私立	88	28.2

2. 政策

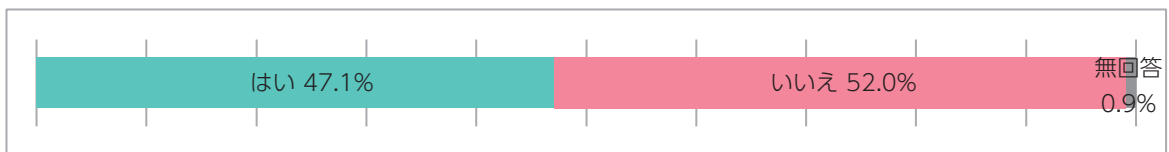
(1) 国の法律・制度

質問4 貴施設は、文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力が発揮されることや、社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、平成30年6月に公布、施行されたことについて、職員間で周知されていますか



	n	はい	いいえ	無回答
全体	1,439	53.5%	45.7%	0.8%

質問5 貴施設は、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえた「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が、令和5年3月に策定されたことについて、職員間で周知されていますか



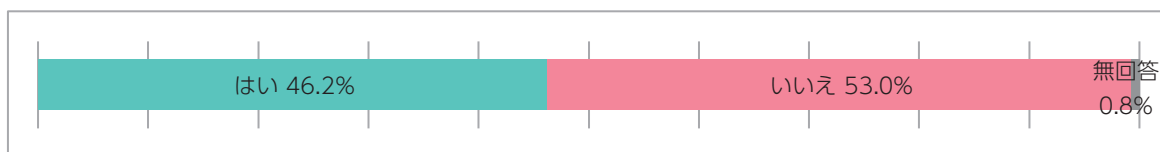
	n	はい	いいえ	無回答
全体	1,439	47.1%	52.0%	0.9%

質問6 貴施設は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（令和3年5月改正）に基づき、事業者による「合理的配慮の提供が義務化」されたことについて、職員間で周知されていますか



	n	はい	いいえ	無回答
全体	1,439	63.5%	35.4%	1.0%

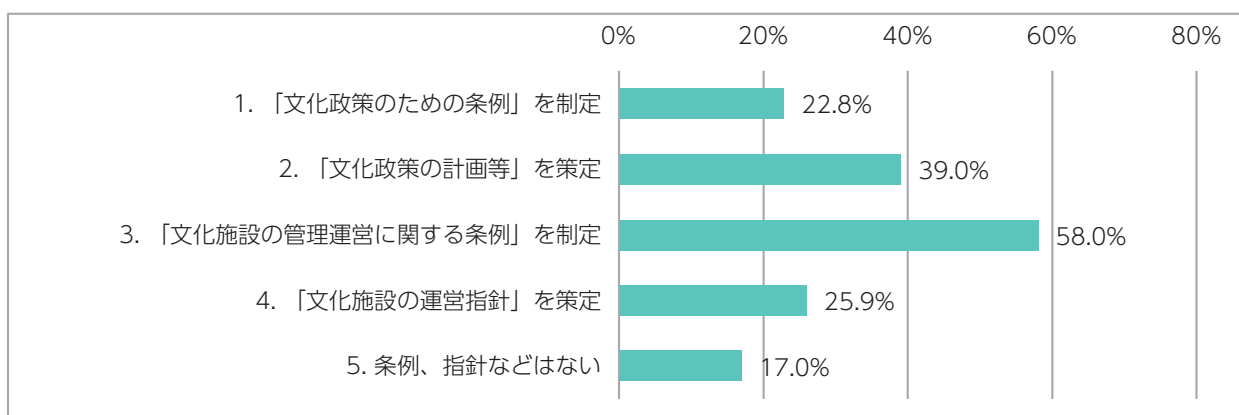
質問7 貴施設は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が令和4年5月に施行されたことについて、職員間で周知されていますか



	n	はい	いいえ	無回答
全体	1,439	46.2%	53.0%	0.8%

(2) 地方公共団体の文化政策

質問8 [公立の施設のみご回答ください] 貴施設の設置自治体で文化政策に関する条例等で現在策定されているものをご回答ください【複数選択】

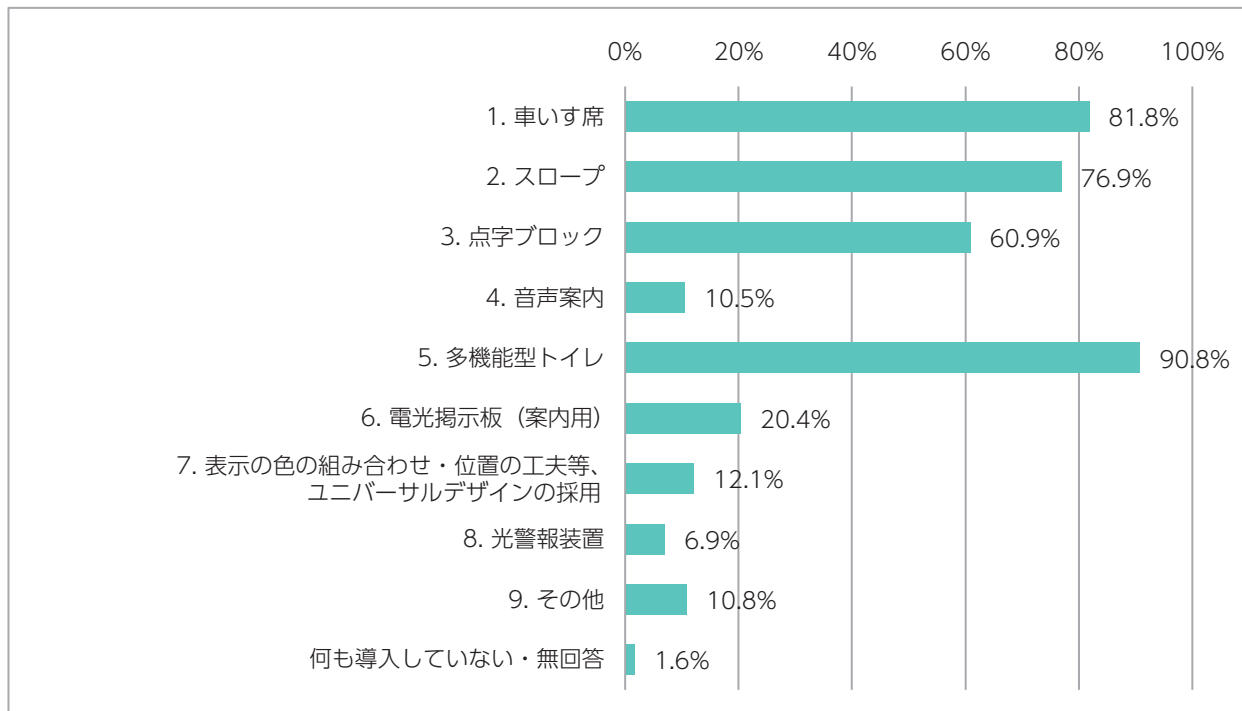


	n	1. 「文化政策のための条例」を制定	2. 「文化政策の計画等」を策定	3. 「文化施設の管理運営に関する条例」を制定	4. 「文化施設の運営指針」を策定	5. 条例、指針などはない
全体	1,351	22.8%	39.0%	58.0%	25.9%	17.0%

3. 施設の対応

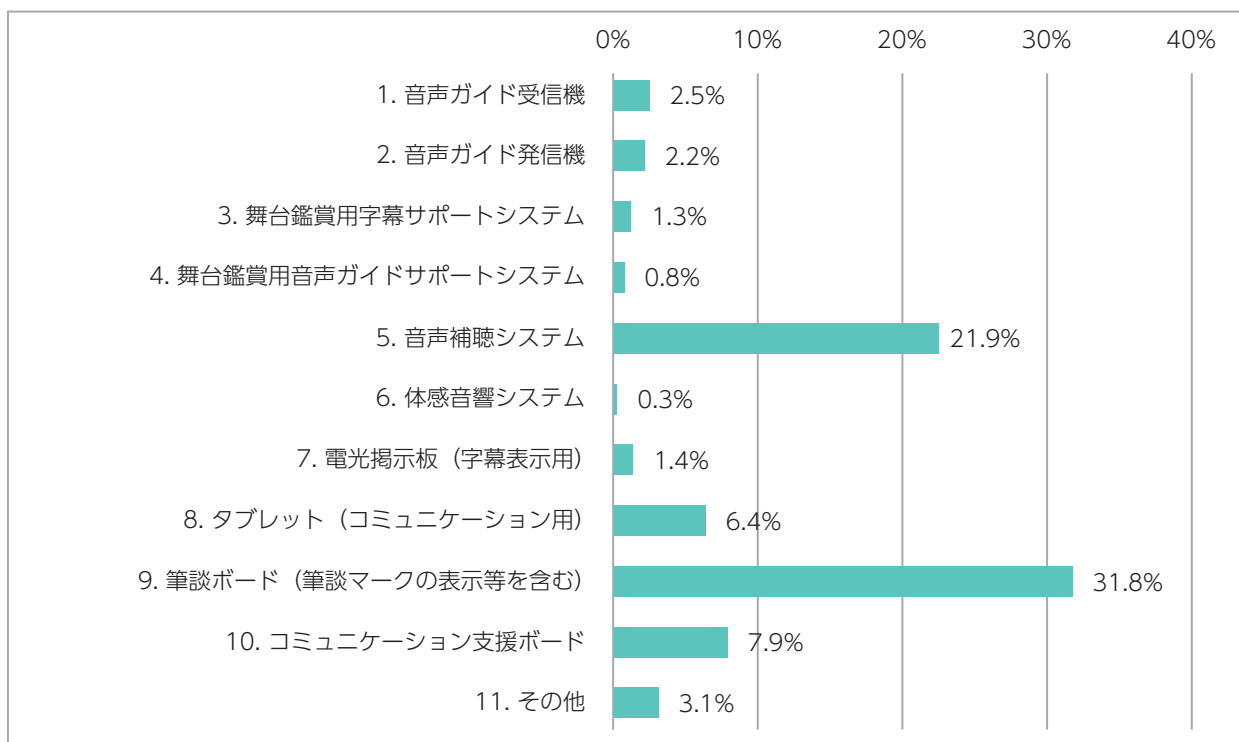
(1) 設備のバリアフリー・情報保障

質問 9 障害者が施設を円滑に利用できるようにするために、施設に設置されているものをご回答ください【複数選択】



	n	1. 車いす席	2. スロープ	3. 点字ブロック	4. 音声案内	5. 多機能型トイレ	6. 電光掲示板 (案内用)	7. 表示の色の組み合わせ・位置の工夫等、ユニバーサルデザインの採用	8. 光警報装置	9. その他	何も導入していない・無回答
全体	1,439	81.8%	76.9%	60.9%	10.5%	90.8%	20.4%	12.1%	6.9%	10.8%	1.6%

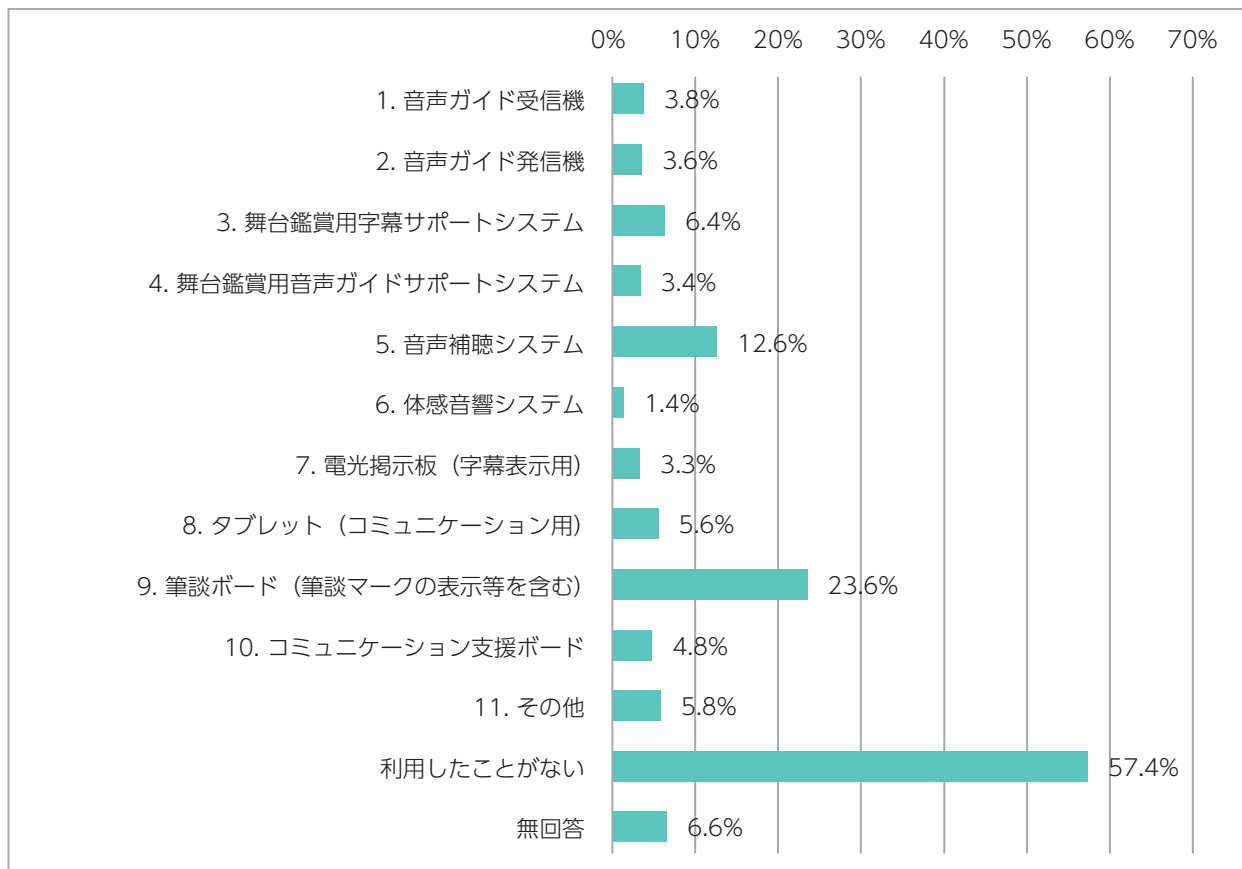
質問 10 障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして保有している機材、設備などをご回答ください【複数選択】



	n	1. 音声ガイド受信機	2. 音声ガイド発信機	3. 舞台鑑賞用字幕サポートシステム	4. 舞台鑑賞用音声ガイドサポートシステム	5. 音声補聴システム	6. 体感音響システム	7. 電光掲示板 (字幕表示用)	8. タブレット (コミュニケーション用)	9. 筆談ボード (筆談マークの表示等を含む)	10. コミュニケーション支援ボード	11. その他
全体	1,439	2.5%	2.2%	1.3%	0.8%	21.9%	0.3%	1.4%	6.4%	31.8%	7.9%	3.1%

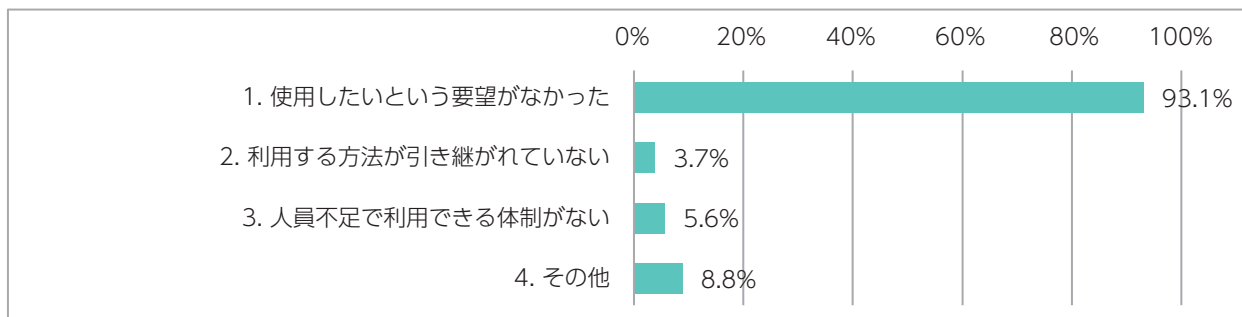
質問 11 令和元年度から令和 5 年度までの間に障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして利用したことの有無をそれぞれの機材、設備などについてご回答ください

[使用したことのある施設]



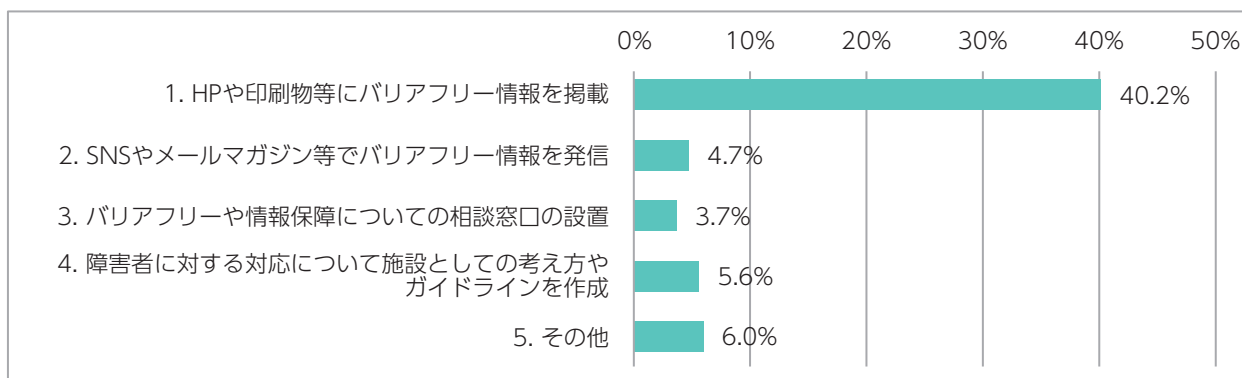
	n	1. 音声ガイド受信機	2. 音声ガイド発信機	3. 舞台鑑賞用字幕サポートシステム	4. 舞台鑑賞用音声ガイドサポートシステム	5. 音声補聴システム	6. 体感音響システム	7. 電光掲示板 (字幕表示用)	8. タブレット (コミュニケーション用)	9. 筆談ボード (筆談マークの表示等を含む)	10. コミュニケーション支援ボード	11. その他	利用したことがない	無回答
全体	1,439	3.8%	3.6%	6.4%	3.4%	12.6%	1.4%	3.3%	5.6%	23.6%	4.8%	5.8%	57.4%	6.6%

質問 12 [質問 10 で《保有している》と回答した機材、設備のうち、質問 11 で《なし》をご選択いただいたものがある施設のみご回答ください] 保有している機材、設備を利用しなかった理由をご回答ください【複数選択】



	n	1. 使用したいという要望がなかった	2. 利用する方法が引き継がれていない	3. 人員不足で利用できる体制がない	4. その他
全体	377	93.1%	3.7%	5.6%	8.8%

質問 13 障害者が施設を円滑に利用できるようにするために、どのような情報発信を行っていますか【複数選択】



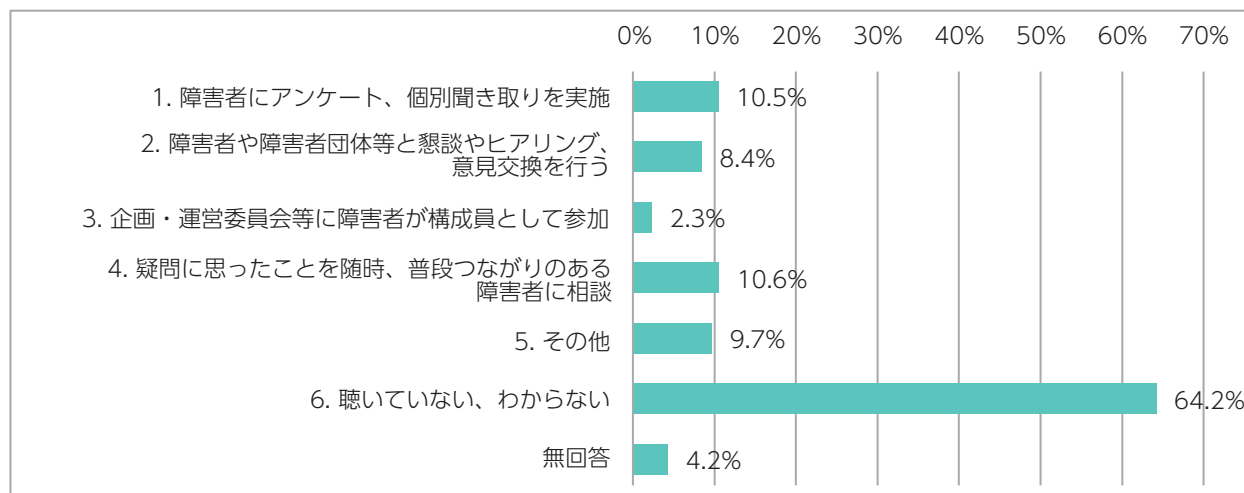
	n	1. HPや印刷物等にバリアフリー情報を掲載	2. SNSやメールマガジン等でバリアフリー情報を発信	3. バリアフリーや情報保障についての相談窓口の設置	4. 障害者に対する対応について施設としての考え方やガイドラインを作成	5. その他
全体	1,439	40.2%	4.7%	3.7%	5.6%	6.0%

質問 14 貴施設において、これまでに行った合理的配慮の提供事例がありましたらご記入ください

3 アンケート調査結果の詳細 (クロス集計 42 ページ参照)

(2) 障害者からの意見聴取など

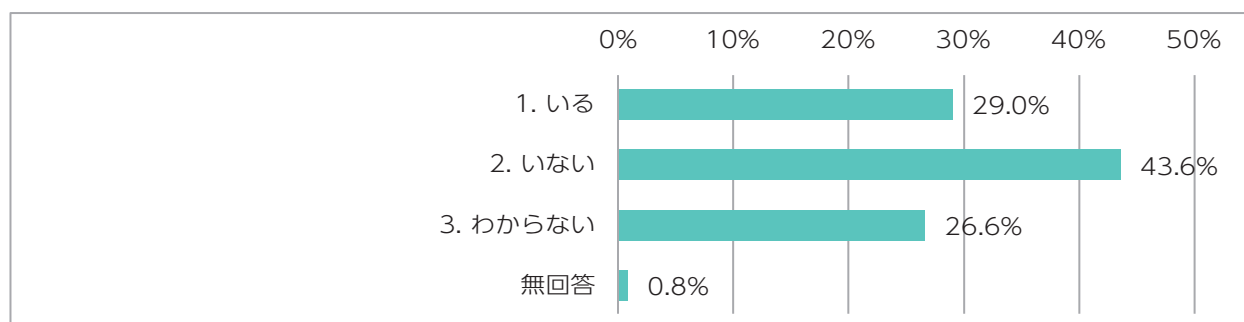
質問 15 障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業の企画、運営等について、障害者から意見を聞いたことがありますか【複数選択】



	n	1. 障害者にアンケート、個別聞き取りを実施	2. 障害者や障害者団体等と懇談やヒアリング、意見交換を行う	3. 企画・運営委員会等に障害者が構成員として参加	4. 疑問に思ったことを随時、普段つながりのある障害者に相談	5. その他	6. 聴いていない、わからない	無回答
全体	1,439	10.5%	8.4%	2.3%	10.6%	9.7%	64.2%	4.2%

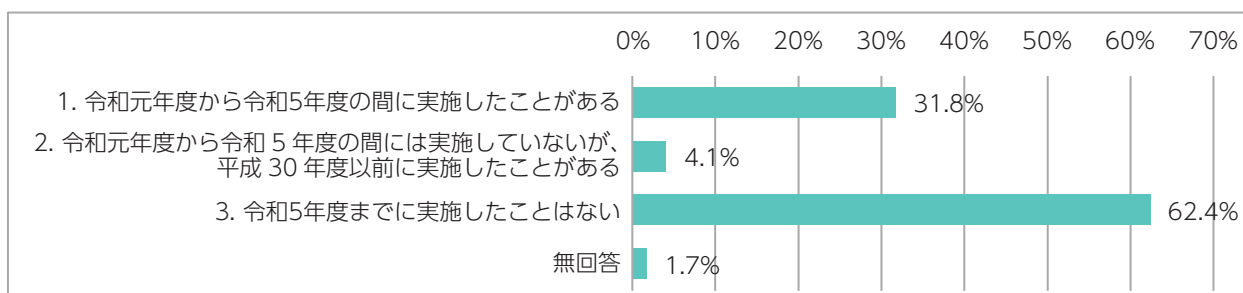
(3) 人材について

質問 16 職員の中に福祉について知識のある職員はいますか



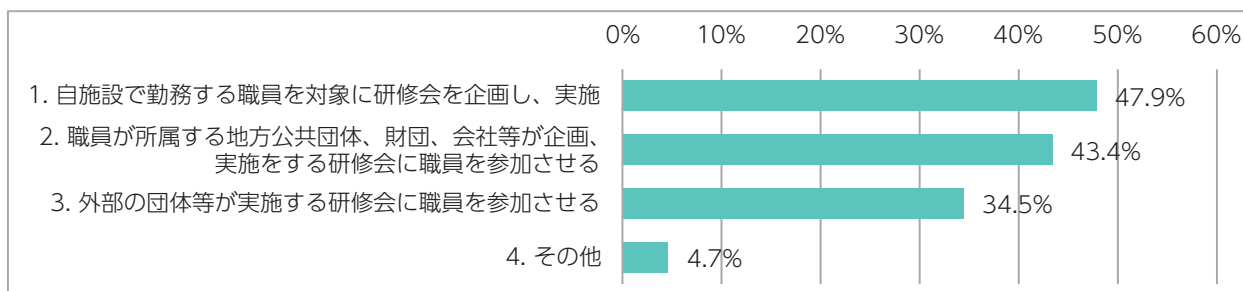
	n	1. いる	2. いない	3. わからない	無回答
全体	1,439	29.0%	43.6%	26.6%	0.8%

質問 17 障害についての理解や障害者への対応について職員の研修を行っていますか



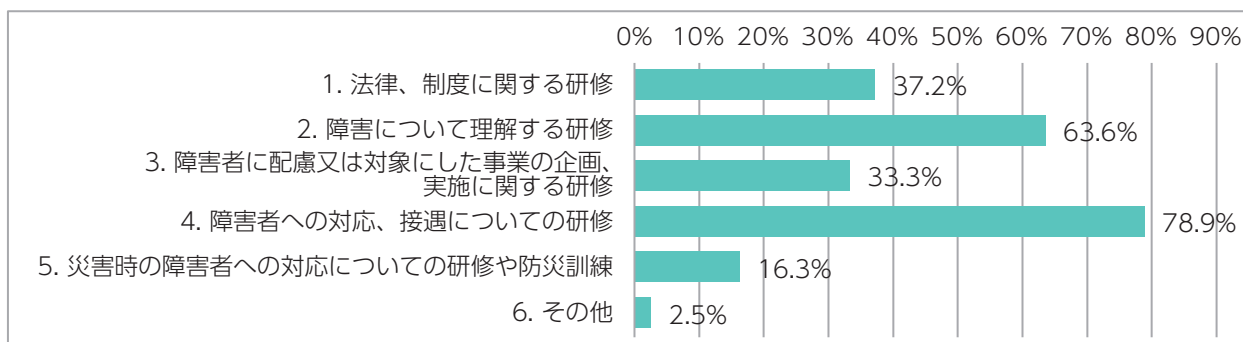
	n	1. 令和元年度から令和5年度の間を実施したことがある	2. 令和元年度から令和5年度の間には実施していないが、平成30年度以前に実施したことがある	3. 令和5年度までに実施したことはない	無回答
全体	1,439	31.8%	4.1%	62.4%	1.7%

補問 17-1 研修の企画、参加方法【複数選択】



	n	1. 自施設で勤務する職員を対象に研修会を企画し、実施	2. 職員が所属する地方公共団体、財団、会社等が企画、実施をする研修会に職員を参加させる	3. 外部の団体等が実施する研修会に職員を参加させる	4. その他
全体	516	47.9%	43.4%	34.5%	4.7%

補問 17-2 研修の内容【複数選択】

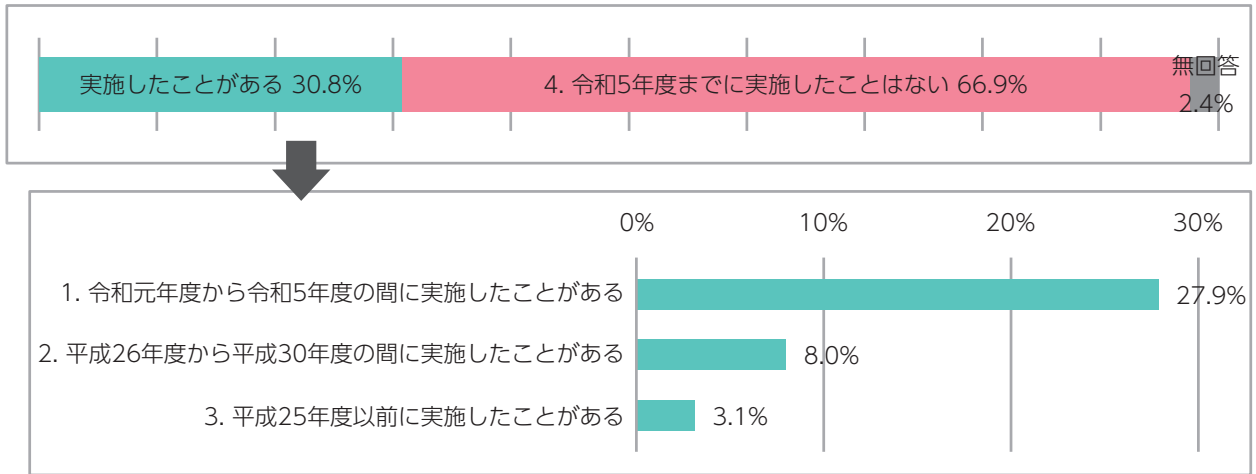


	n	1. 法律、制度に関する研修	2. 障害について理解する研修	3. 障害者に配慮又は対象にした事業の企画、実施に関する研修	4. 障害者への対応、接遇についての研修	5. 災害時の障害者への対応についての研修や防災訓練	6. その他
全体	516	37.2%	63.6%	33.3%	78.9%	16.3%	2.5%

4. 障害者に配慮又は対象とした事業の取組状況

(1) 障害者に配慮又は対象とした事業（自主事業）の実施の有無と実施内容

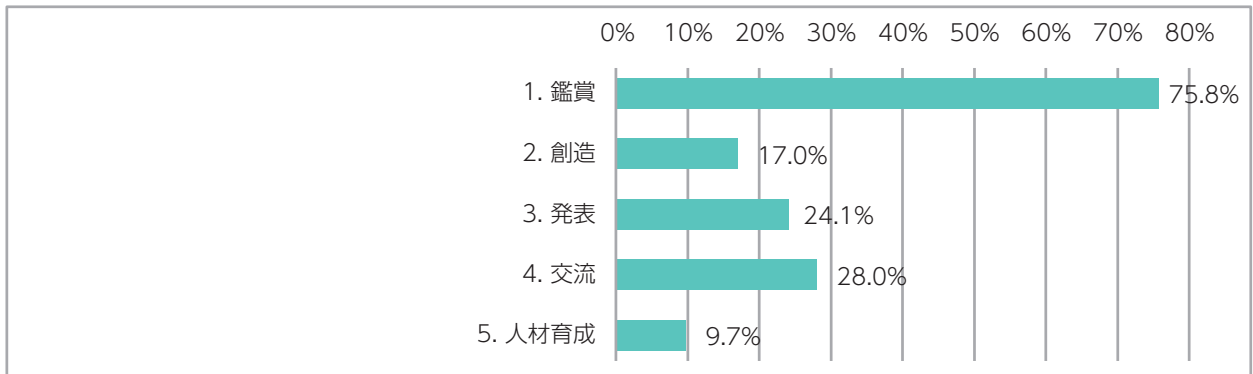
質問 18 貸館以外の事業（主催・共催含む）で障害者に配慮又は対象とした事業を行っていますか【複数選択】



	n	実施したことがある	4. 令和5年度までに実施したことはない	無回答	1. 令和元年度から令和5年度の間	2. 平成26年度から平成30年度の間	3. 平成25年度以前
全体	1,439	30.8%	66.9%	2.4%	27.9%	8.0%	3.1%

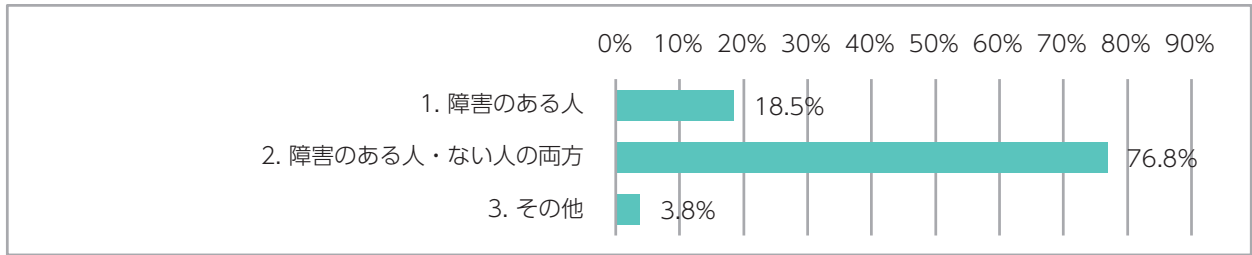
質問 19 平成26年度から令和5年度までに実施した障害者に配慮又は対象とした事業の内容（詳細）

①分類【複数選択】



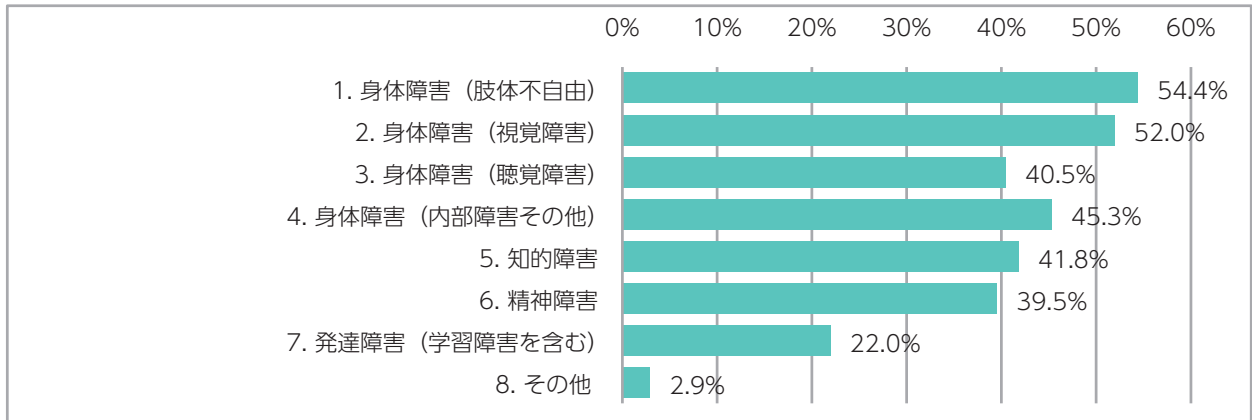
	n	1. 鑑賞	2. 創造	3. 発表	4. 交流	5. 人材育成
全体	660	75.8%	17.0%	24.1%	28.0%	9.7%

②対象



	n	1. 障害のある人	2. 障害のある人・ない人の両方	3. その他
全体	660	18.5%	76.8%	3.8%

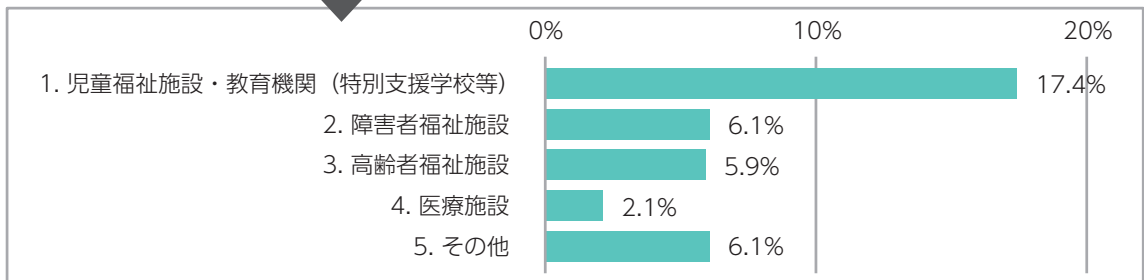
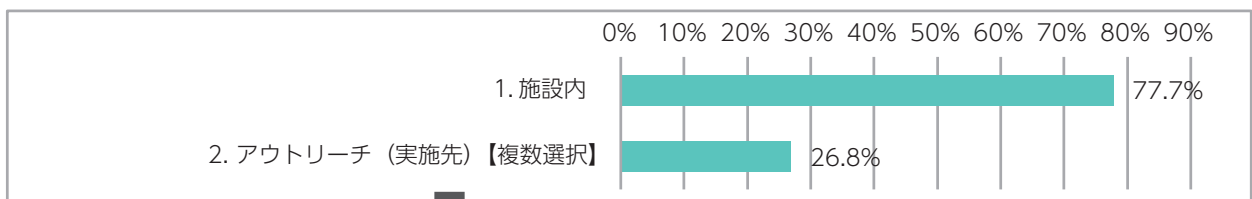
③対象とする障害種別【複数選択】



	n	1. 身体障害（肢体不自由）	2. 身体障害（視覚障害）	3. 身体障害（聴覚障害）	4. 身体障害（内部障害その他）	5. 知的障害	6. 精神障害	7. 発達障害（学習障害を含む）	8. その他
全体	660	54.4%	52.0%	40.5%	45.3%	41.8%	39.5%	22.0%	2.9%

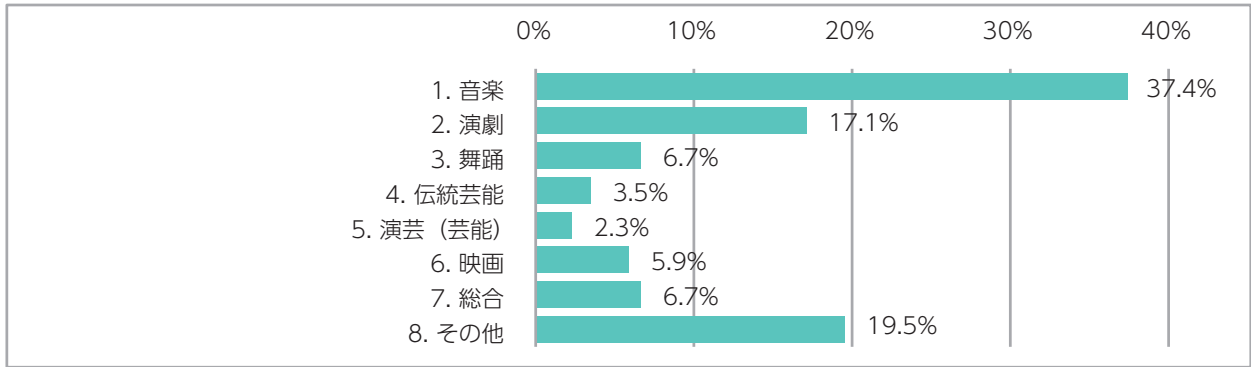
④実施場所【複数選択】

[施設内・アウトリーチ]



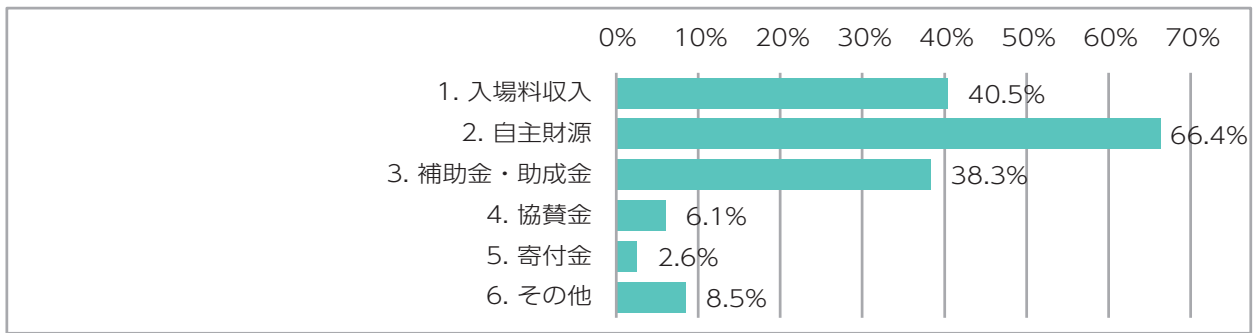
	n	1. 施設内	2. アウトリーチ（実施先）【複数選択】	1. 児童福祉施設・教育機関（特別支援学校等）	2. 障害者福祉施設	3. 高齢者福祉施設	4. 医療施設	5. その他
全体	660	77.7%	26.8%	17.4%	6.1%	5.9%	2.1%	6.1%

⑤ジャンル



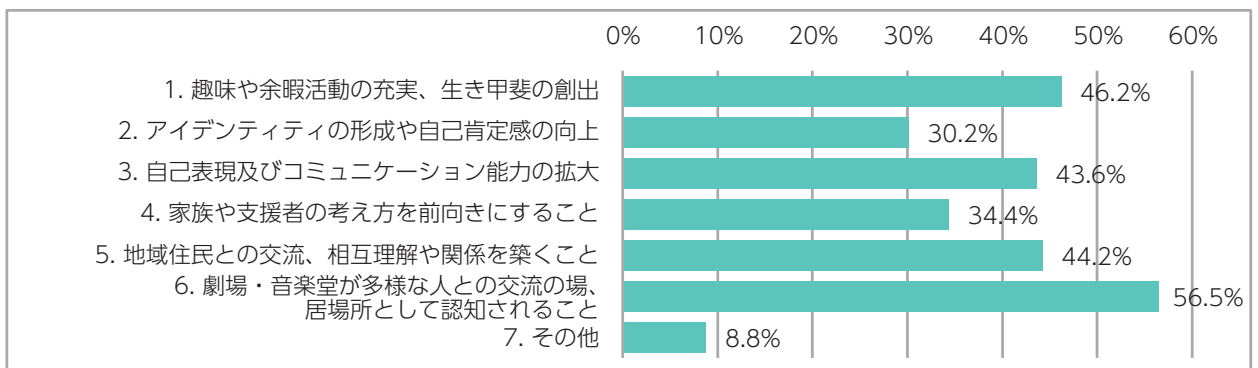
	n	1. 音楽	2. 演劇	3. 舞踊	4. 伝統芸能	5. 演芸 (芸能)	6. 映画	7. 総合	8. その他
全体	660	37.4%	17.1%	6.7%	3.5%	2.3%	5.9%	6.7%	19.5%

⑥主な財源



	n	1. 入場料収入	2. 自主財源	3. 補助金・助成金	4. 協賛金	5. 寄付金	6. その他
全体	660	40.5%	66.4%	38.3%	6.1%	2.6%	8.5%

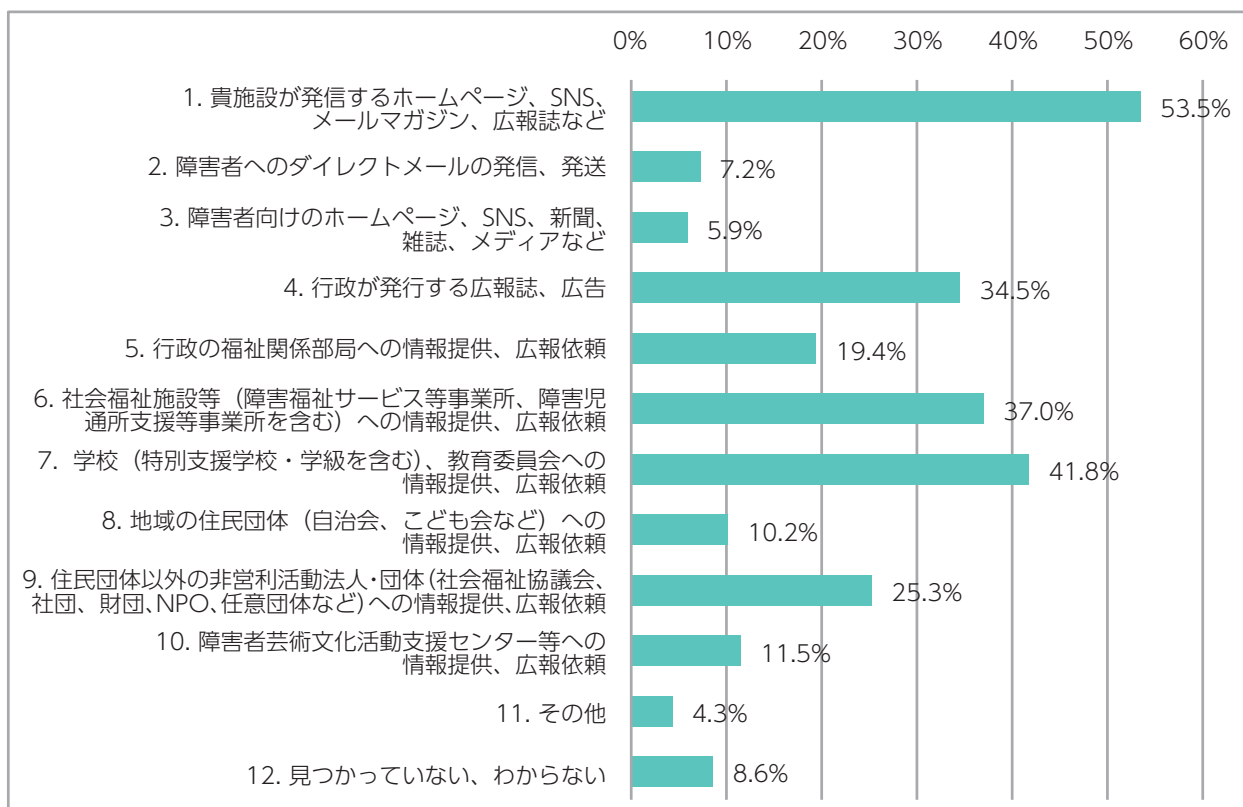
⑦この事業ではどのような成果が得られましたか【複数選択】



	n	1. 趣味や余暇活動の充実、生き甲斐の創出	2. アイデンティティの形成や自己肯定感の向上	3. 自己表現及びコミュニケーション能力の拡大	4. 家族や支援者の考え方を前向きにすること	5. 地域住民との交流、相互理解や関係を築くこと	6. 劇場・音楽堂が多様な人との交流の場、居場所として認知されること	7. その他
全体	660	46.2%	30.2%	43.6%	34.4%	44.2%	56.5%	8.8%

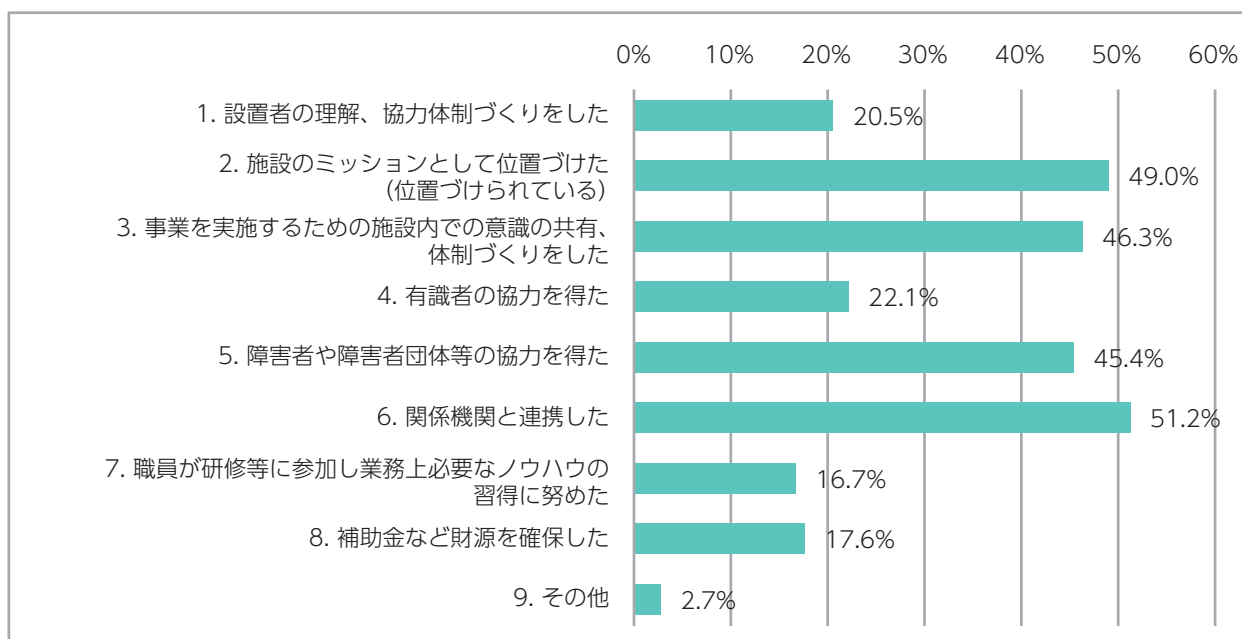
(2) 事業の広報、工夫など

質問 20 障害者の参加を促す上で、事業の告知・広報において効果的だった手段は何ですか【複数選択】



	n	1. 貴施設が発信するホームページ、SNS、メールマガジン、広報誌など	2. 障害者へのダイレクトメールの発信、発送	3. 障害者向けのホームページ、SNS、新聞、雑誌、メディアなど	4. 行政が発行する広報誌、広告	5. 行政の福祉関係部局への情報提供、広報依頼	6. 社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）への情報提供、広報依頼	7. 学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会への情報提供、広報依頼	8. 地域の住民団体（自治会、こども会など）への情報提供、広報依頼	9. 住民団体以外の非営利活動法人・団体（社会福祉協議会、社団、財団、NPO、任意団体など）への情報提供、広報依頼	10. 障害者芸術文化活動支援センター等への情報提供、広報依頼	11. その他	12. 見つからない、わからない
全体	443	53.5%	7.2%	5.9%	34.5%	19.4%	37.0%	41.8%	10.2%	25.3%	11.5%	4.3%	8.6%

質問 21 事業を円滑に実施するためにどのようなことに取り組みましたか【複数選択】

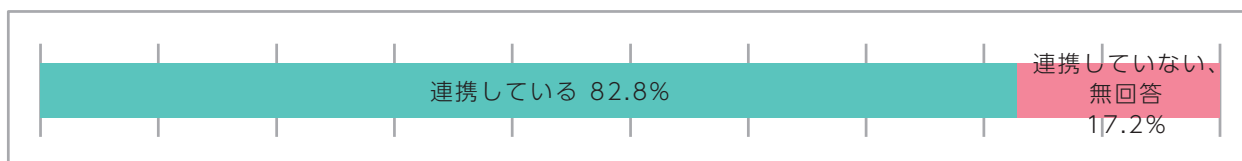


	n	1. 設置者の理解、協力体制づくりをした	2. 施設のミッションとして位置づけた (位置づけられている)	3. 事業を実施するための施設内での意識の共有、体制づくりをした	4. 有識者の協力を得た	5. 障害者や障害者団体等の協力を得た	6. 関係機関と連携した	7. 職員が研修等に参加し業務上必要なノウハウの習得に努めた	8. 補助金など財源を確保した	9. その他
全体	443	20.5%	49.0%	46.3%	22.1%	45.4%	51.2%	16.7%	17.6%	2.7%

5. 他の組織等との連携

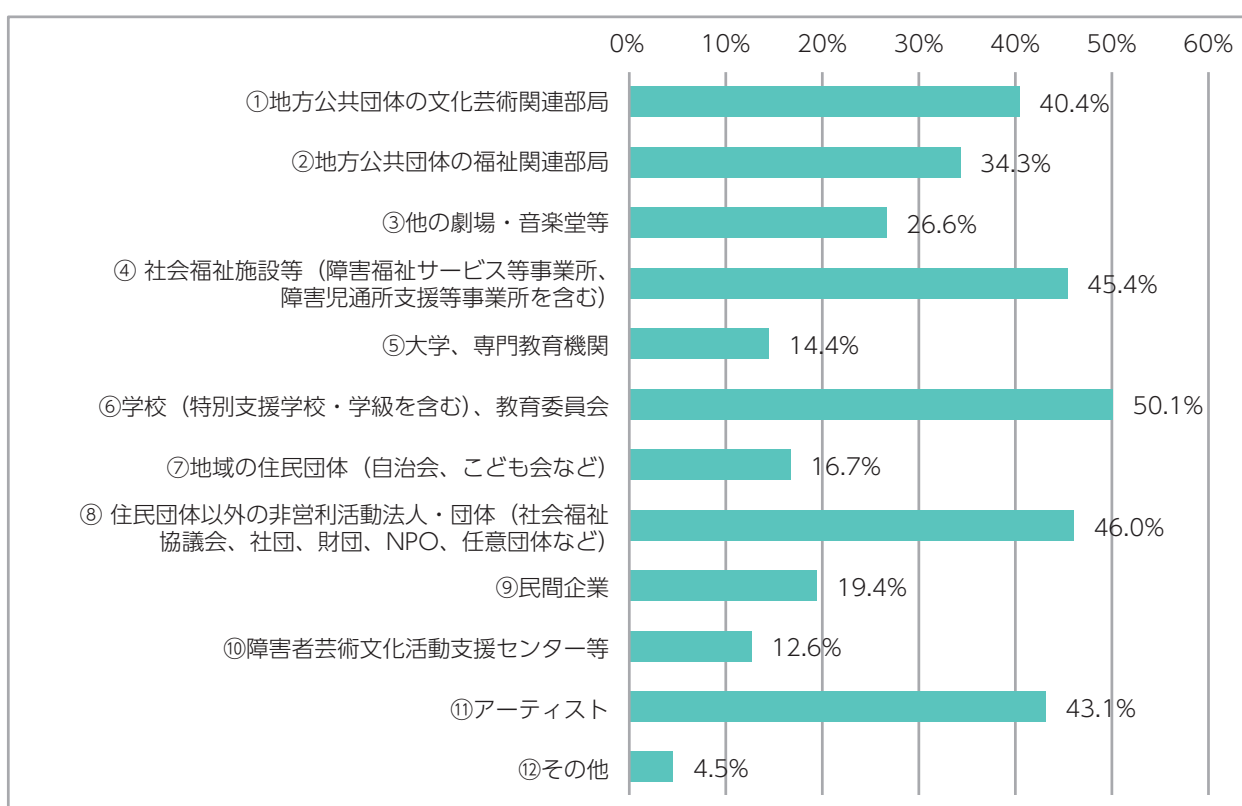
質問 22 障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業を実施するにあたり、連携している又は連携していた組織等や連携内容についてお聞かせください

[連携の有無]



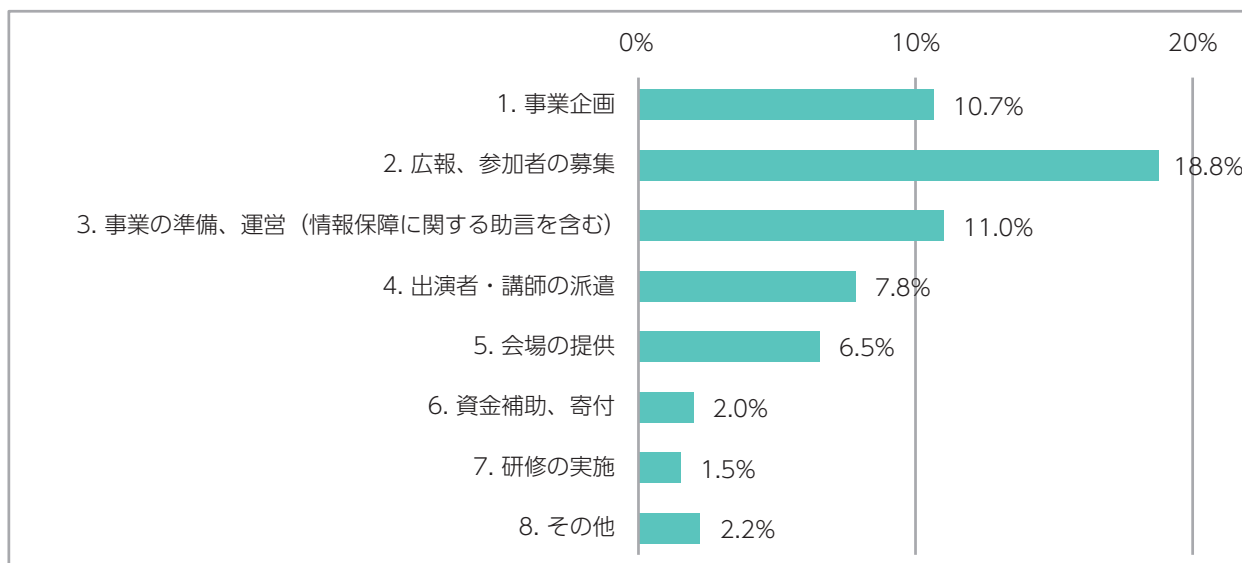
	n	連携している	連携していない、無回答
全体	443	82.8%	17.2%

[連携先]



	n	① 地方公共団体の文化芸術関連部局	② 地方公共団体の福祉関連部局	③ 他の劇場・音楽堂等	④ 社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）	⑤ 大学、専門教育機関	⑥ 学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会	⑦ 地域の住民団体（自治会、子ども会など）	⑧ 住民団体以外の非営利活動法人・団体（社会福祉協議会、社団、財団、NPO、任意団体など）	⑨ 民間企業	⑩ 障害者芸術文化活動支援センター等	⑪ アーティスト	⑫ その他
全体	443	40.4%	34.3%	26.6%	45.4%	14.4%	50.1%	16.7%	46.0%	19.4%	12.6%	43.1%	4.5%

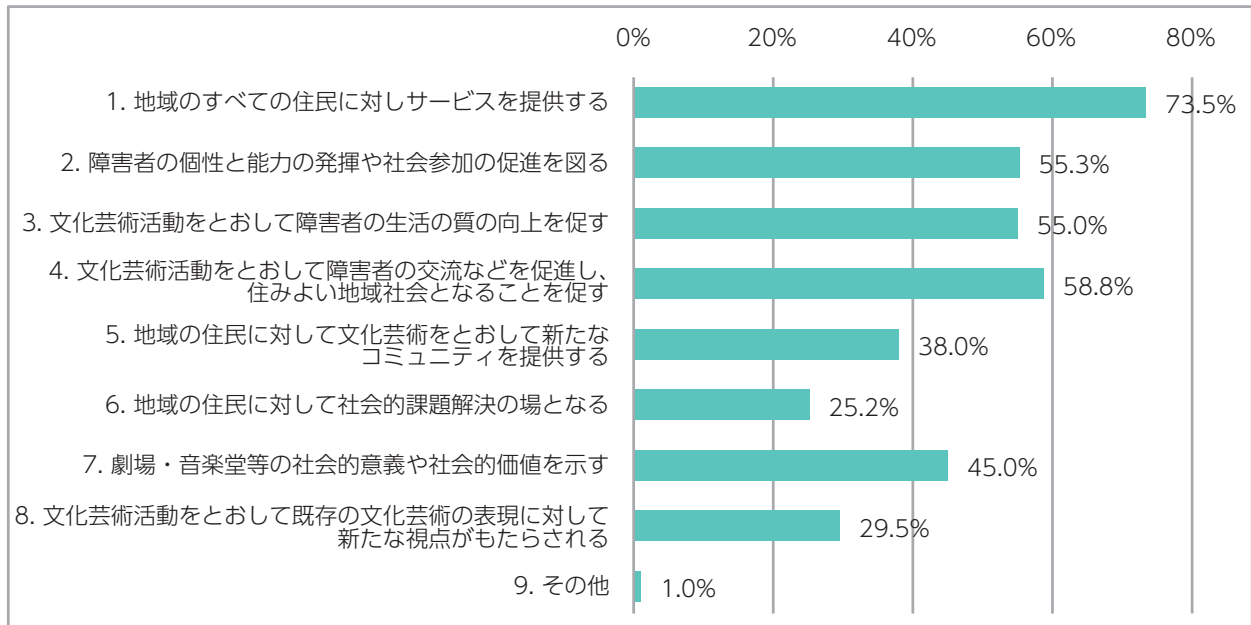
[連携内容]



	n	1. 事業企画	2. 広報、参加者の募集	3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む）	4. 出演者・講師の派遣	5. 会場の提供	6. 資金補助、寄付	7. 研修の実施	8. その他
全体	5,316	10.7%	18.8%	11.0%	7.8%	6.5%	2.0%	1.5%	2.2%

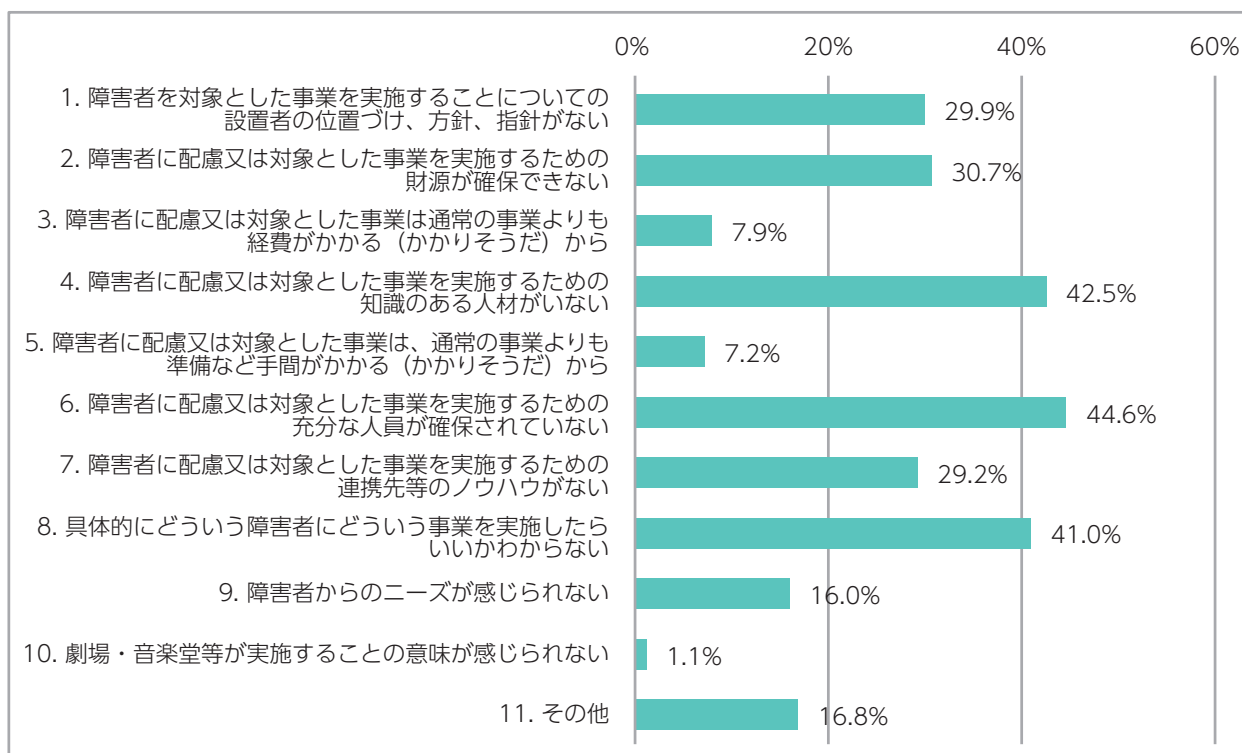
6. まとめ

質問 23 劇場・音楽堂等が障害者に配慮又は対象とした事業を実施することはどういう意義があると思いますか【複数選択】



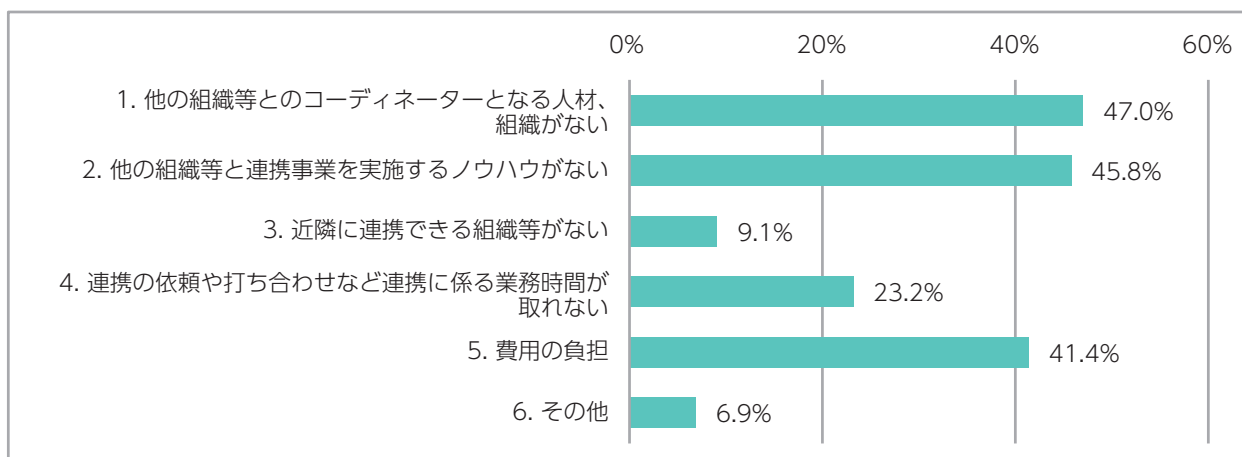
	n	1. 地域のすべての住民に対しサービスを提供する	2. 障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図る	3. 文化芸術活動をとおりて障害者の生活の質の向上を促す	4. 文化芸術活動をとおりて障害者の交流などを促進し、住みよい地域社会となることを促す	5. 地域の住民に対して文化芸術をとおりて新たなコミュニティを提供する	6. 地域の住民に対して社会的課題解決の場となる	7. 劇場・音楽堂等の社会的意義や社会的価値を示す	8. 文化芸術活動をとおりて既存の文化芸術の表現に対して新たな視点をもたらされる	9. その他
全体	1,439	73.5%	55.3%	55.0%	58.8%	38.0%	25.2%	45.0%	29.5%	1.0%

質問 24 [質問 18 《4. 令和 5 年度までに実施したことはない》をご選択いただいた施設のみご回答ください] 障害者に配慮又は対象とした事業を実施していない理由は何ですか【複数選択】



	n	1. 障害者を対象とした事業を実施することについての設置者の位置づけ、方針、指針がない	2. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための財源が確保できない	3. 障害者に配慮又は対象とした事業は通常の事業よりも経費がかかる（かかりそうだ）から	4. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための知識のある人材がない	5. 障害者に配慮又は対象とした事業は、通常の事業よりも準備など手間がかかる（かかりそうだ）から	6. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための十分な人員が確保されていない	7. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための連携先等のノウハウがない	8. 具体的にどういう障害者にどういう事業を実施したらいいかわからない	9. 障害者からのニーズが感じられない	10. 劇場・音楽堂等が実施することの意味が感じられない	11. その他
全体	962	29.9%	30.7%	7.9%	42.5%	7.2%	44.6%	29.2%	41.0%	16.0%	1.1%	16.8%

質問 25 障害者に配慮又は対象とした事業を実施する上で、他の組織等と連携を組むにあたって、課題は何だと思いますか【複数選択】



	n	1. 他の組織等とのコーディネーターとなる人材、組織がない	2. 他の組織等と連携事業を実施するノウハウがない	3. 近隣に連携できる組織等がない	4. 連携の依頼や打ち合わせなど連携に係る業務時間が取れない	5. 費用の負担	6. その他
全体	1,439	47.0%	45.8%	9.1%	23.2%	41.4%	6.9%

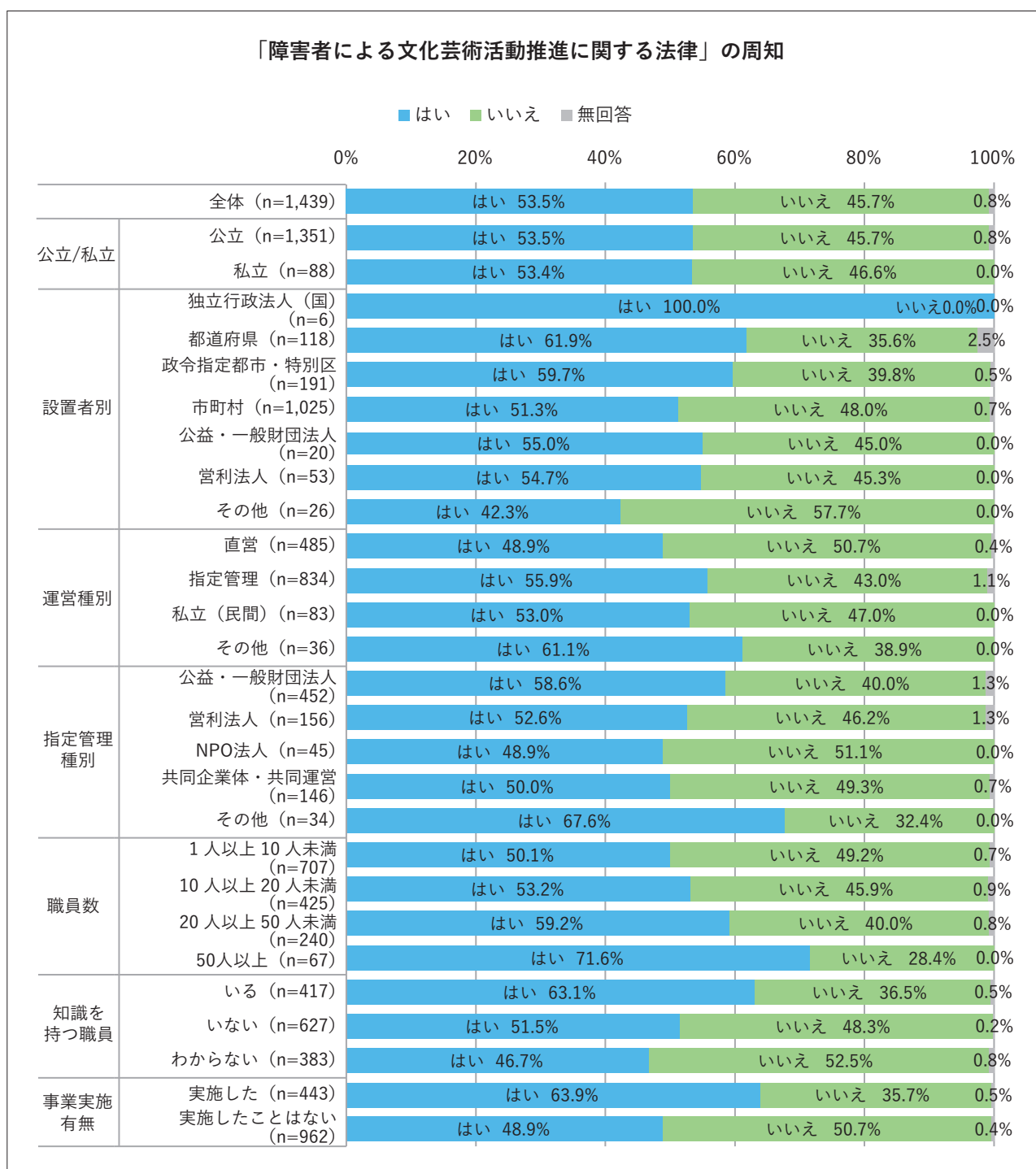
3 アンケート調査結果詳細（クロス集計）

1. 回答者の基本情報、P7～9 参照

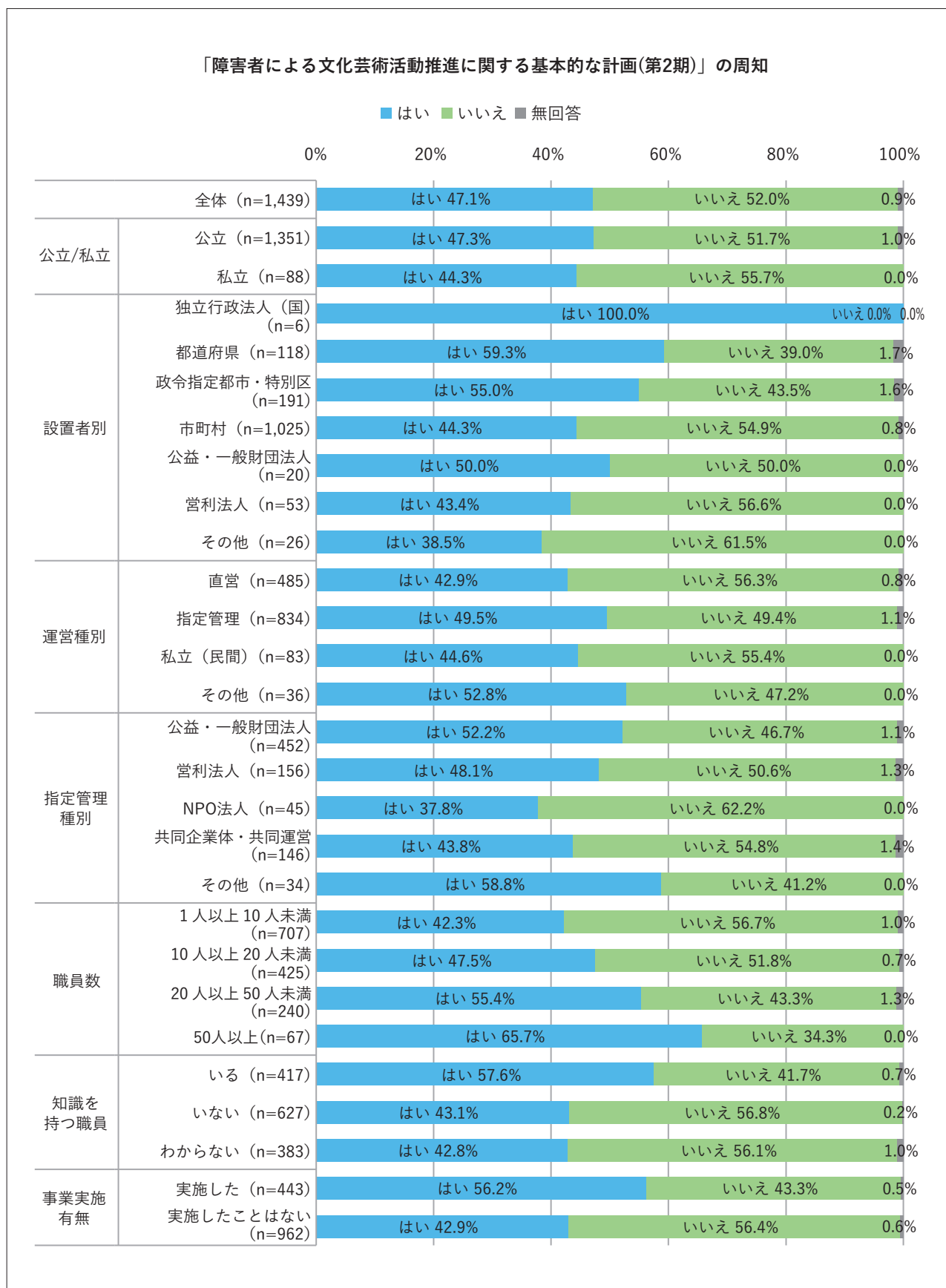
2. 政策

(1) 国の法律・制度

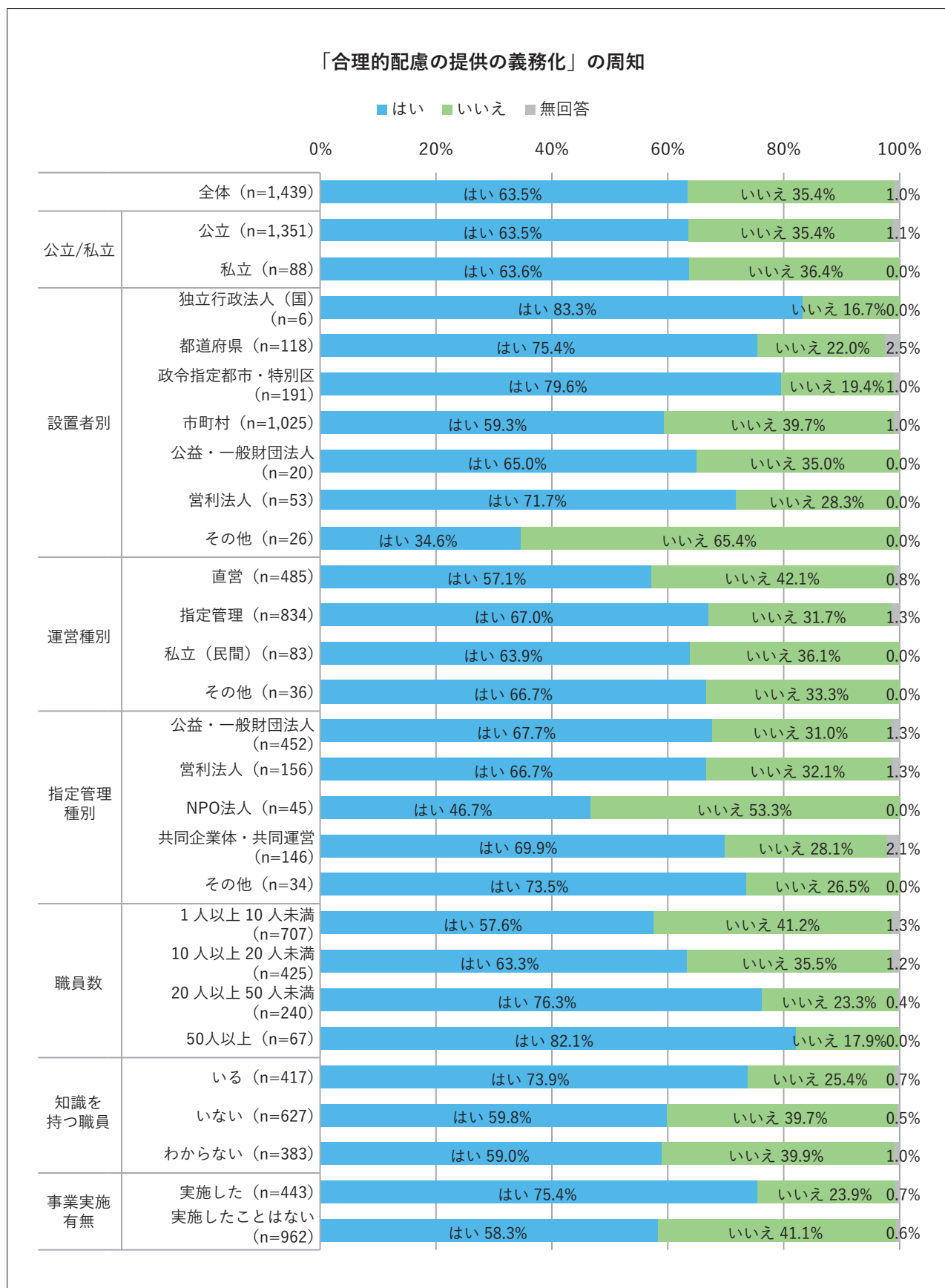
質問4 貴施設は、文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力が発揮されることや、社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、平成30年6月に公布、施行されたことについて、職員間で周知されていますか



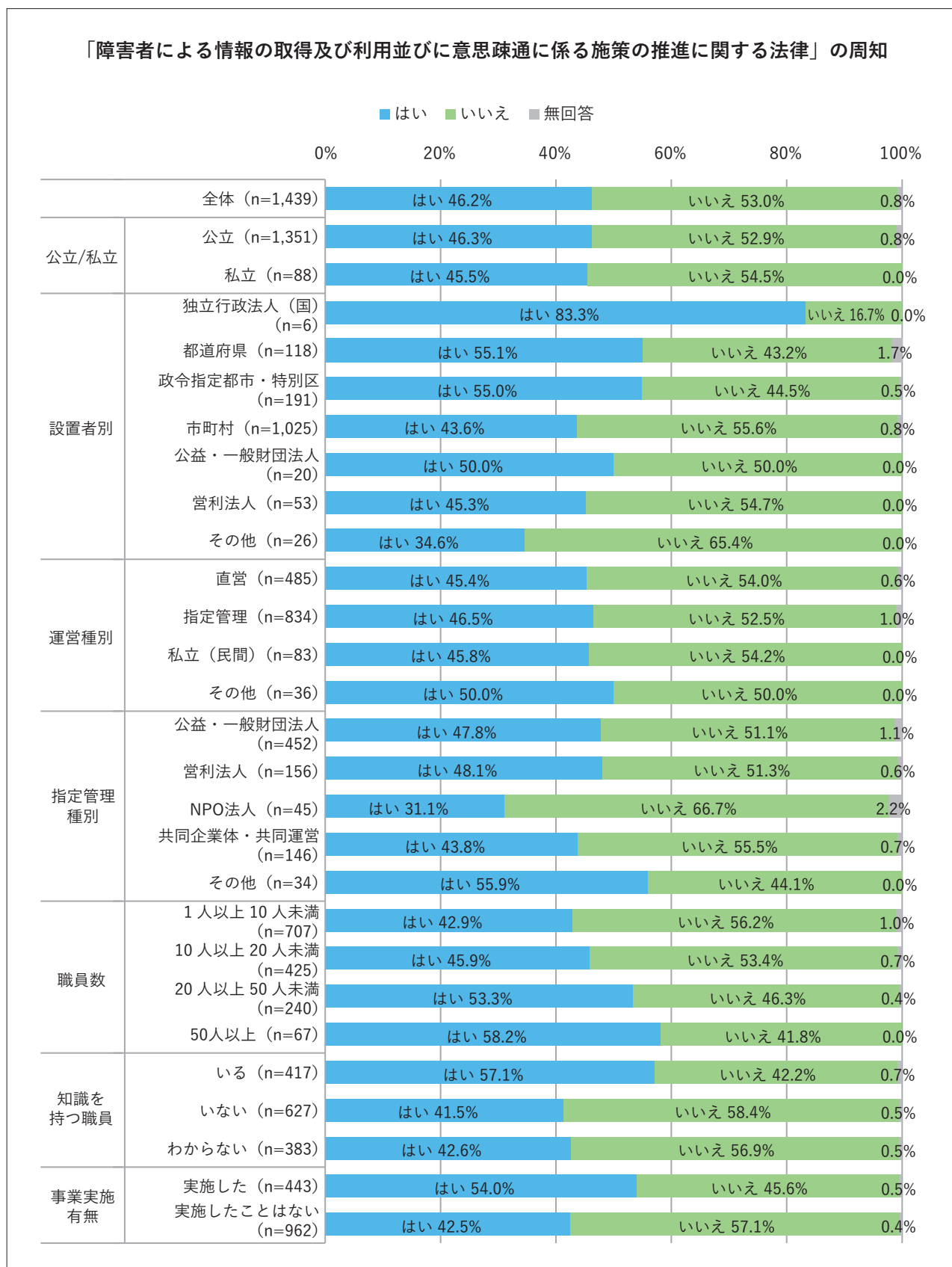
質問5 貴施設は、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえた「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が、令和5年3月に策定されたことについて、職員間で周知されていますか



質問6 貴施設は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（令和3年5月改正）に基づき、事業者による「合理的配慮の提供が義務化」されたことについて、職員間で周知されていますか

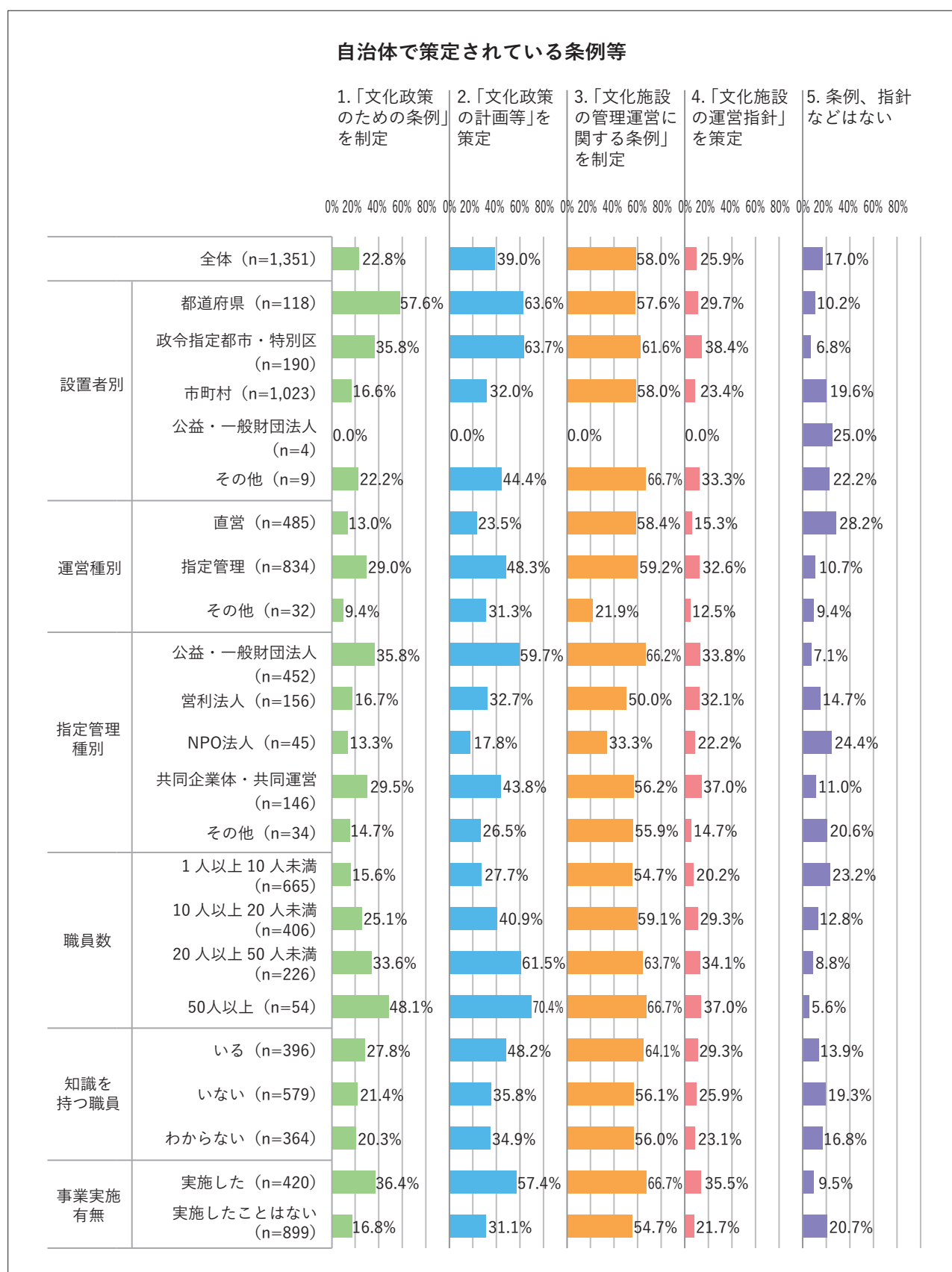


質問7 貴施設は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が令和4年5月に施行されたことについて、職員間で周知されていますか



(2) 地方公共団体の文化政策

質問8 「公立の施設のみご回答ください」 貴施設の設置自治体で文化政策に関する条例等で現在策定されているものをご回答ください【複数選択】

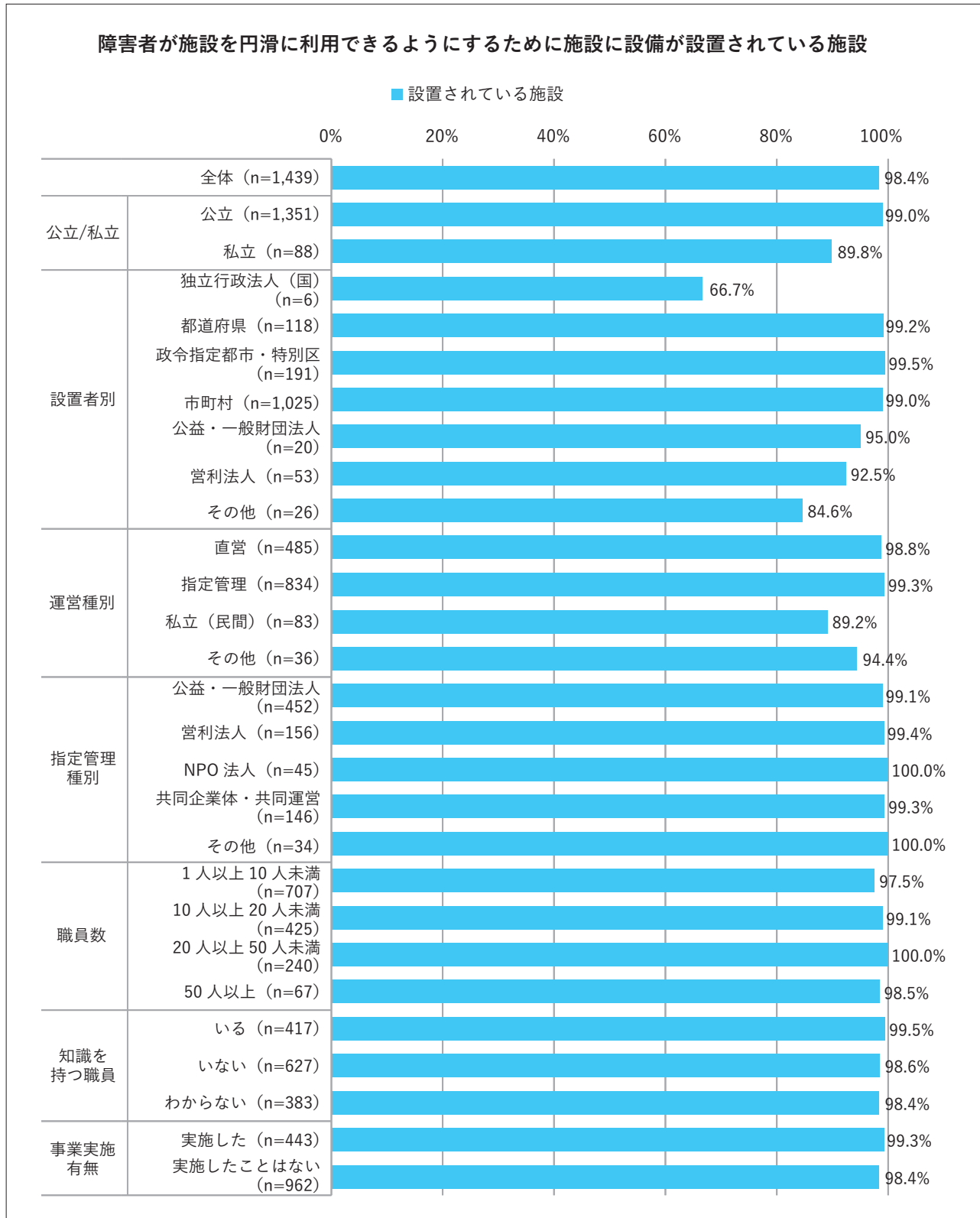


3. 施設の対応

(1) 設備のバリアフリー・情報保障

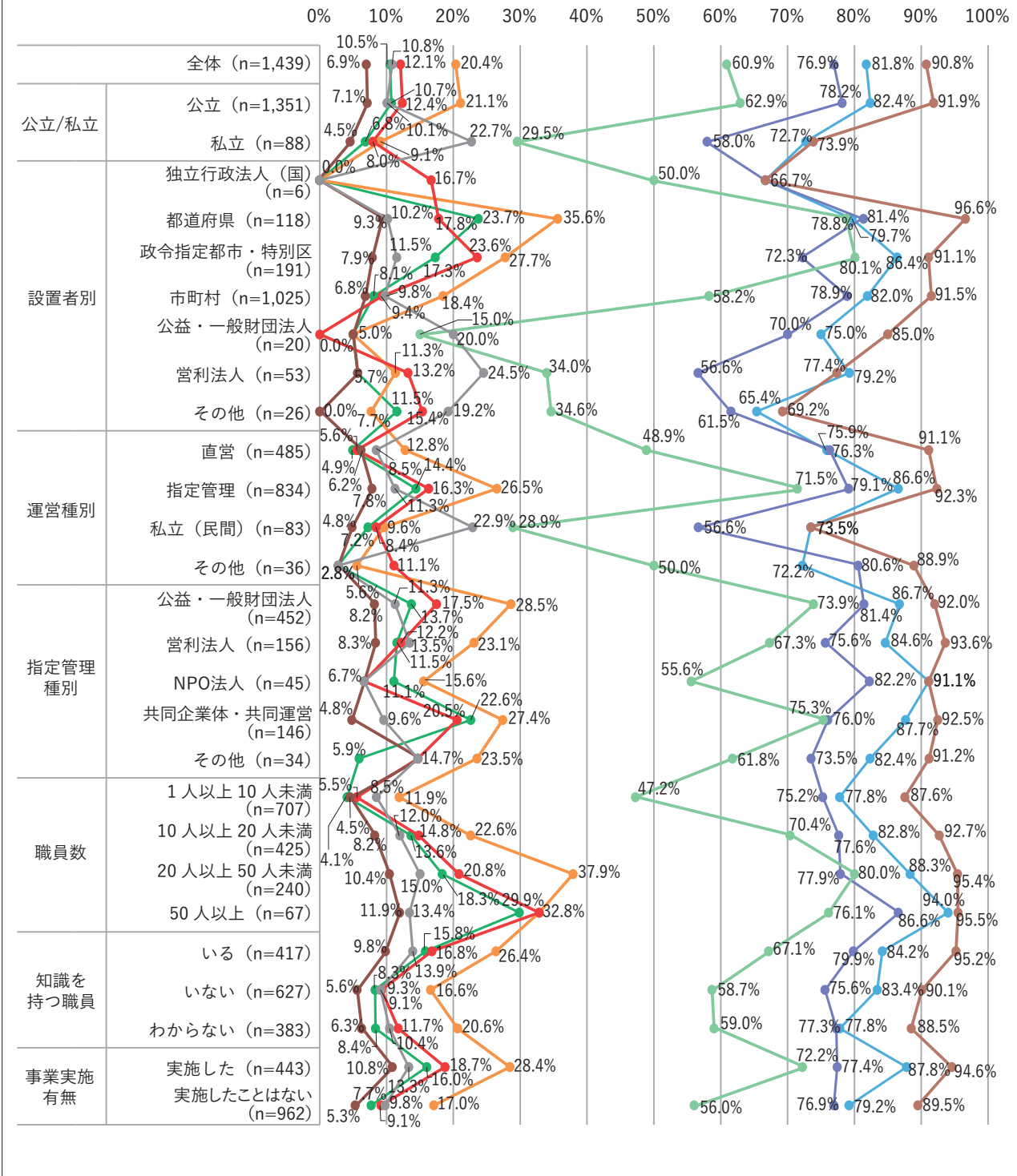
質問9 障害者が施設を円滑に利用できるようにするために、施設に設置されているものをご回答ください【複数選択】

[障害者が施設を円滑に利用できるようにするために、施設に設備が設置されている施設]



障害者が施設を円滑に利用できるようにするために施設に設置されている設備

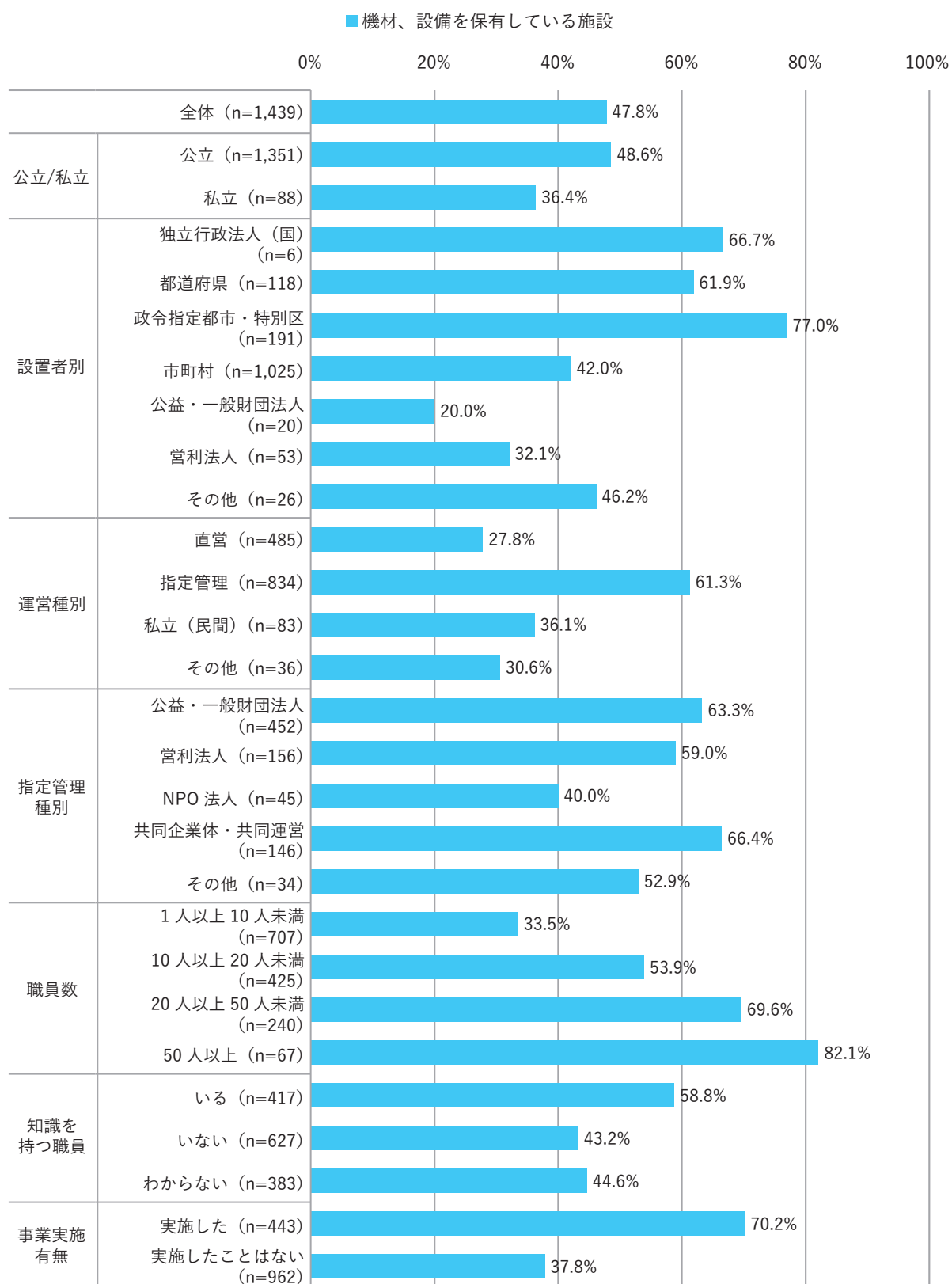
- 1. 車いす席
- 2. スロープ
- 3. 点字ブロック
- 4. 音声案内
- 5. 多機能型トイレ
- 6. 電光掲示板（案内用）
- 7. 表示の色の組み合わせ・位置の工夫等、ユニバーサルデザインの採用
- 8. 光警報装置
- 9. その他



質問9 その他 自由記述（抜粋）

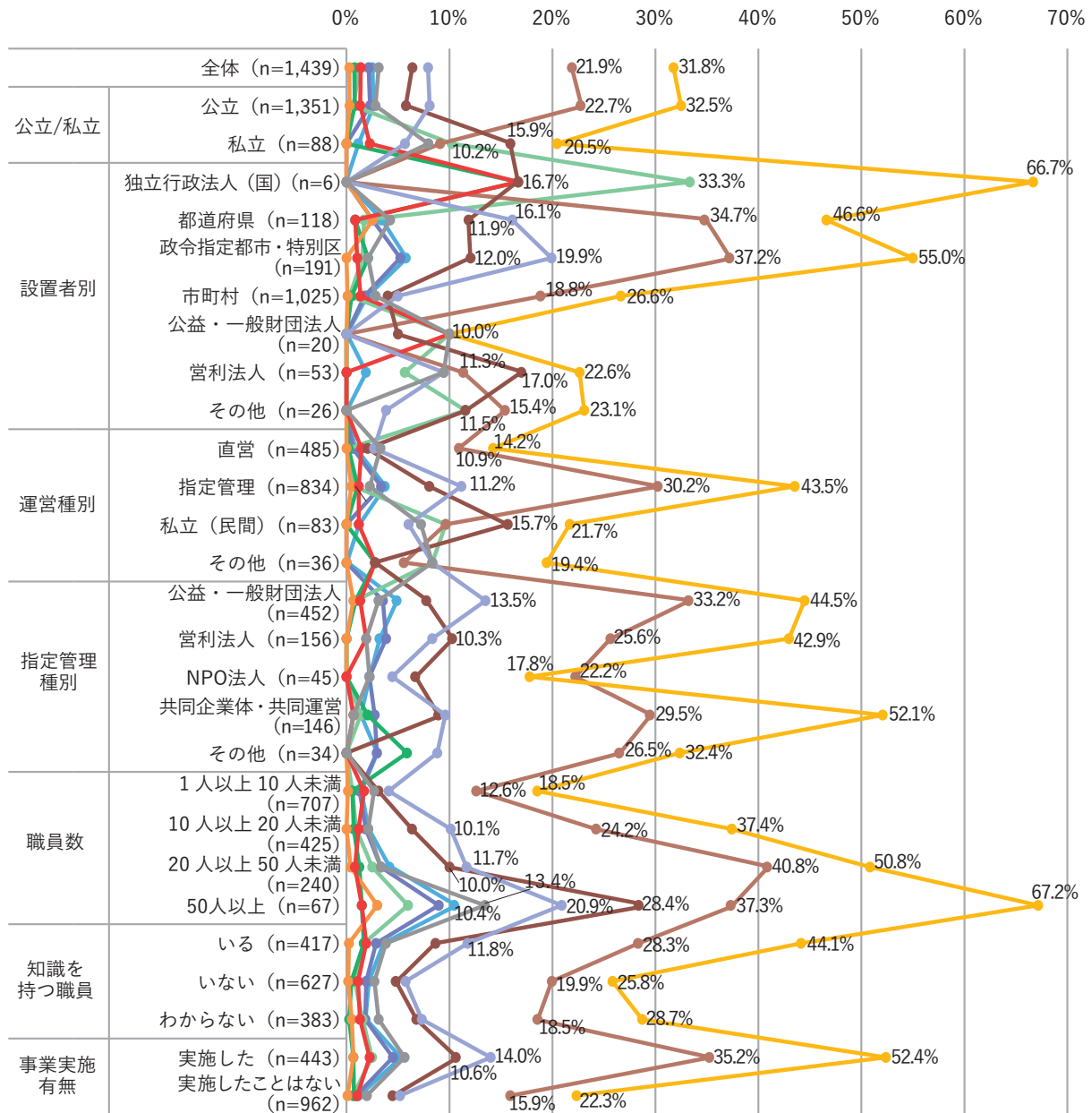
- ・エレベーター
- ・車椅子対応、兼用エレベーター
- ・身体障害者優先エレベーター
- ・エレベーター車椅子利用者対応ボタン/エレベーター前呼び出しインターフォン
- ・エレベーターボタンの点字表記
- ・車椅子自動ドアスイッチ
- ・段差解消機
- ・移動式スロープ
- ・車椅子用リフト/階段昇降機
- ・着脱可能手すり付階段
- ・バリアフリー駐車場/思いやり駐車場、駐車スペース
- ・駐車場誘導チャイム
- ・日本語字幕ディスプレイ
- ・トイレ音声ガイド（多言語）
- ・トイレ照明の自動点灯、消灯
- ・点字サイン・表示
- ・点字リーフレット
- ・点字案内板
- ・点字シール
- ・触知案内図
- ・誘導用電子チャイム
- ・呼び出しスイッチ
- ・補助犬用トイレ
- ・身障者対応飲料自動販売機
- ・遮音室
- ・親子室
- ・災害時誘導メッセージボード
- ・化学物質過敏症対応の会議室

障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして機材、設備を保有している施設



障害者が鑑賞や参加のためのサポートとして保有している機材、設備

- 1. 音声ガイド受信機
- 2. 音声ガイド発信機
- 3. 舞台鑑賞用字幕サポートシステム
- 4. 舞台鑑賞用音声ガイドサポートシステム
- 5. 音声補聴システム
- 6. 体感音響システム
- 7. 電光掲示板（字幕表示用）
- 8. タブレット（コミュニケーション用）
- 9. 筆談ボード（筆談マークの表示等を含む）
- 10. コミュニケーション支援ボード
- 11. その他



質問 10 その他 自由記述

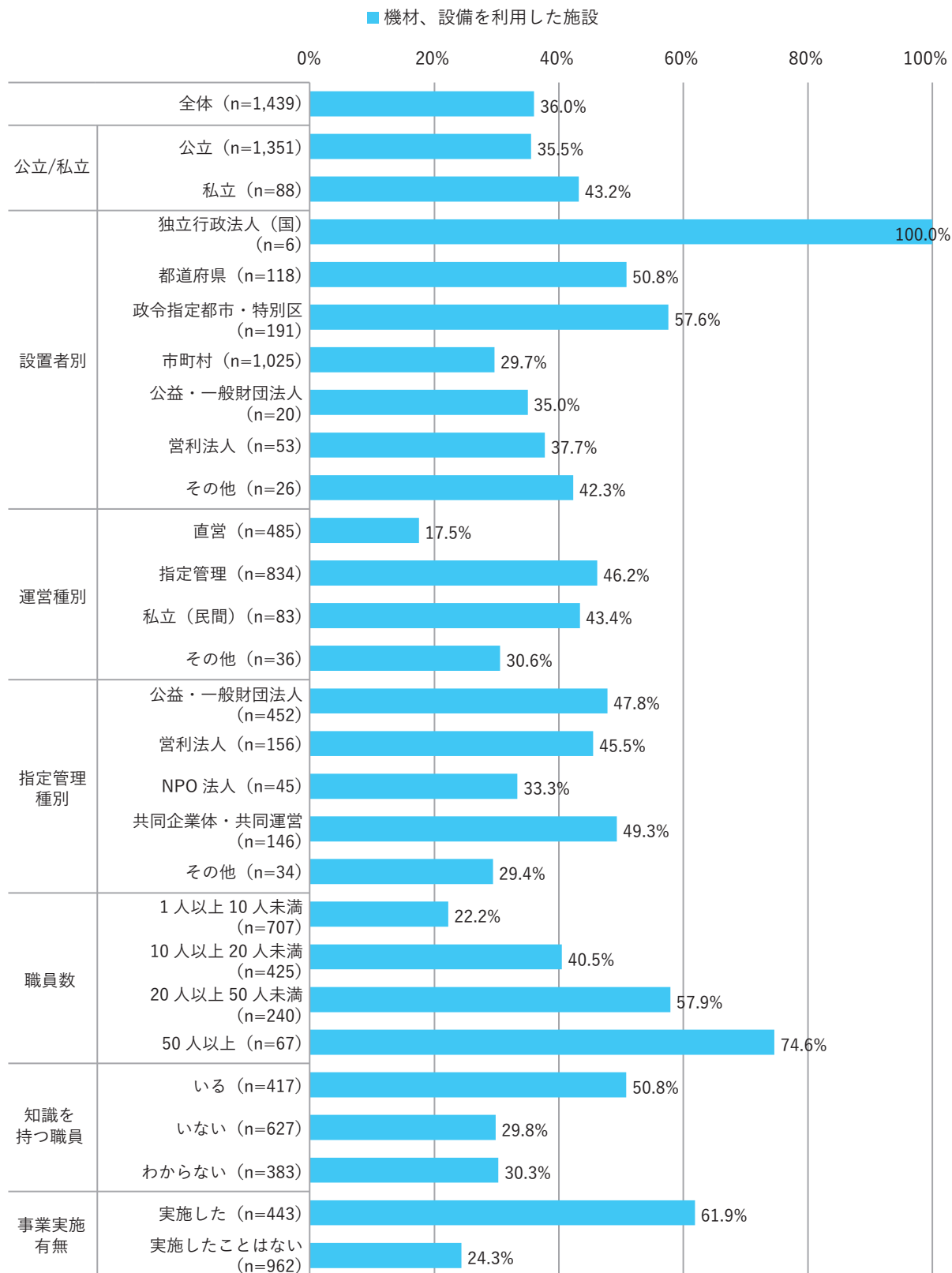
- ・貸出用触地図
- ・模型図
- ・メモ/ノート等
- ・スマートフォン
- ・音声認識ソフト（音声文字化アプリ）
- ・タブレット
- ・受付カウンター拡声装置（難聴の方向け）
- ・対話支援スピーカー
- ・字幕用プロジェクター
- ・イヤホン席
- ・イヤーマフ
- ・難聴者ヘッドフォン用アンプ

10%以下の数字の表記を省略しています。ホームページに掲載されている数値をご参照ください

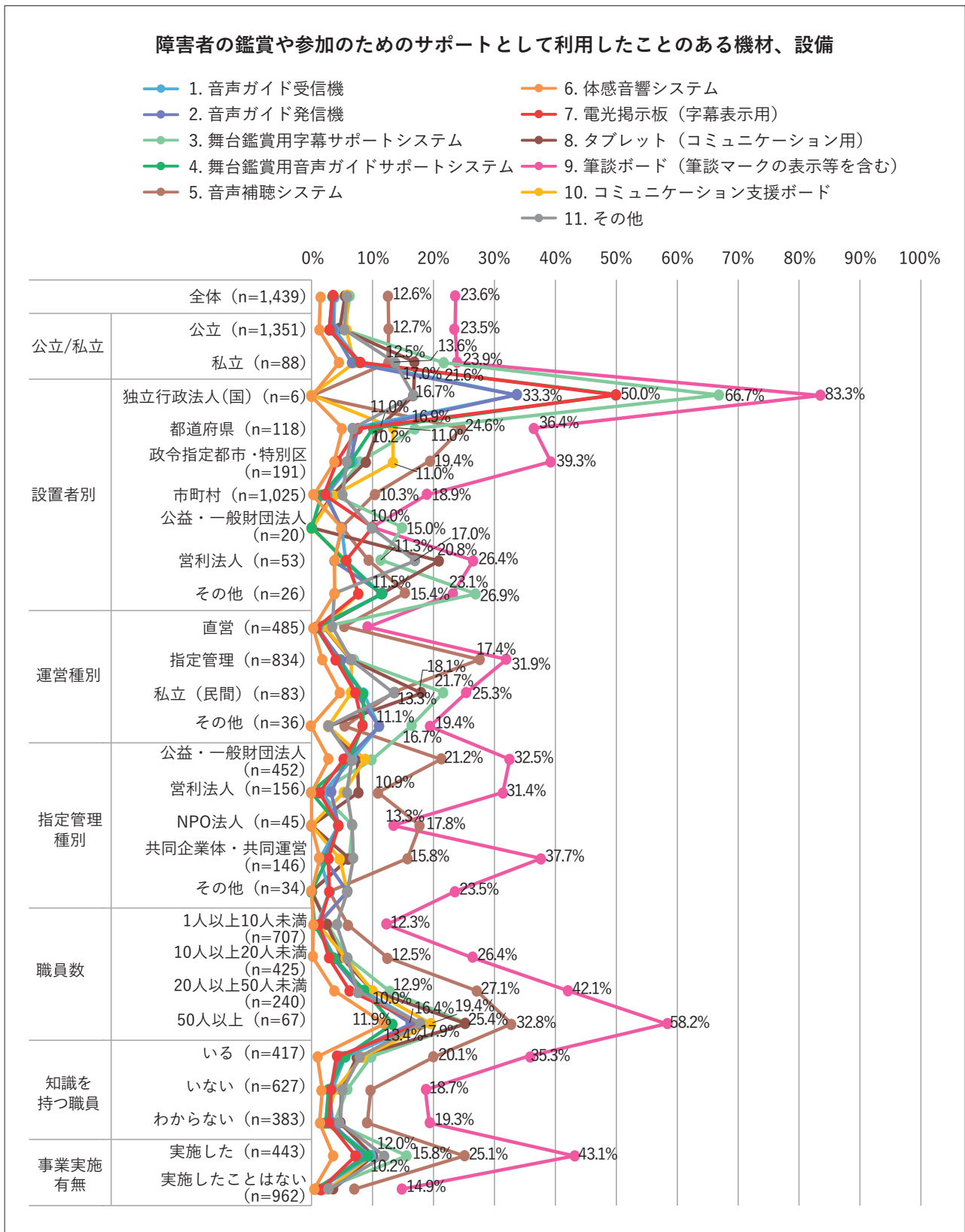
<https://www.zenkoubun.jp/publication/survey.html>

質問 11 令和元年度から令和 5 年度までの間に障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして利用したことの有無をそれぞれの機材、設備などについてご回答ください

障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして機材、設備を利用した施設



[令和元年度から令和5年度までの間に障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして利用したことの有無をそれぞれの機材、設備]



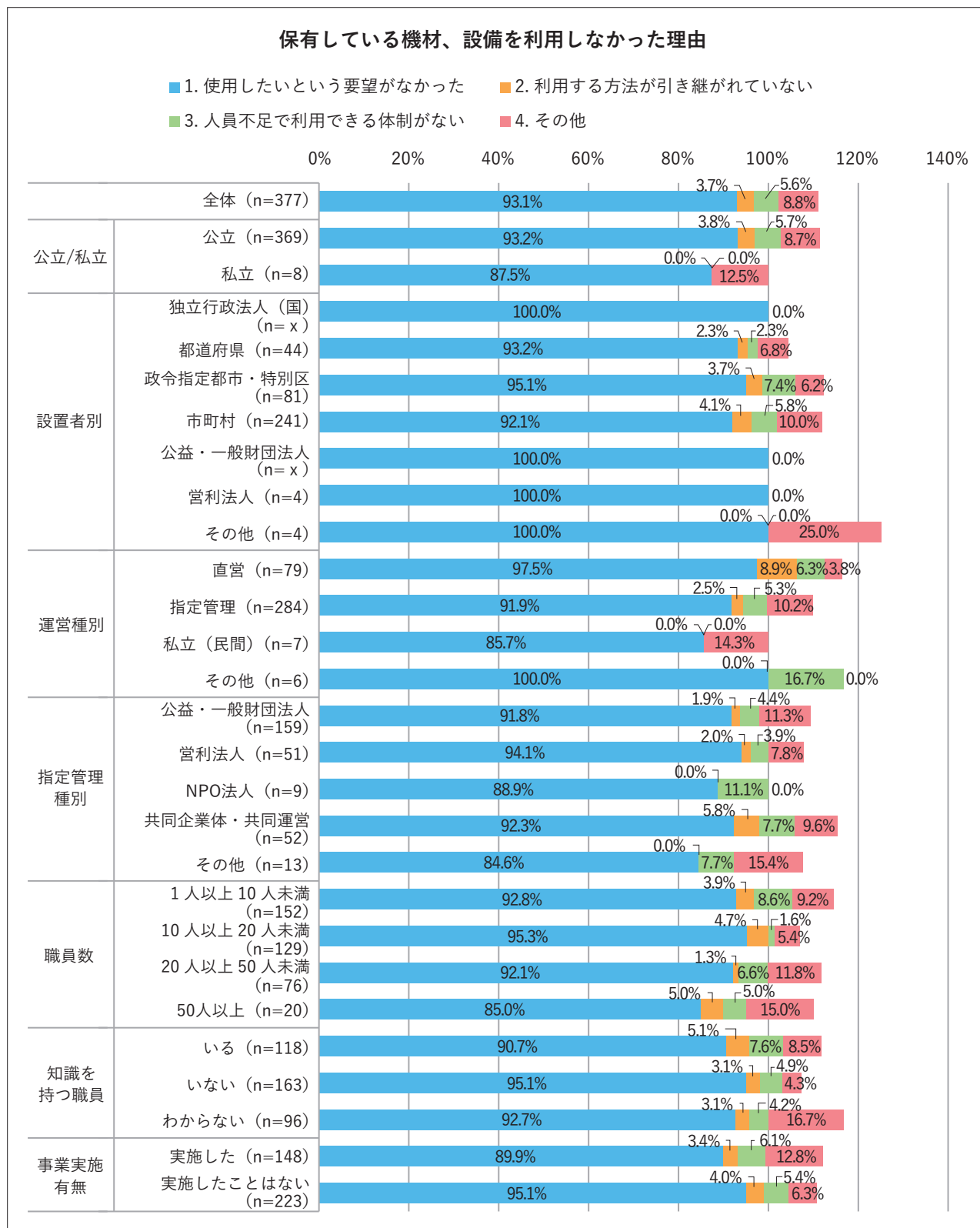
質問 11 その他 自由記述

- ・ 字幕照射のためのプロジェクター
- ・ 音声文字化アプリ
- ・ タブレット字幕器
- ・ タブレット表示
- ・ 手話通訳
- ・ 字幕メガネ
- ・ 字幕ストーリー
- ・ 点字、拡大文字プログラム
- ・ 要約筆記
- ・ 公演の台本データを格納したタブレット

10%以下の数字の表記を省略しています。ホームページに掲載されている数値をご参照ください

<https://www.zenkoubun.jp/publication/survey.html>

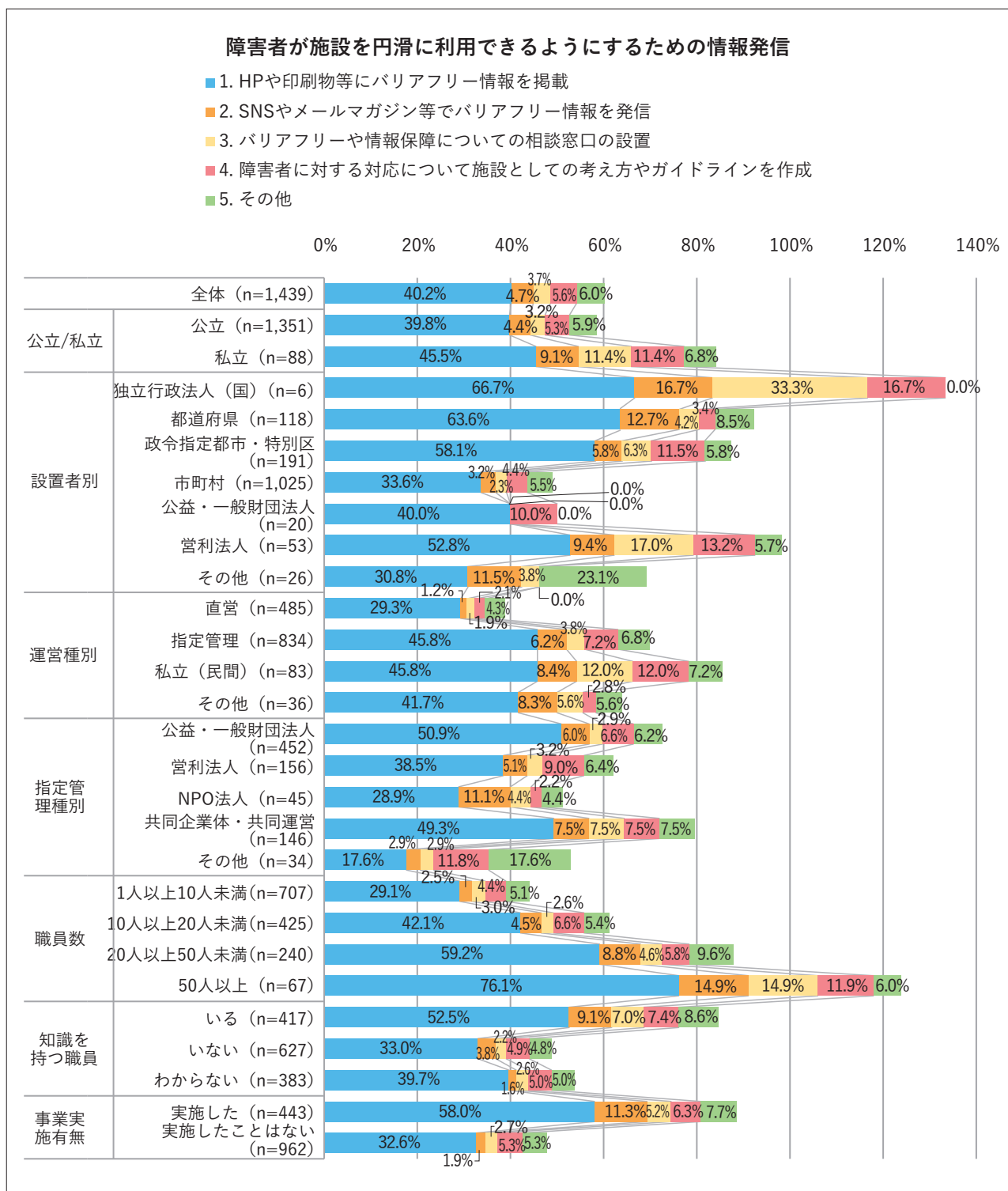
質問 12 [質問 10 で《保有している》と回答した機材、設備のうち、質問 11 で《なし》をご選択いただいたものがある施設のみご回答ください] 保有している機材、設備を利用しなかった理由をご回答ください【複数選択】



質問 12 その他 自由記述 (一部抜粋)

- ・利用者/主催者側で対応
- ・付き添い者が対応
- ・機材や設備が整っていない

質問 13 障害者が施設を円滑に利用できるようにするために、どのような情報発信を行っていますか【複数選択】



質問 13 その他 自由記述 (一部抜粋)

- ・館内に各種サイン (盲導犬等) の掲示
- ・FAQ に対応状況を説明
- ・イベントガイド / イベントカレンダーの点訳冊子発行
- ・点字案内の作成
- ・市として各公共施設における整備状況を冊子や HP で発信している
- ・自治体のバリアフリー MAP に掲載
- ・行政との連携による遠隔手話による相談窓口の設置
- ・障害者向けの施設情報媒体への情報登録と掲載
- ・思いやり駐車スペース (障がい者用駐車スペース) の案内ポスター掲示
- ・目や耳の不自由な方への情報誌発行
- ・受付における各種サポートの掲示 / 受付窓口に筆談対応ができることを掲示

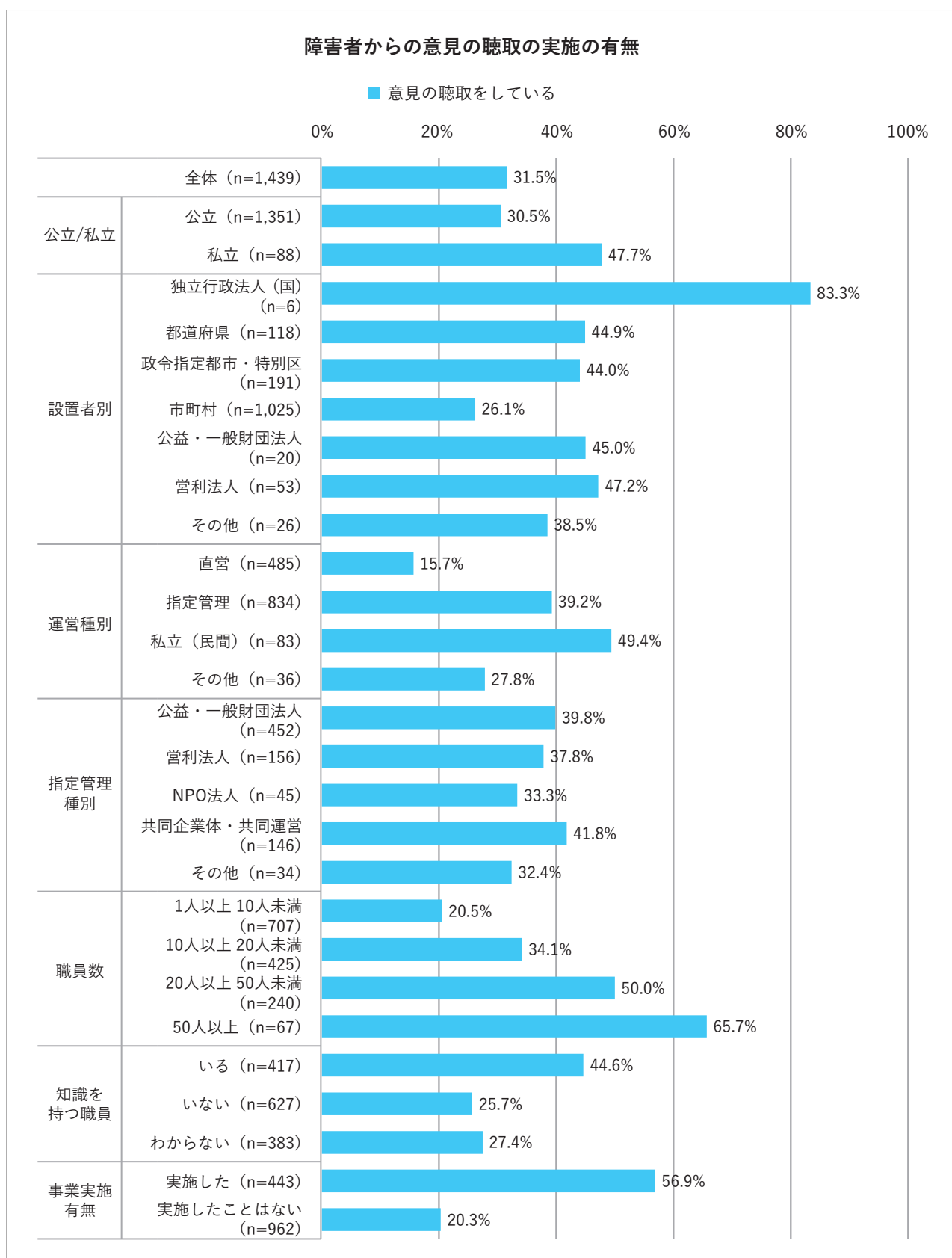
質問 14 貴施設において、これまでに行った合理的配慮の提供事例がありましたらご記入ください

<一部抜粋>

- ・来場者がスタンディングで鑑賞する公演時に、舞台用平台で車いすスペースの高さを確保した。
- ・脚の悪い方からの要望による座席の配慮。
- ・車椅子利用者が施設を利用する際に入口の段差を解消するスロープを設置
- ・公演の鑑賞に来られた体が不自由なお客様へは、座席までのサポートなど行っている。
- ・ホールにて、車いす席利用者の通常客席希望に対し、当日移動のサポートを実施
- ・エレベーターはないが、車椅子を必要とされる方が2階席をご購入の場合、階段昇降機で昇降していただき、車いすは職員と付き添いの方が協力して上げ下げするなどの対応。
- ・車いすを利用している出演者がおり、楽屋の階段に車いす用のスロープがなかったので、車いすで利用できるよう、取り外し可能なスロープを設置
- ・駐車場ではない施設出入口近くのスペースに車いすユーザーが運転してきた車の駐車を臨時的に許可した。
- ・手話通訳
- ・要約筆記
- ・演劇公演での台本貸出（冊子、データ）、トークイベントでの字幕提供
- ・聴覚障害者からの要望による上演台本貸出、台本タブレットの貸出、手話通訳、字幕の提供等。
- ・初日2日前に聴覚障害のお客様から鑑賞希望のメールが届いた。タブレット等を準備する時間的な余裕（そもそもタブレットは芝居の進行にあわせてページをめくる機能がない）もないため、「客席内に譜面台を設置し、そこに台本を置き、隣でスタッフが舞台進行にあわせてページをめくる」ことをゲネプロで実験、見え方等を撮影したものをお客様にお送りしてご提案した。その他、台本や人物相関図、衣裳写真等を事前にご提供し、鑑賞をご検討いただいた。最終的には、チケットをご購入いただき千種楽に鑑賞していただけた。
- ・補聴器利用者が施設（会議室）を利用する際にマイク音声をはっきりと伝える磁気ループアンプを稼働
- ・演劇の公演があった際、音声補聴システムの利用し公演を観覧したいとお問い合わせがあり、音声補聴システムの導入を行い公演をご観覧いただいた。
- ・主催公演において視覚障がい者を最寄り駅まで送迎
- ・視覚障がい者が使用する会場までの案内
- ・館内の案内
- ・視覚障害者からの要望によるロビーや施設内でのご案内および駅までの付き添い等。
- ・障害のため時折声が出てしまうお客様からミュージカルが大好きで、何か配慮してもらえることはありますかとのお問い合わせを頂きました。事前に下見に来館頂き、車いす席や親子室をご覧頂いた結果、車いす席で鑑賞頂き、周りのお客様への影響を考慮してスタッフが付き添い様子を見ることにしました。途中でホールから出られた場合に備えてホワイトボードで鑑賞できるよう準備もしました。実際は、同伴されたご家族が事前に周りのお客様に事情を説明なさって理解を得られたこともあり、約2時間車いす席にお座りのまま鑑賞でき、大変喜ばれました。
- ・書類の代筆

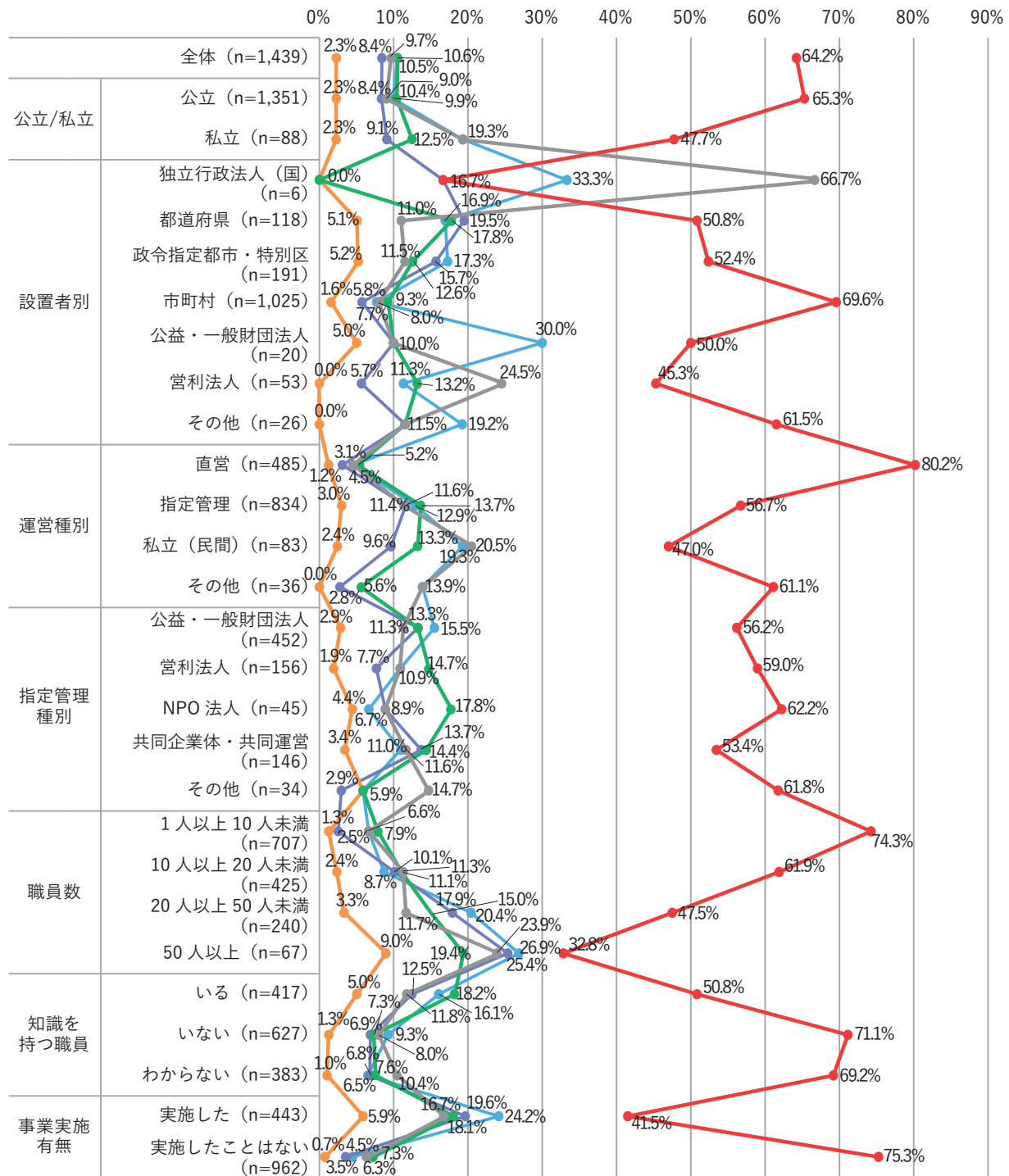
(2) 障害者からの意見聴取など

質問 15 障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業の企画、運営等について、障害者から意見を聞いたことがありますか【複数選択】



障害者への施設の対応や障害者に配慮した事業の企画・運営などについて、
障害者から意見を聞いたことがありますか

- 1. 障害者にアンケート、個別聞き取りを実施
- 2. 障害者や障害者団体等と懇談やヒアリング、意見交換を行う場を設定
- 3. 企画・運営委員会等に障害者が構成員として参加
- 4. 疑問に思ったことを随時、普段つながりのある障害者に相談
- 5. その他
- 6. 聴いていない、わからない

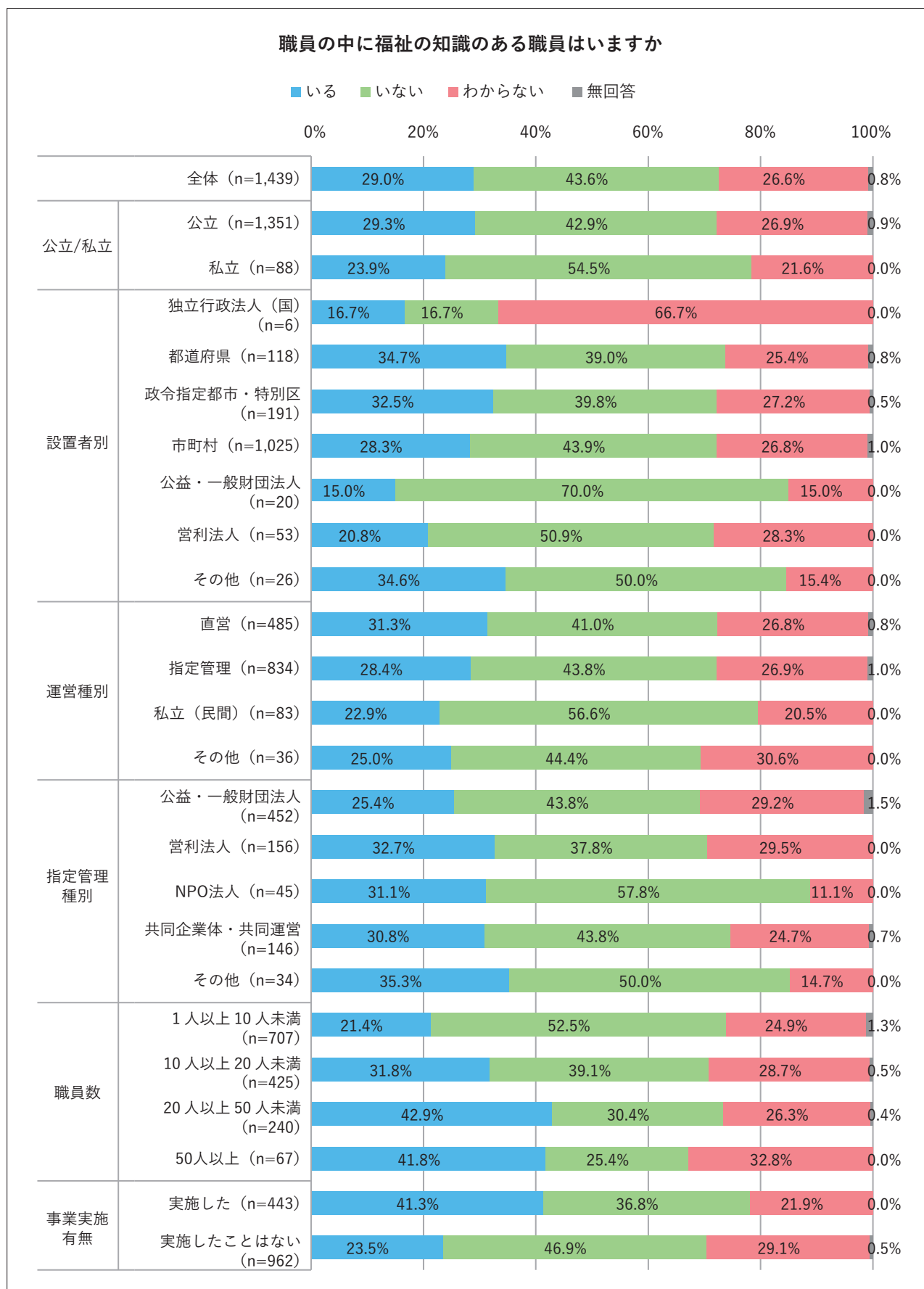


質問 15 その他 自由記述（一部抜粋）

- ・ 障害者の限定ではなくアンケートを実施/一般向けアンケートを実施/事業アンケートを実施
- ・ 障害者施設が利用される際にヒアリングを実施
- ・ 事業等のアンケートに意見が寄せられたら対応している
- ・ 窓口にて直接ご意見を伺う
- ・ 当事者のお客様からのご意見（劇場来場時、電話、メール等）
- ・ 利用者、関係団体からの相談/提案/要望
- ・ 来館時介助者へ聞き取りを行う
- ・ 利用時やイベント等での打合せ時に伺う
- ・ 直営のため、福祉課等の会議等で意見をいただくことがある
- ・ 行政より指示を受ける
- ・ 障害福祉担当部署にヒアリング/行政の障害者担当へ相談
- ・ 区の依頼により、障害者の方も加わった「バリアフリー施設点検」を実施
- ・ 社内の障害者に随時相談
- ・ 今後、障害者が主として参加できるイベントを検討するため、関係団体にヒアリング等行う予定

(3) 人材について

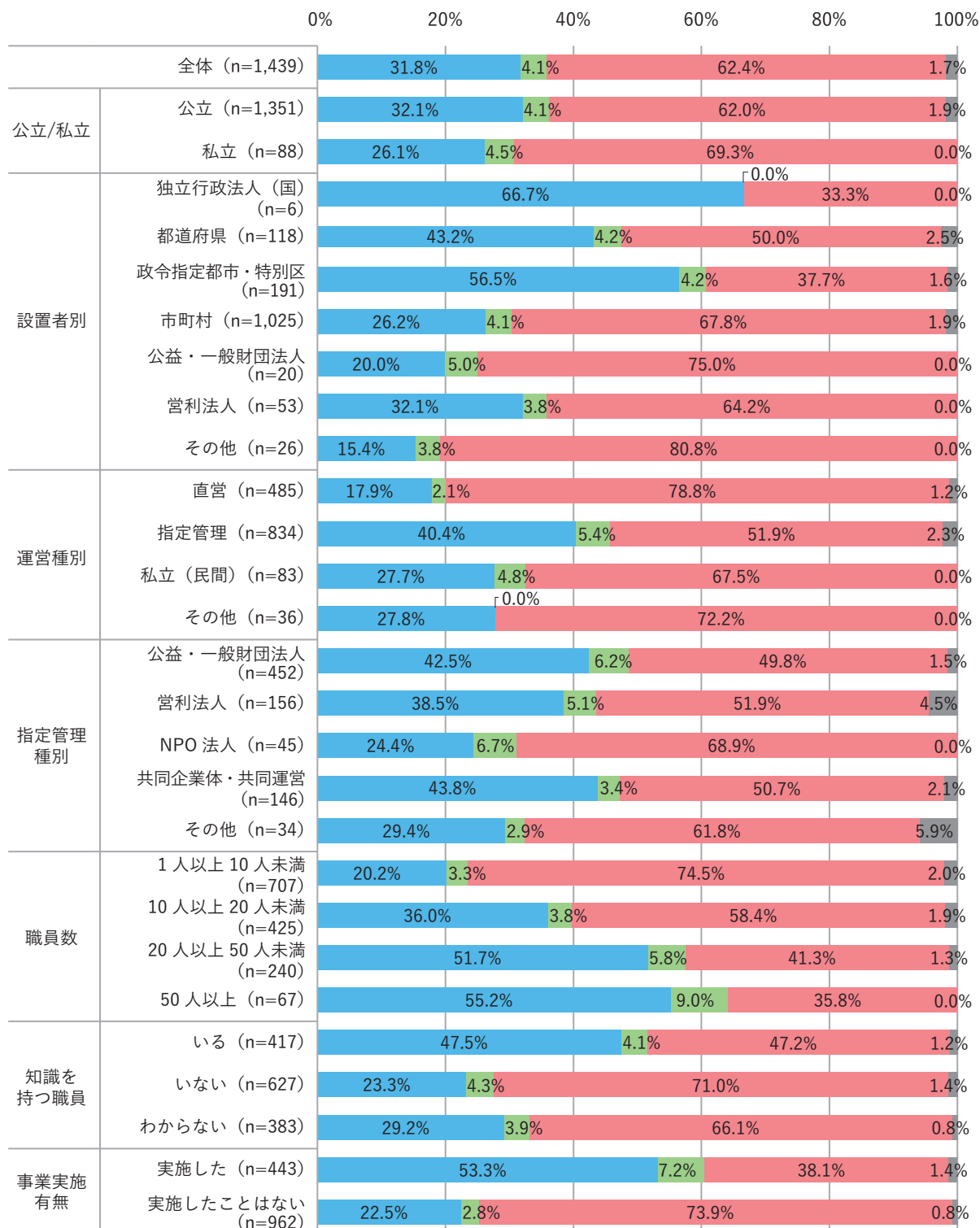
質問 16 職員の中に福祉について知識のある職員はいますか



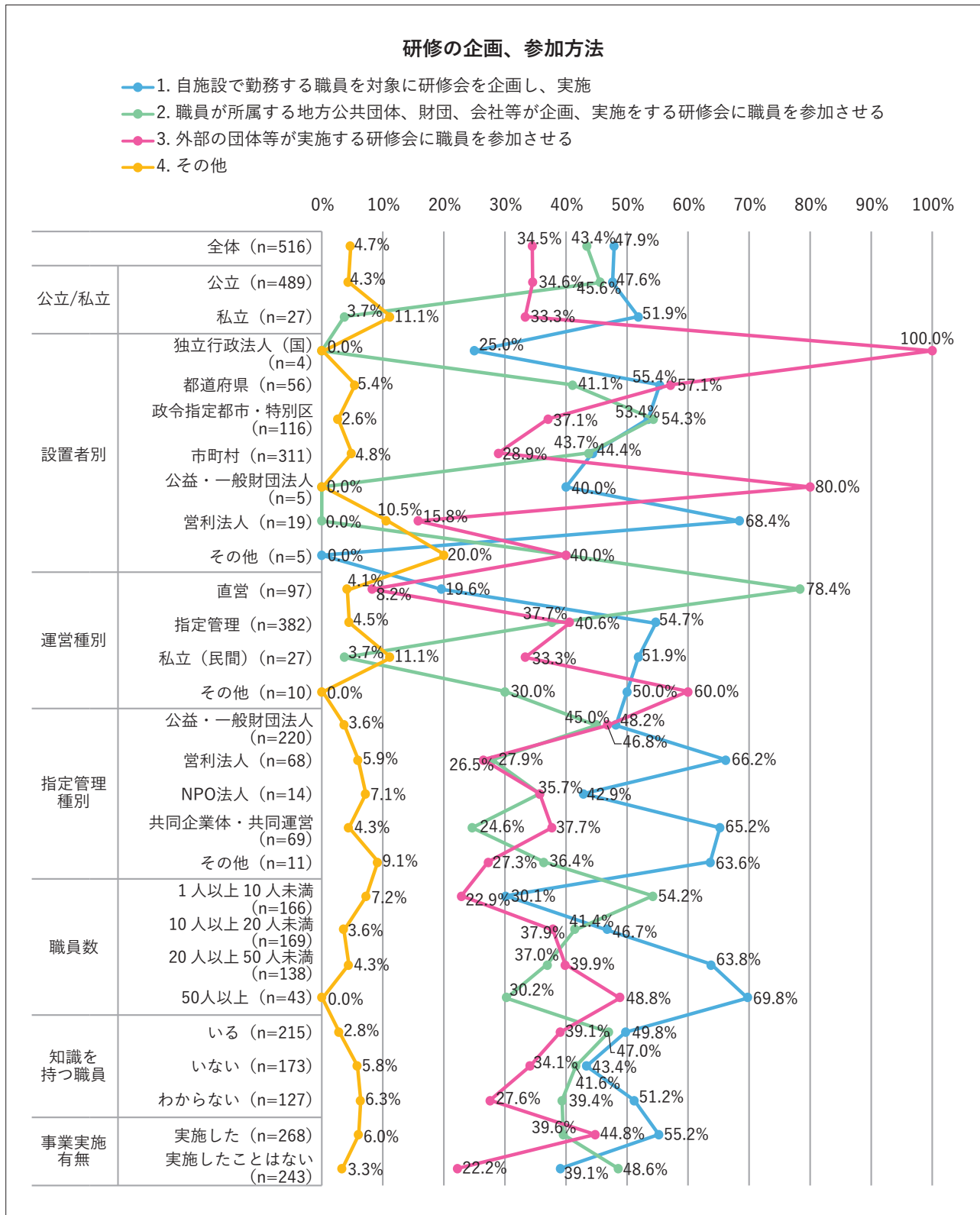
質問 17 障害についての理解や障害者への対応について職員の研修を行っていますか

障害についての理解や障害者への対応について職員の研修を行っていますか

- 1. 令和元年度から令和5年度の間実施したことがある
- 2. 令和元年度から令和5年度の間には実施していないが、平成30年度以前に実施したことがある
- 3. 令和5年度までに実施したことはない
- 無回答



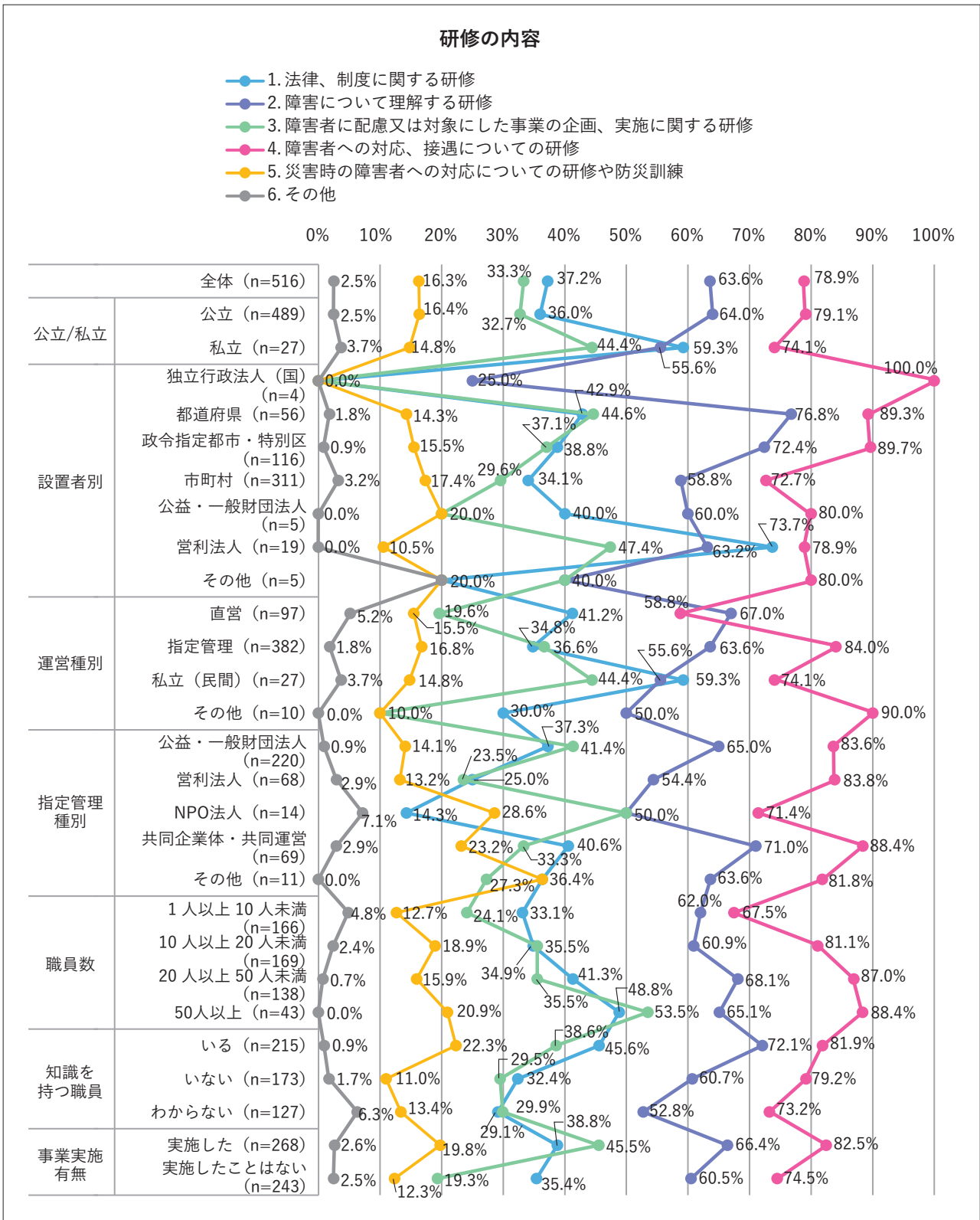
補問 17-1 研修の企画、参加方法【複数選択】



補問 17-1 その他 自由記述

- ・ オン・ザ・ジョブトレーニング (OJT) で学ぶ
- ・ 関連書類回覧を実施
- ・ イベントを共催する
- ・ 指定管理会社が用意した教育映像を視聴
- ・ 自施設の職員及び一般の方を対象とした研修を実施
- ・ 当該施設に限定した研修は実施していないが、市職員対象の研修は実施している
- ・ 研修までは至っていないが、朝礼時に障がい者へのバリアフリートイレ等の説明や補助をするように促している

補問 17-2 研修の内容【複数選択】



補問 17-2 その他 自由記述

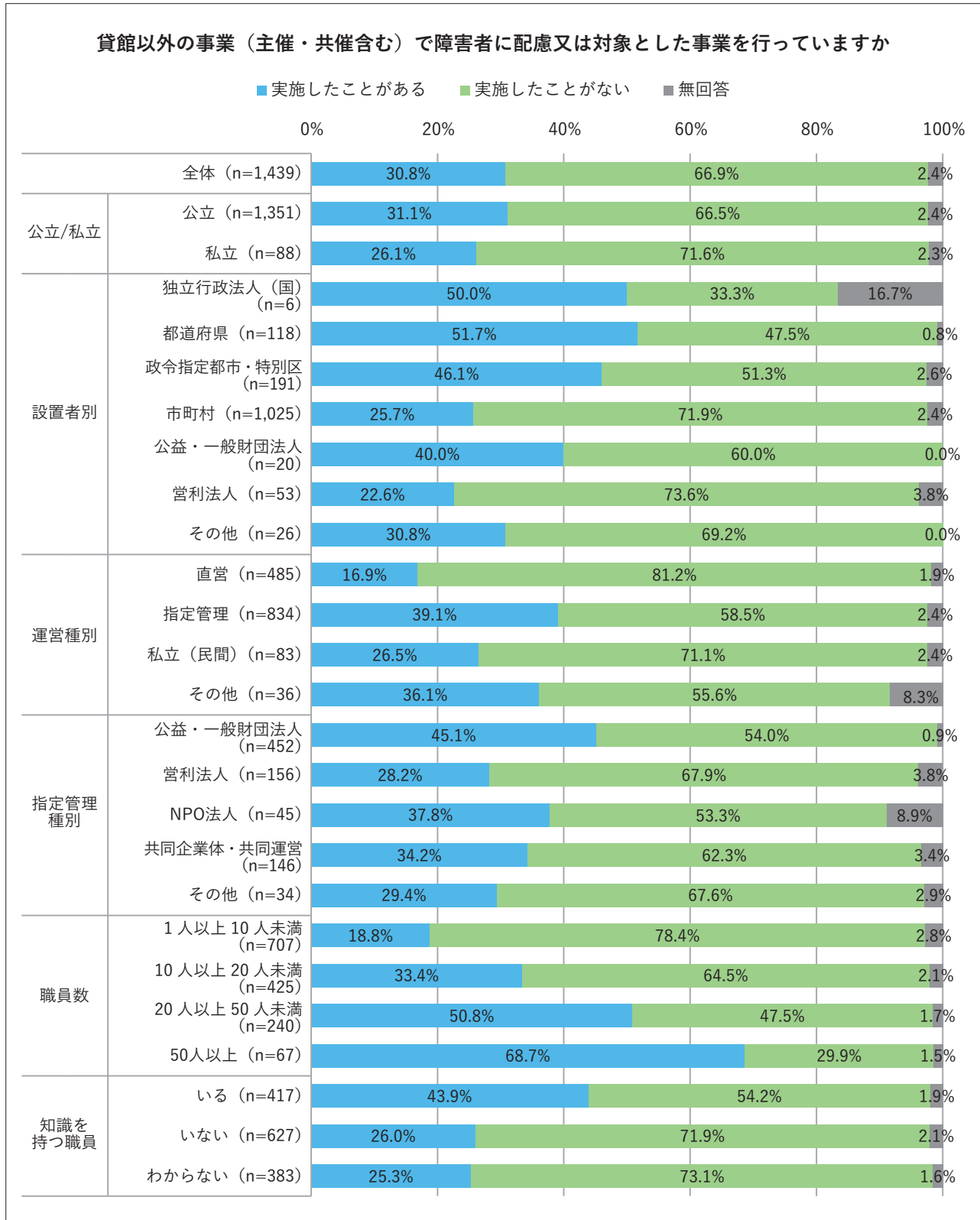
- ・手話/手話講習
- ・やさしい日本語
- ・対応マニュアル策定へのアドバイス等
- ・人権に関する研修会
- ・イベントを通じた体験

4. 障害者に配慮又は対象とした事業の取組状況

(1) 障害者に配慮又は対象とした事業（自主事業）の実施の有無と実施内容

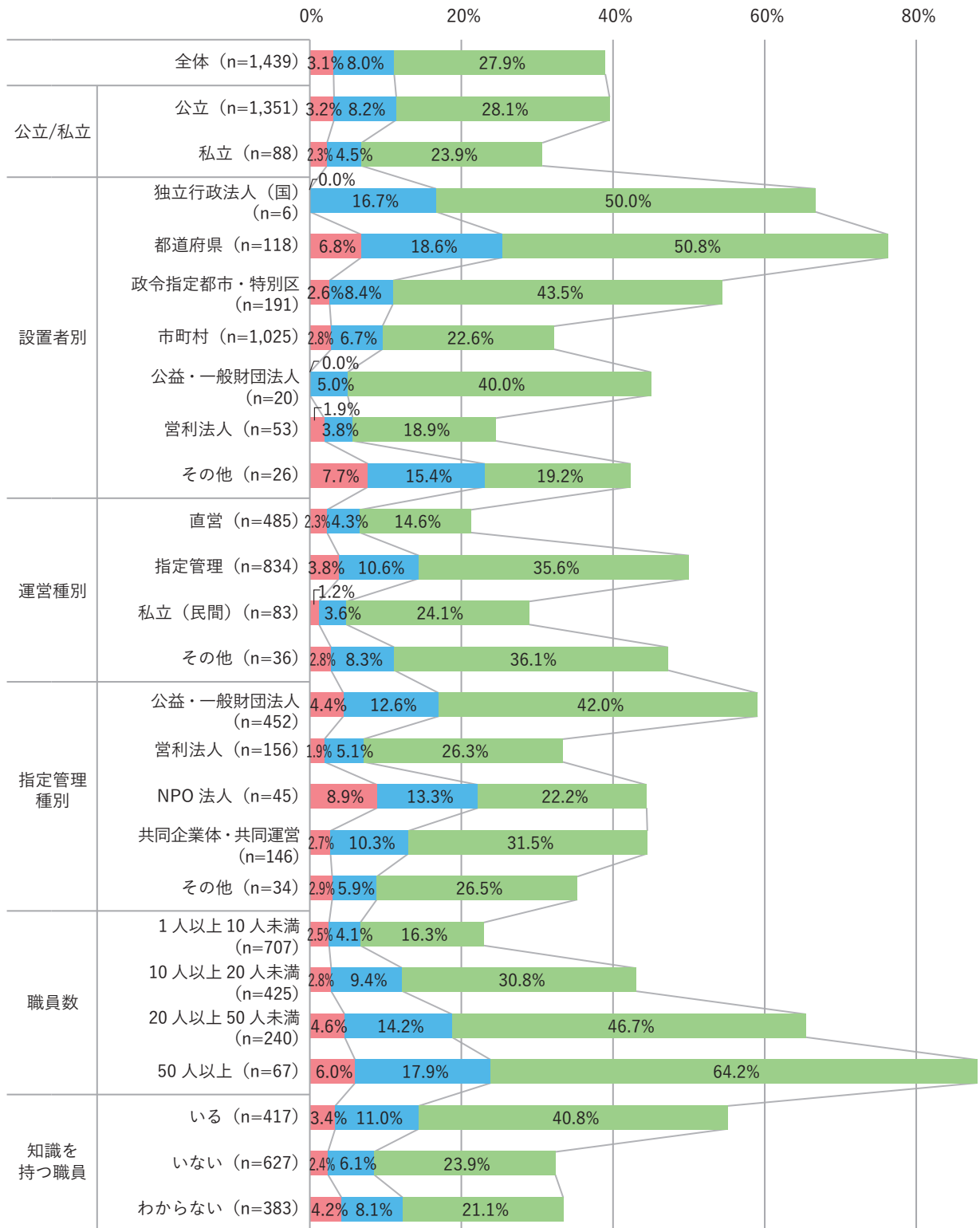
質問 18 貸館以外の事業（主催・共催含む）で障害者に配慮又は対象とした事業を行っていますか【複数選択】

[実施の有無]



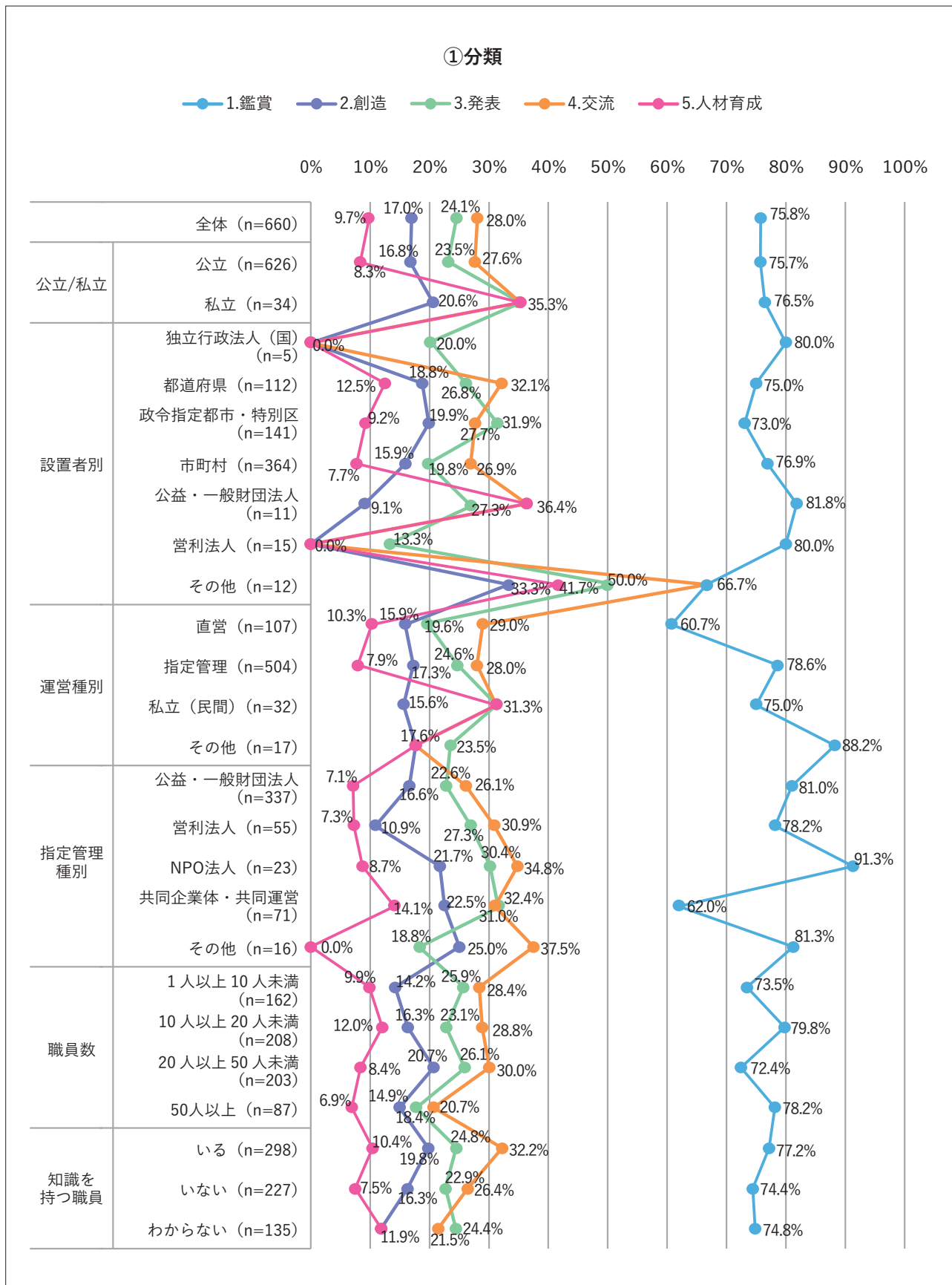
貸館以外の事業（主催・共催含む）で障害者に配慮又は対象とした事業を行っていますか

- 1. 令和元年度から令和5年度の間実施したことがある
- 2. 平成26年度から平成30年度の間実施したことがある
- 3. 平成25年度以前に実施したことがある

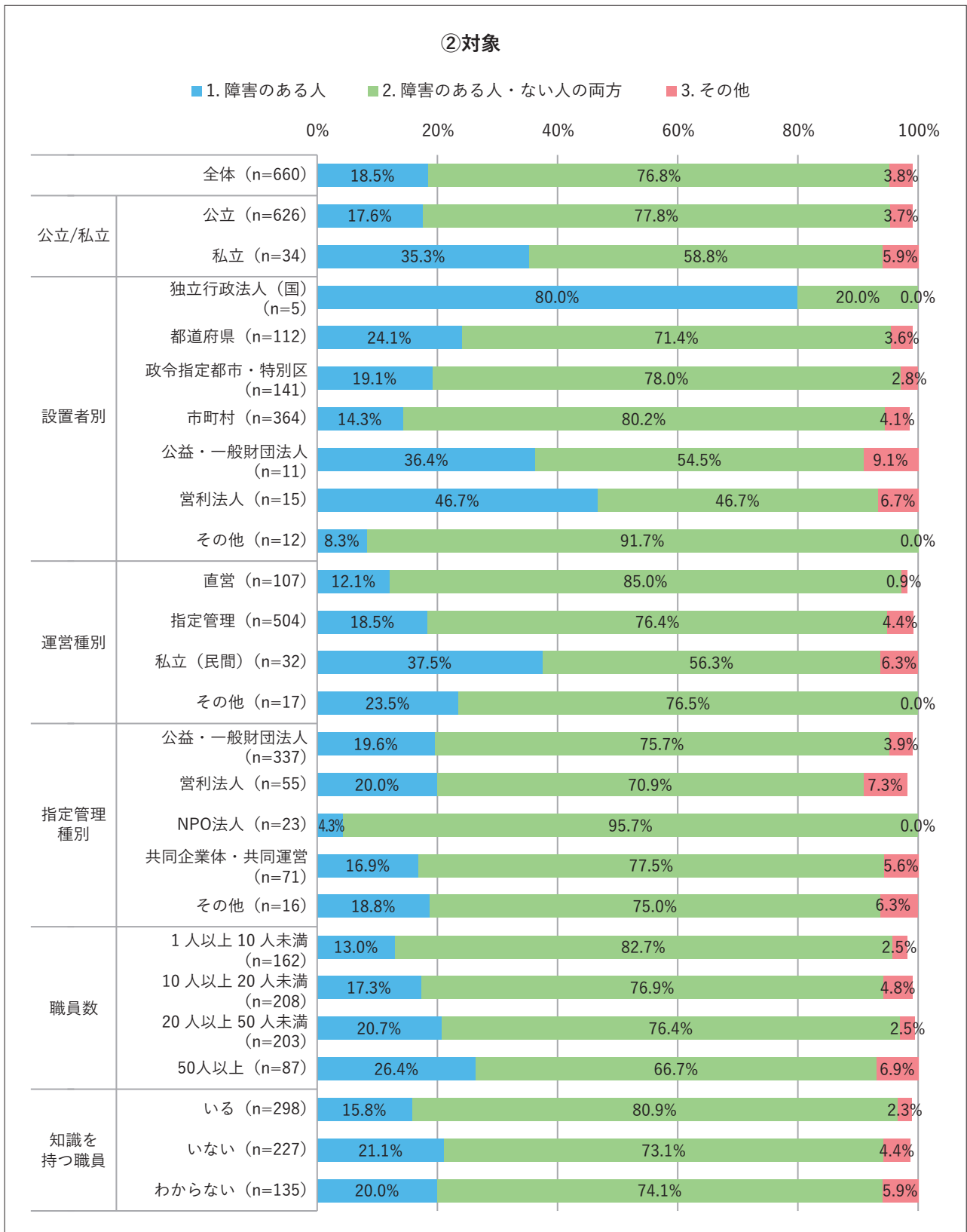


質問 19 平成 26 年度から令和 5 年度までに実施した障害者に配慮又は対象とした事業の内容（詳細）

① 分類【複数選択】



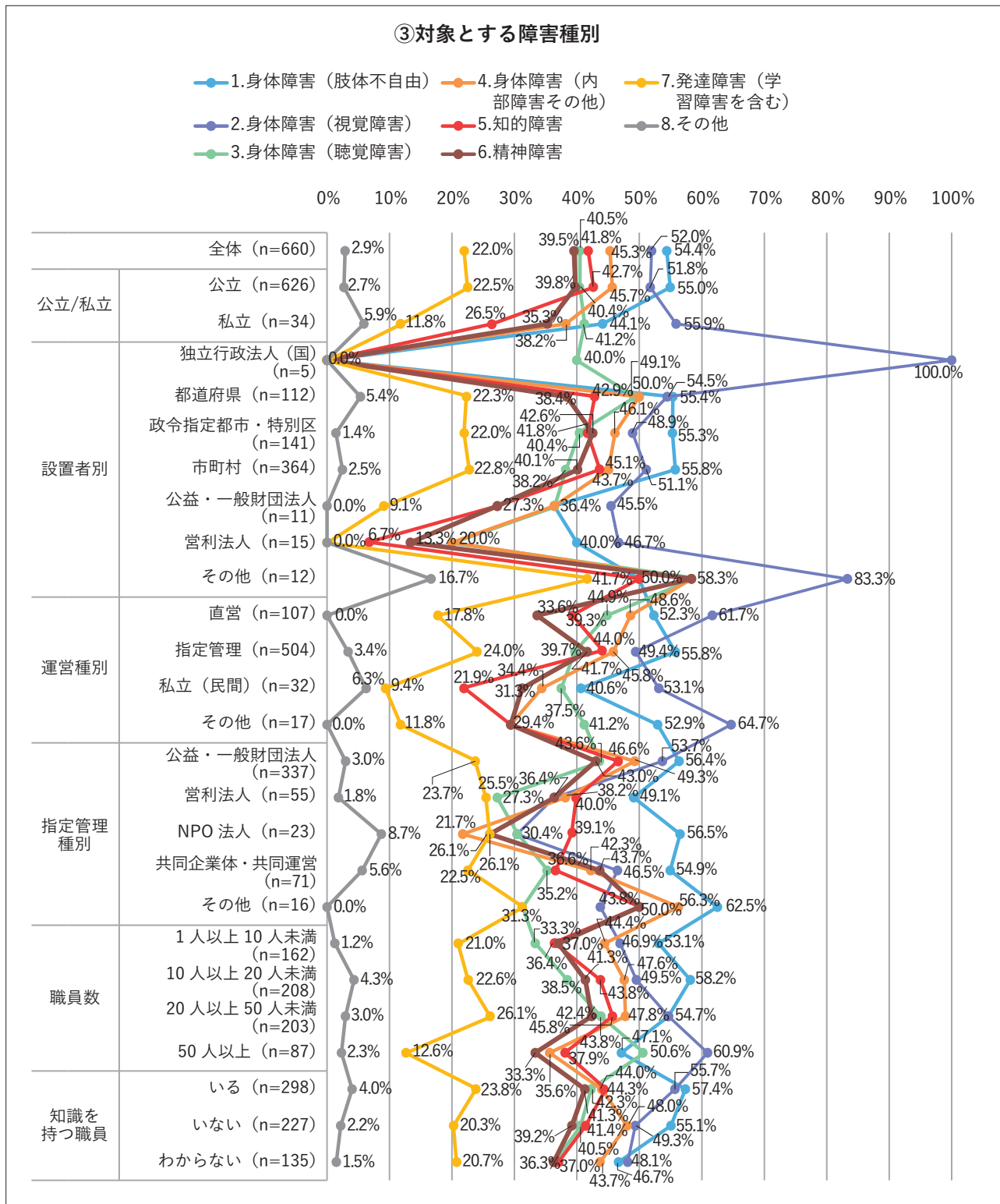
② 対象



② 対象 その他 自由記述

- ・ 支援の必要な児童と保護者/障がいがある方のご家族
- ・ 知的・発達障がい児 (者)、家族、支援者
- ・ 障がい児、NPO 法人職員
- ・ 特に対象を定めていない
- ・ 障がいのある方を演者に迎えたコンサート
- ・ 特別支援学校の生徒を対象にした鑑賞及び発表会

③ 対象とする障害種別【複数選択】

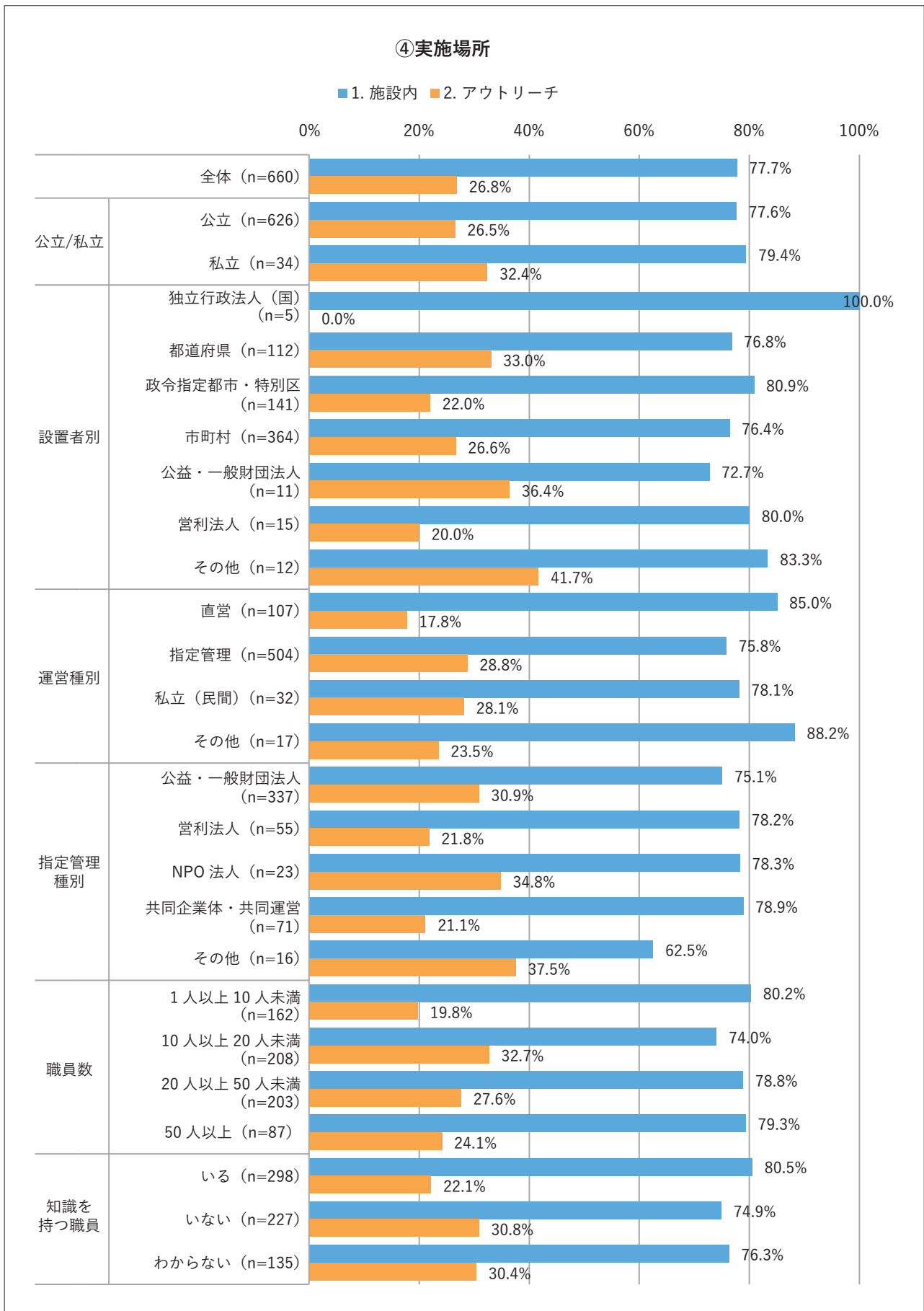


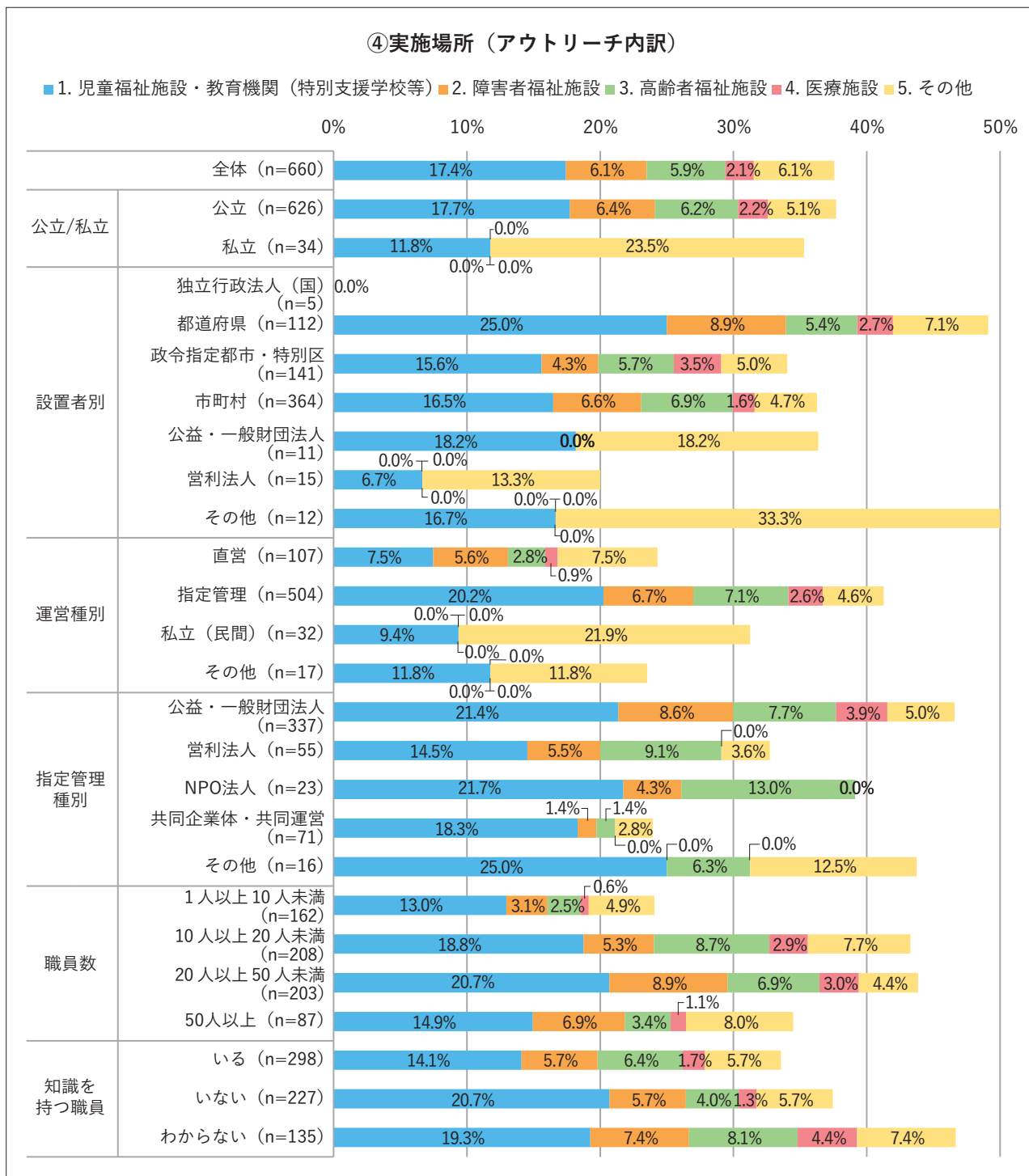
③ 対象とする障害種別

- ・ 全ての方/どなたでも
- ・ 障害の有無、種別は問わない
- ・ 必要とする支援の種別は未設定
- ・ 日常において何かしらの障壁がある方
- ・ 特別支援学校の生徒・保護者・関係者
- ・ 限定はしていない/特になし
- ・ 具体的な対象の障害種別はなく、バリアフリーコンサートという立ち位置
- ・ 重度重複障害児
- ・ デイサービス利用者
- ・ 劇場まで来ることが出来ない高齢の方
- ・ 障害の有無にかかわらず
- ・ 認知症
- ・ 劇場まで来ることが出来ない高齢の方

④ 実施場所【複数選択】

[施設内・アウトリーチ]

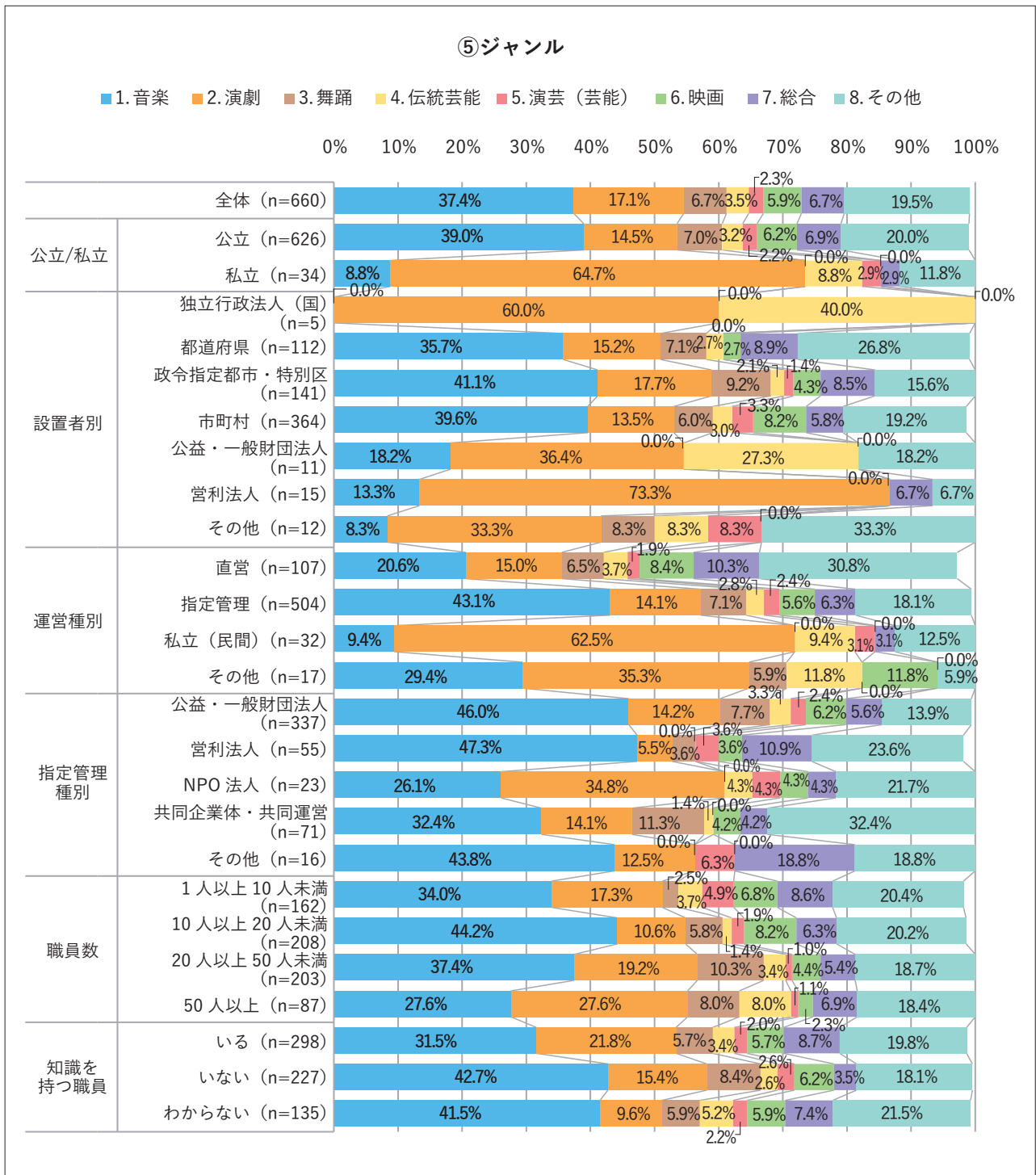




アウトリーチ実施場所 その他 自由記述（一部抜粋）

- ・他の劇場・音楽堂等/文化施設
- ・学校（小・中学校・大学）
- ・放課後等デイサービス
- ・歴史的建築物
- ・屋外特設ステージ
- ・カフェ
- ・駅前
- ・商業店舗
- ・河川敷公園
- ・公園
- ・娯楽施設

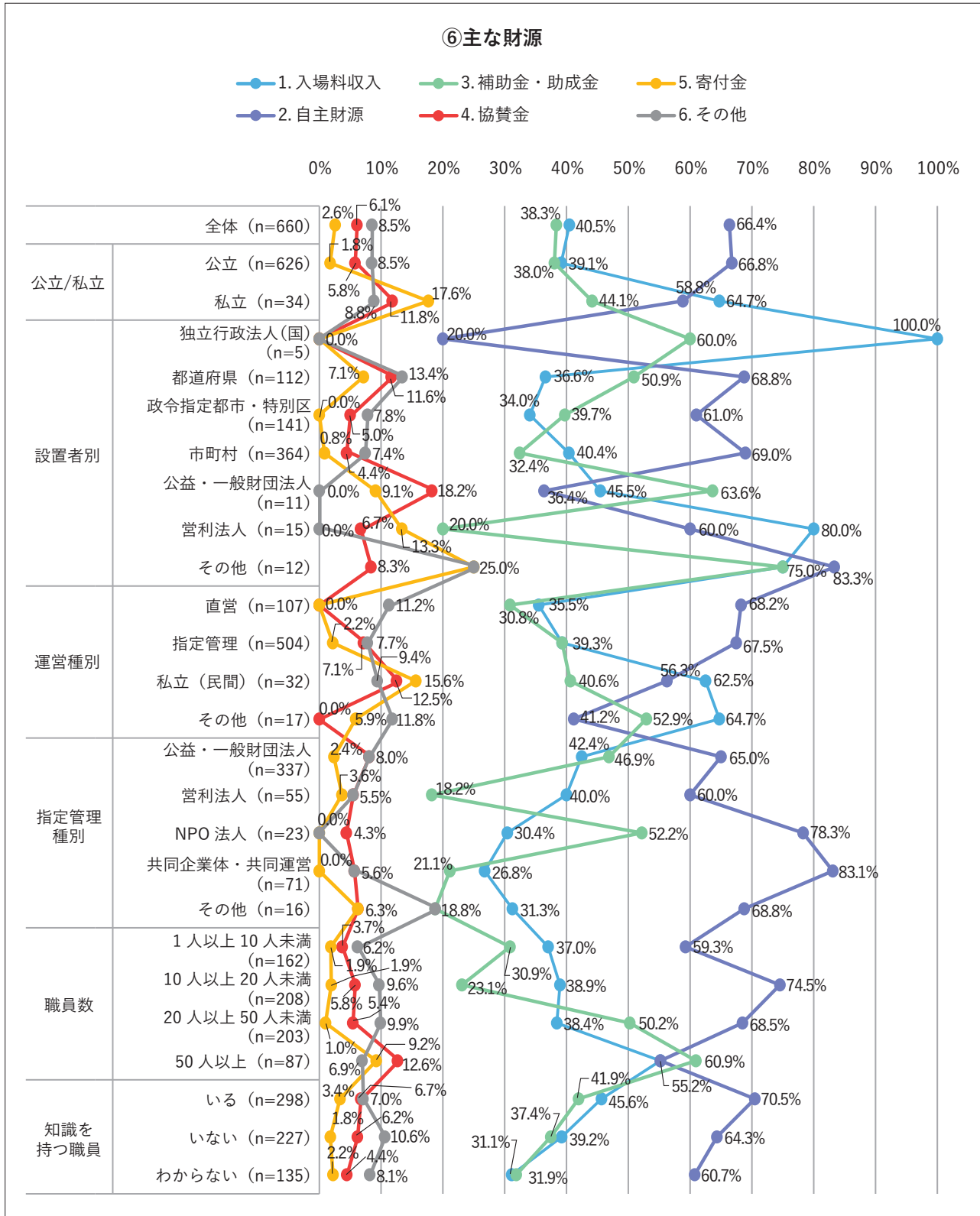
⑤ ジャンル



ジャンル その他 自由記述（一部抜粋）

- ・音楽、講演 ・影絵とピアノコンサート、語りを組み合わせたもの ・音楽、演劇、舞踊を複合的に取り入れた舞台
- ・作品展及び音楽鑑賞 ・歌声喫茶手話 ・音楽堂の建物をめぐるバックステージツアー ・子ども向け体験
- ・アート（絵画、書道、写真、工芸、工作など） ・障がいのある人たちによるアート作品の発表・展示 ・体験型展覧会
- ・プラネタリウム ・講演・講演会 ・トークイベント、シンポジウム ・盲導犬のデモンストレーション、講話
- ・コミュニケーションワークショップ ・知育玩具に触れる ・絵本の読み聞かせ ・福祉体験
- ・料理 ・学習/勉強会 ・手話 ・駅前ライトアップ ・スポーツ/パラスポーツ ・体操/ヨガ
- ・物品販売 ・交流、芸術を通じた多様性理解 ・館内バリアフリー調査

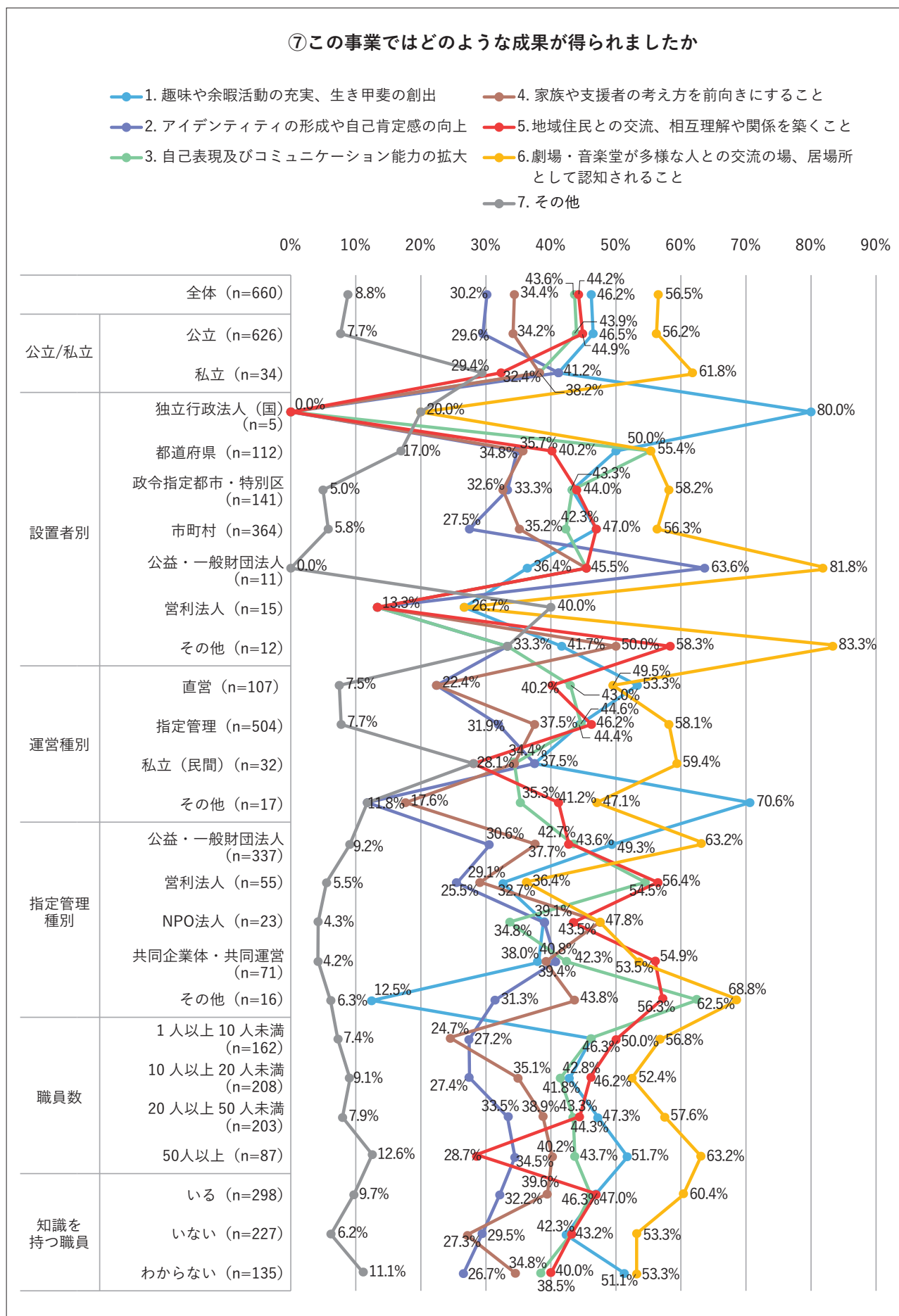
⑥ 主な財源



主な財源 その他 自由記述 (一部抜粋)

- ・ 委託金 ・ 共催によるチケット販売手数料 ・ 共催団体による支出 ・ 共催者負担金 ・ 協力金
- ・ 出演料 ・ 地方公共団体負担 ・ 賛助会員会費 ・ 広報告知の協力 ・ ネーミングライツ収入
- ・ 施設内自動販売機の売上収入 ・ 学校からの公演開催費

⑦ この事業ではどのような成果が得られましたか【複数選択】

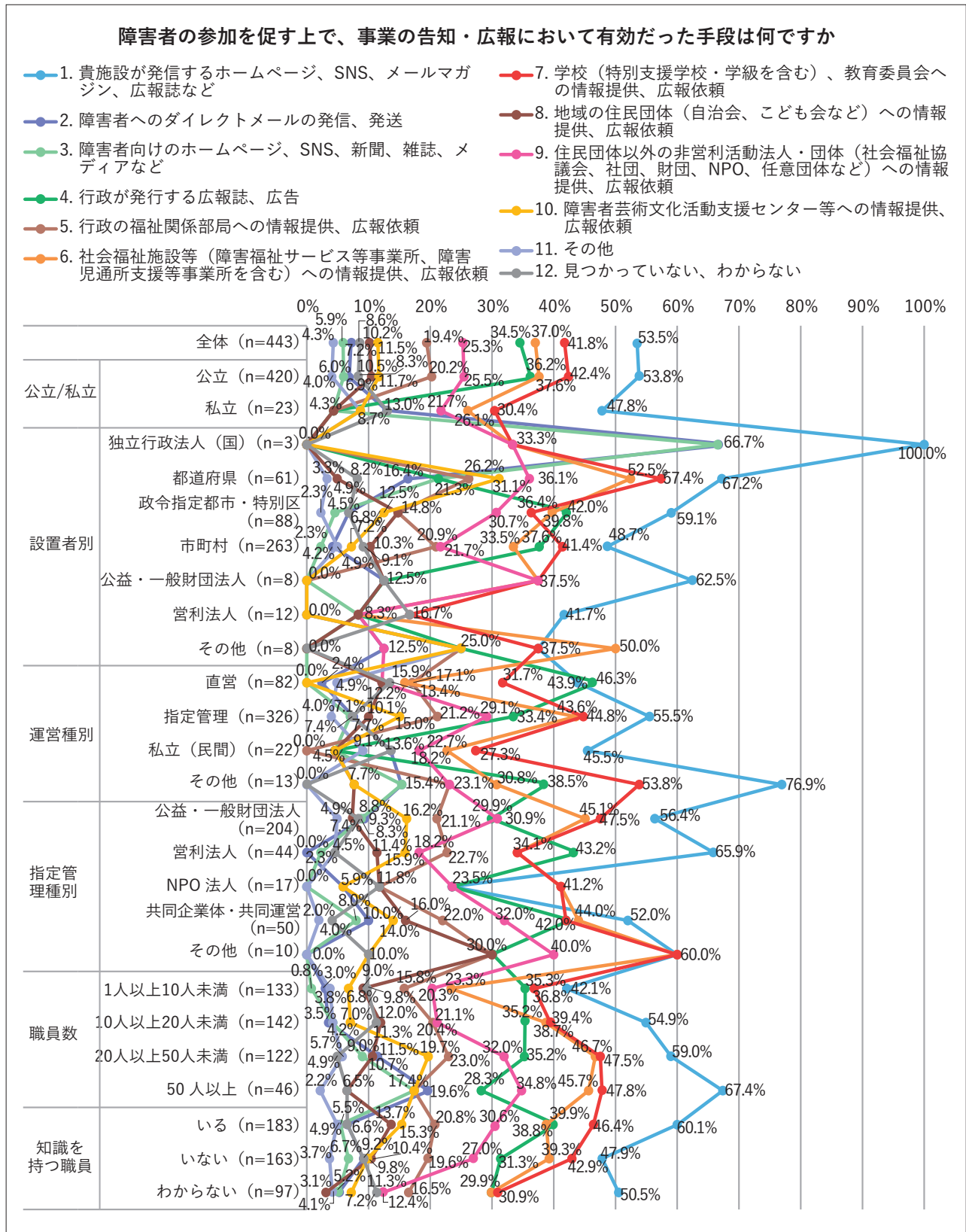


この事業ではどのような成果が得られましたか その他 自由記述（一部抜粋）

- ・地域の音楽文化の振興
- ・実演芸術（音楽、オペラ、狂言など）に対する理解
- ・音楽の持つ楽しさ、喜びなど芸術の豊かさを体感してもらえた。
- ・利用者の公演内容把握に寄与
- ・参加者の文化芸術に対する関心の高まり
- ・ほとんど感情表現できない子どもと達がベットの上でうめいたり、声をあげて喜ぶ姿に先生方が驚かれた
- ・生徒の集中力向上等
- ・生徒の活動を社会に周知させ、活動の場を広げる機会の創出となった
- ・科学への興味・関心の向上、子どもたちが主体的に取り組む創造性の育み
- ・校外スタッフとの交流
- ・出演者の福祉に対する意識の向上
- ・障害のある人とない人が同じ空間で隣り合う状況を作れたこと。障害を理解する上で、まずは向き合う必要があると思われるが、家族など近い人が障害を持っていない限り、日常において、そのような機会は得にくいいため。
- ・舞台映像作品鑑賞の多様性担保
- ・地域で開催するコンサートの在り方の新たな提案
- ・劇場が発信する事業が社会的効能を発揮するものとして認知される
- ・劇場事業を起点として興味関心のある層の交流
- ・小さいながら、こういう事業を1回でもやると、次へのノウハウが少なからず得られたこと。そしてそのことで、障害者に配慮した催し物をやろうとする団体さんからのホール予約につながったこと。
- ・国の法律・制度の周知、合理的配慮や情報保障が重要であることへの理解
- ・盲導犬の普及活動
- ・人権意識の高揚
- ・劇場職員・劇団員の意識や創造性の向上
- ・スタッフ・演者のスキル向上、知識共有
- ・ネットワークの構築

(2) 事業の広報、工夫など

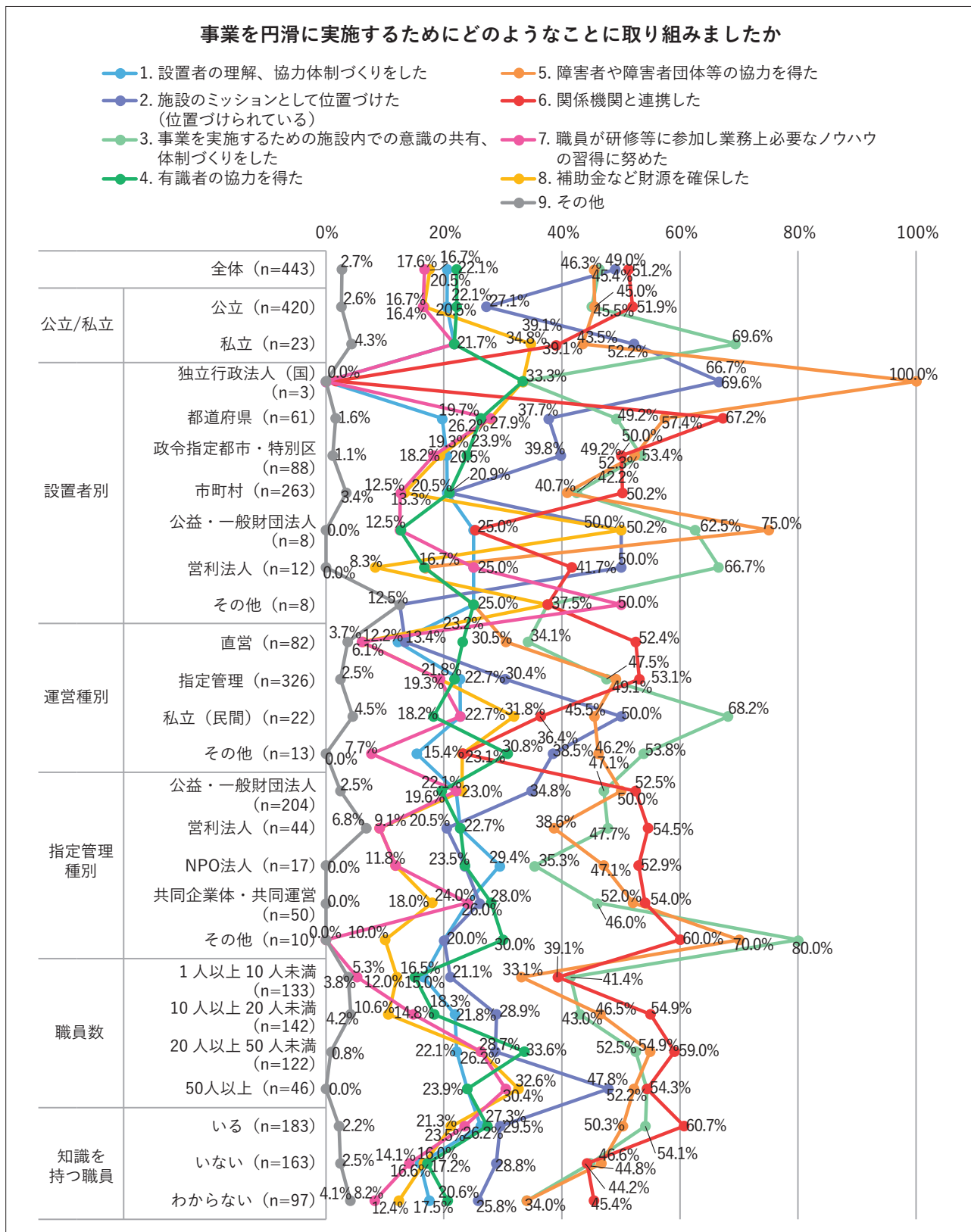
質問 20 障害者の参加を促す上で、事業の告知・広報において効果的だった手段は何ですか【複数選択】



質問 20 その他 自由記述（一部抜粋）

- ・事業を継続する中での参加関係者からの口コミ
- ・地域掲示板に情報提供、駅貼りポスター
- ・社会福祉協議会の引きこもり支援の登録者 LINE
- ・共催団体の連携、広報

質問 21 事業を円滑に実施するためにどのようなことに取り組みましたか【複数選択】



質問 21 その他 自由記述 (一部抜粋)

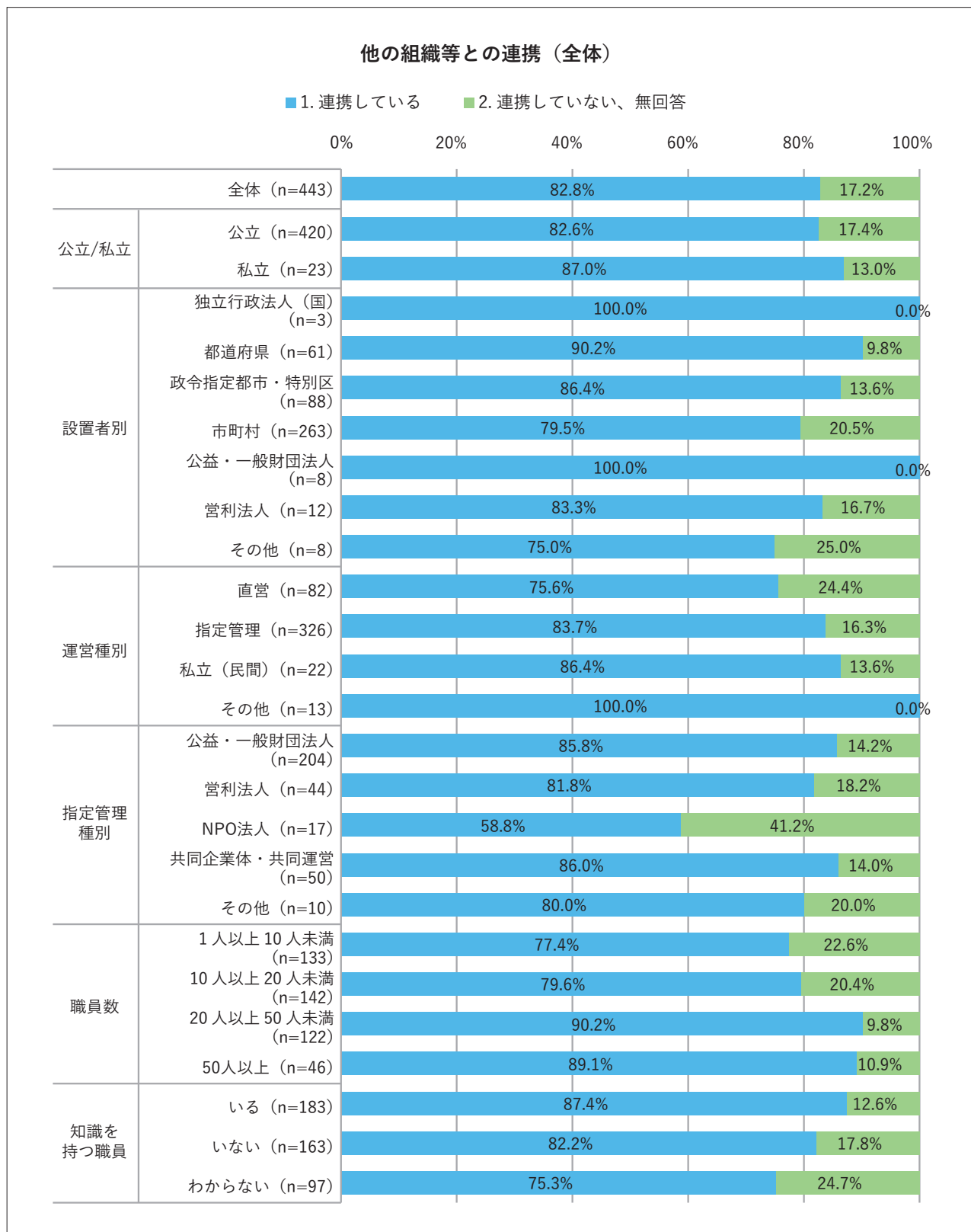
- ・芸術、福祉だけでなく、大学、教育、まちづくり、実演家などを中心に分野を超えて関心を持っている人を集めることで劇場の取り組みではなく地域での取り組みに位置付けること
- ・演奏者に障害者を対象としたプログラムを企画してもらった
- ・経験のある指導者と協議した
- ・市民ボランティアの協力を得た
- ・事業当日、手話通訳や看護師を配置した

5. 他の組織等との連携

質問 22 障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業を実施するにあたり、連携している又は連携していた組織等や連携内容についてお聞かせください

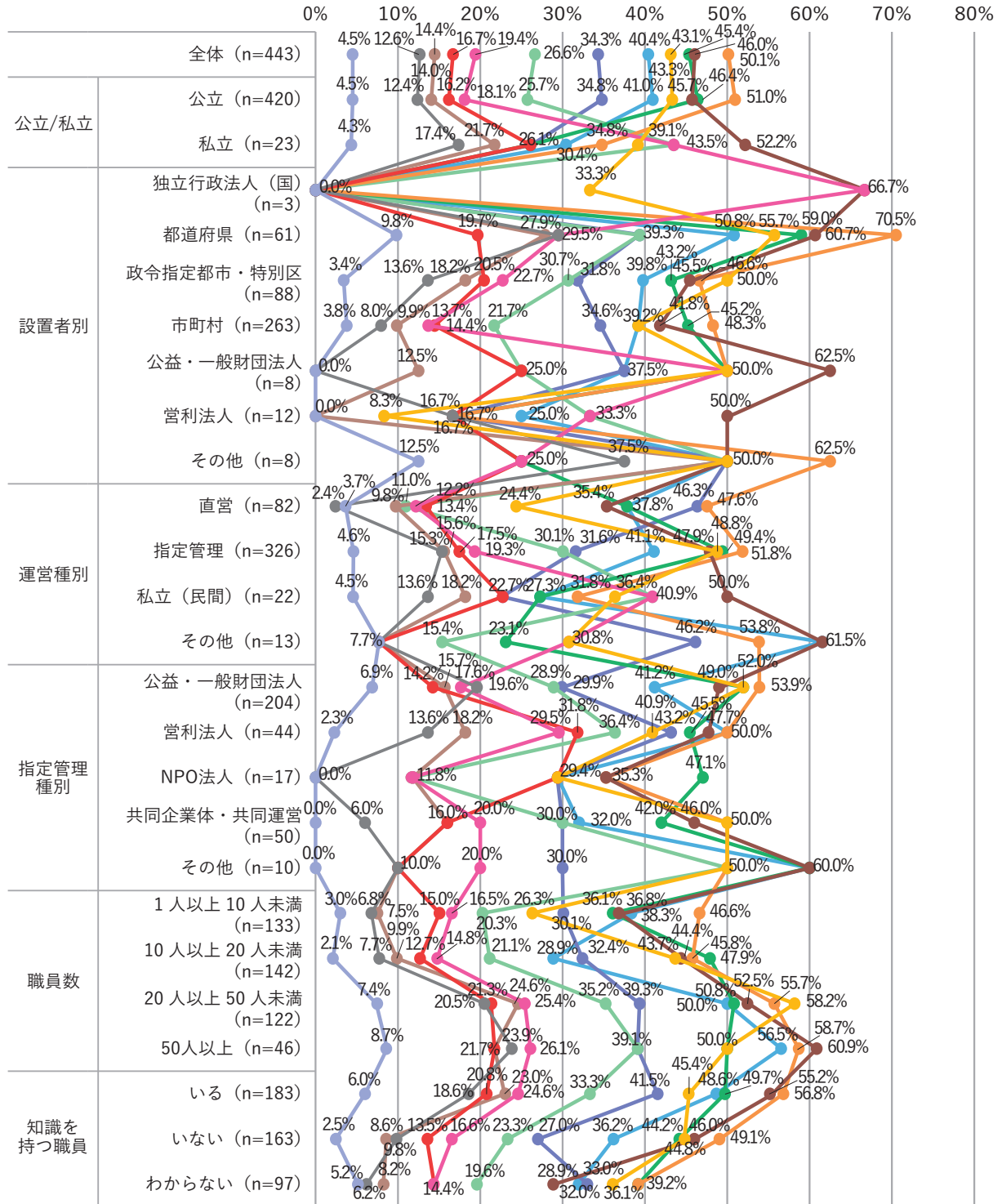
[質問 18 《1. 令和元年度から令和 5 年度の間実施したことがある》《2. 平成 26 年度から平成 30 年度の間実施したことがある》をご選択いただいた施設のみご回答ください]

[連携の有無]



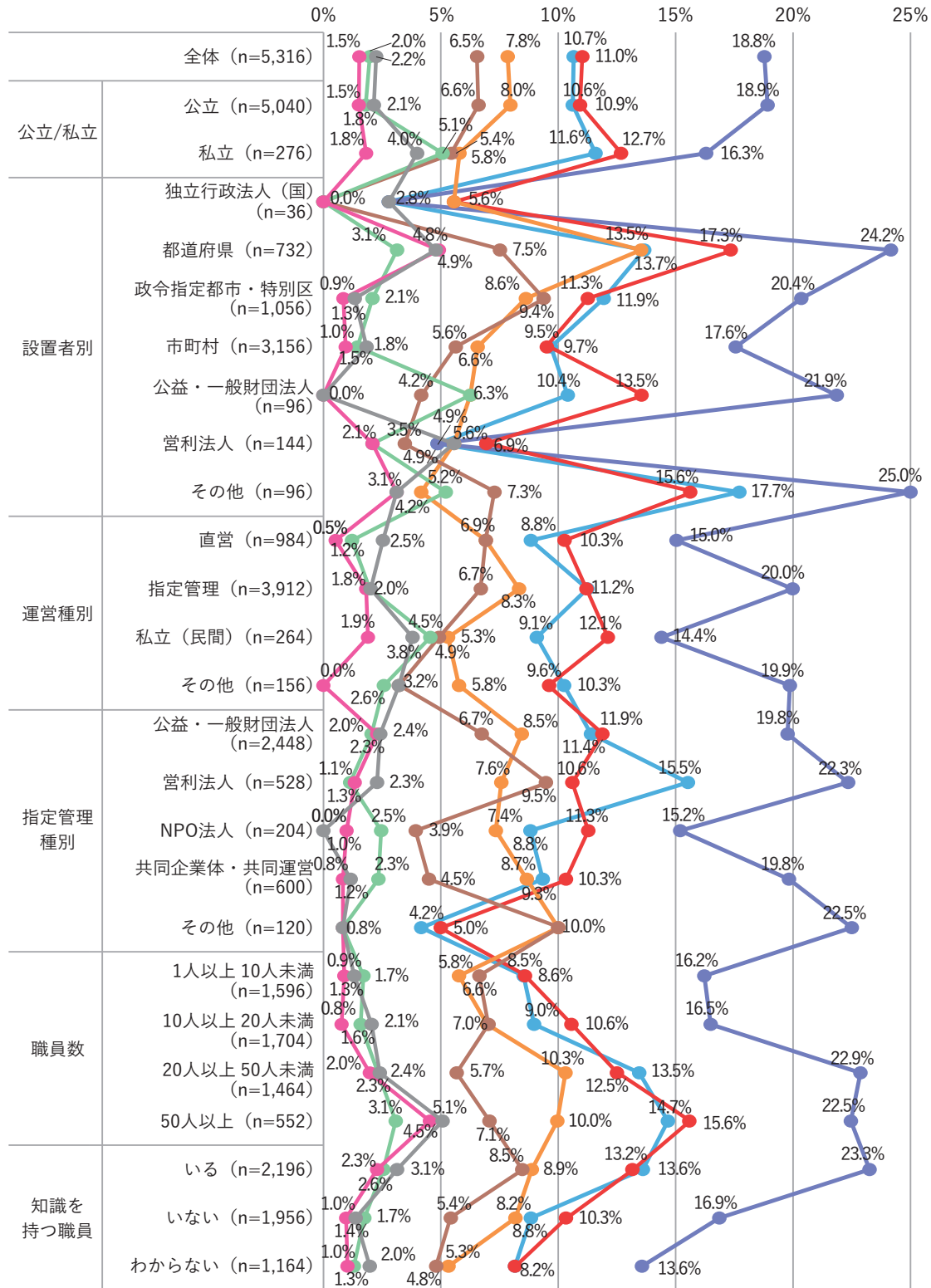
他の組織との連携（連携先・全体）

- ① 地方公共団体の文化芸術関連部署
- ② 地方公共団体の福祉関連部署
- ③ 他の劇場・音楽堂等
- ④ 社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）
- ⑤ 大学、専門教育機関
- ⑥ 学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会
- ⑦ 地域の住民団体（自治会、こども会など）
- ⑧ 住民団体以外の非営利活動法人・団体（社会福祉協議会、社団、財団、NPO、任意団体など）
- ⑨ 民間企業
- ⑩ 障害者芸術文化活動支援センター等
- ⑪ アーティスト
- ⑫ その他



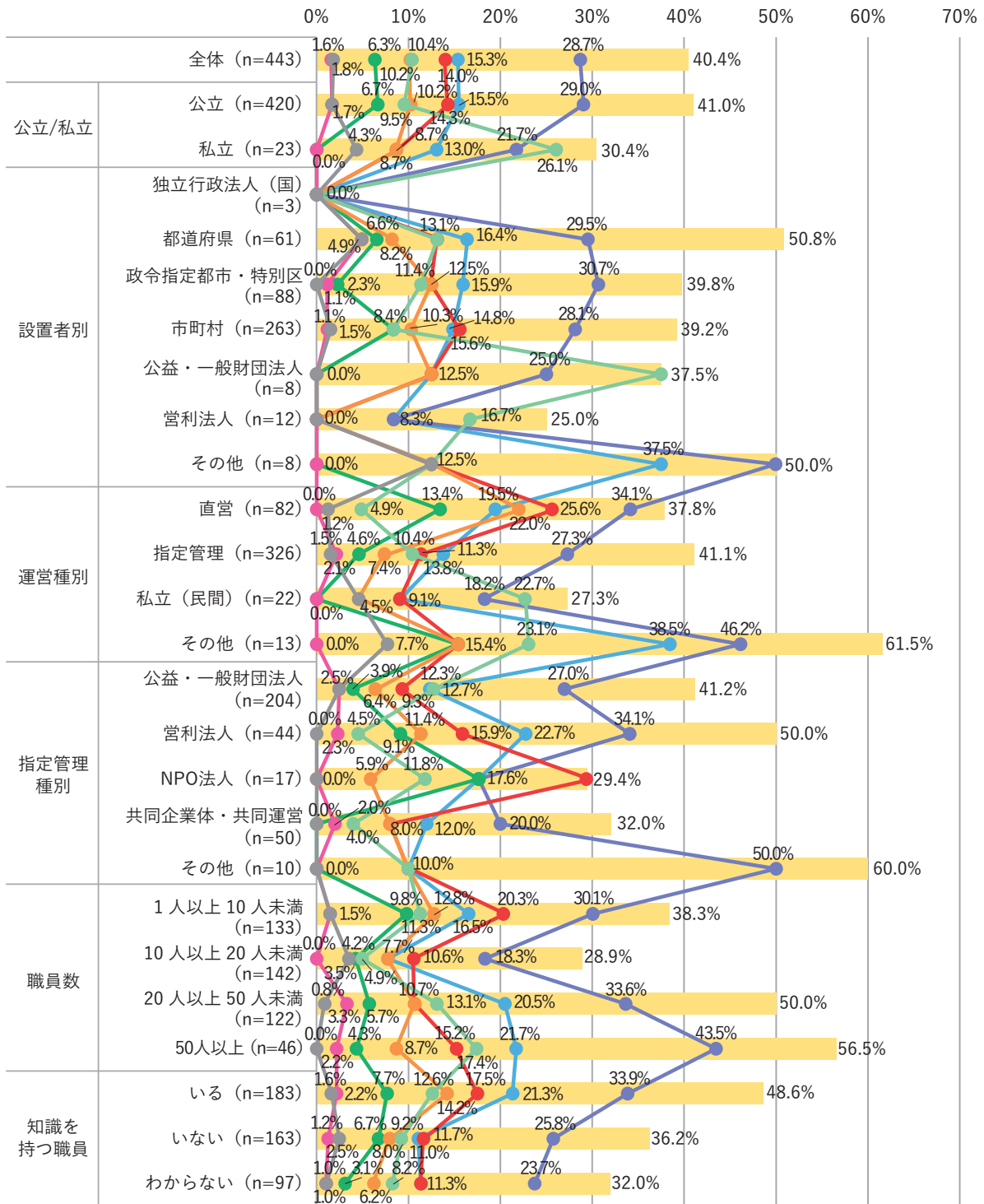
他の組織との連携（連携の内容・全体）

- 1. 事業企画
- 2. 広報、参加者の募集
- 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む）
- 4. 出演者・講師の派遣
- 5. 会場の提供
- 6. 資金補助、寄付
- 7. 研修の実施
- 8. その他

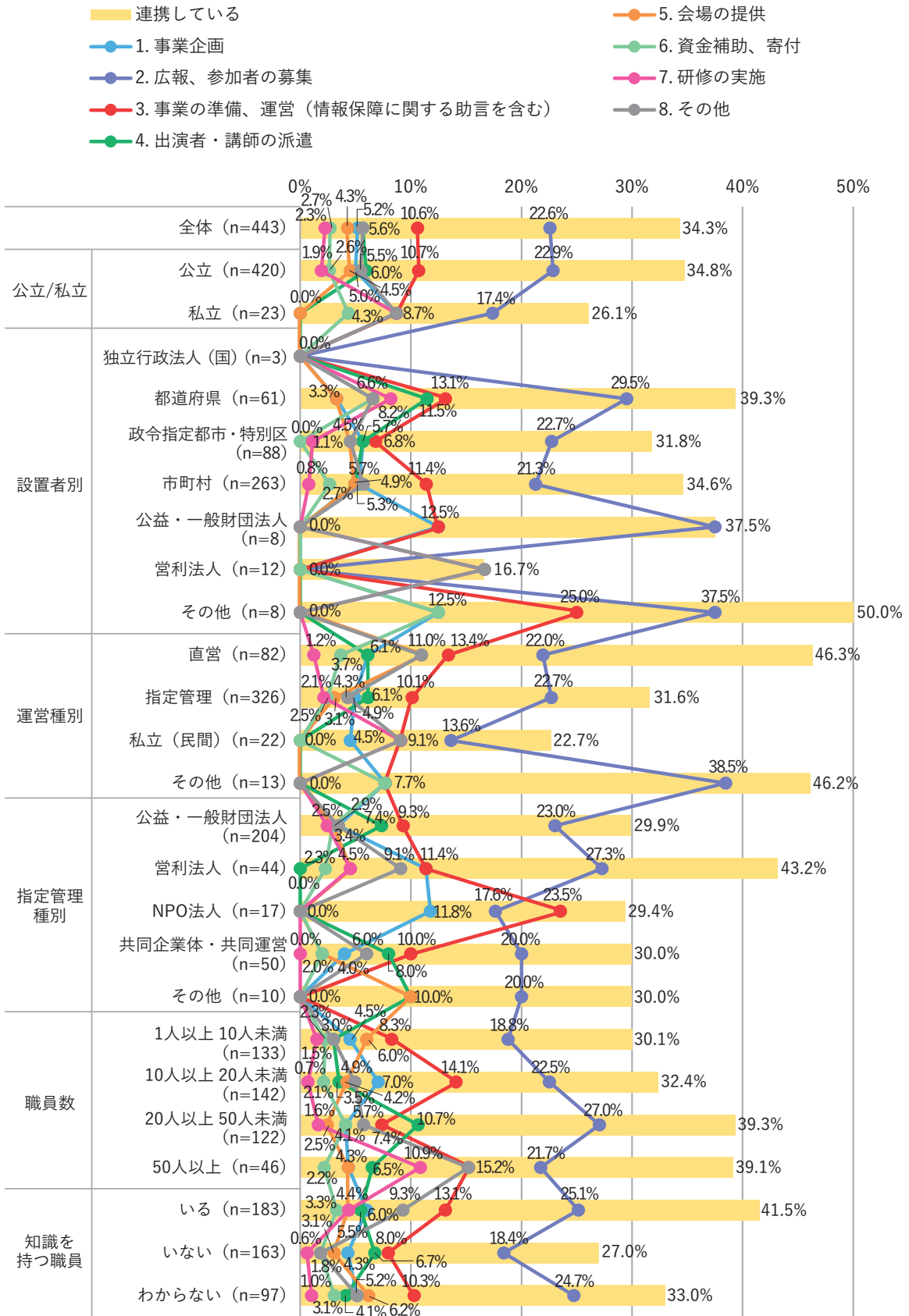


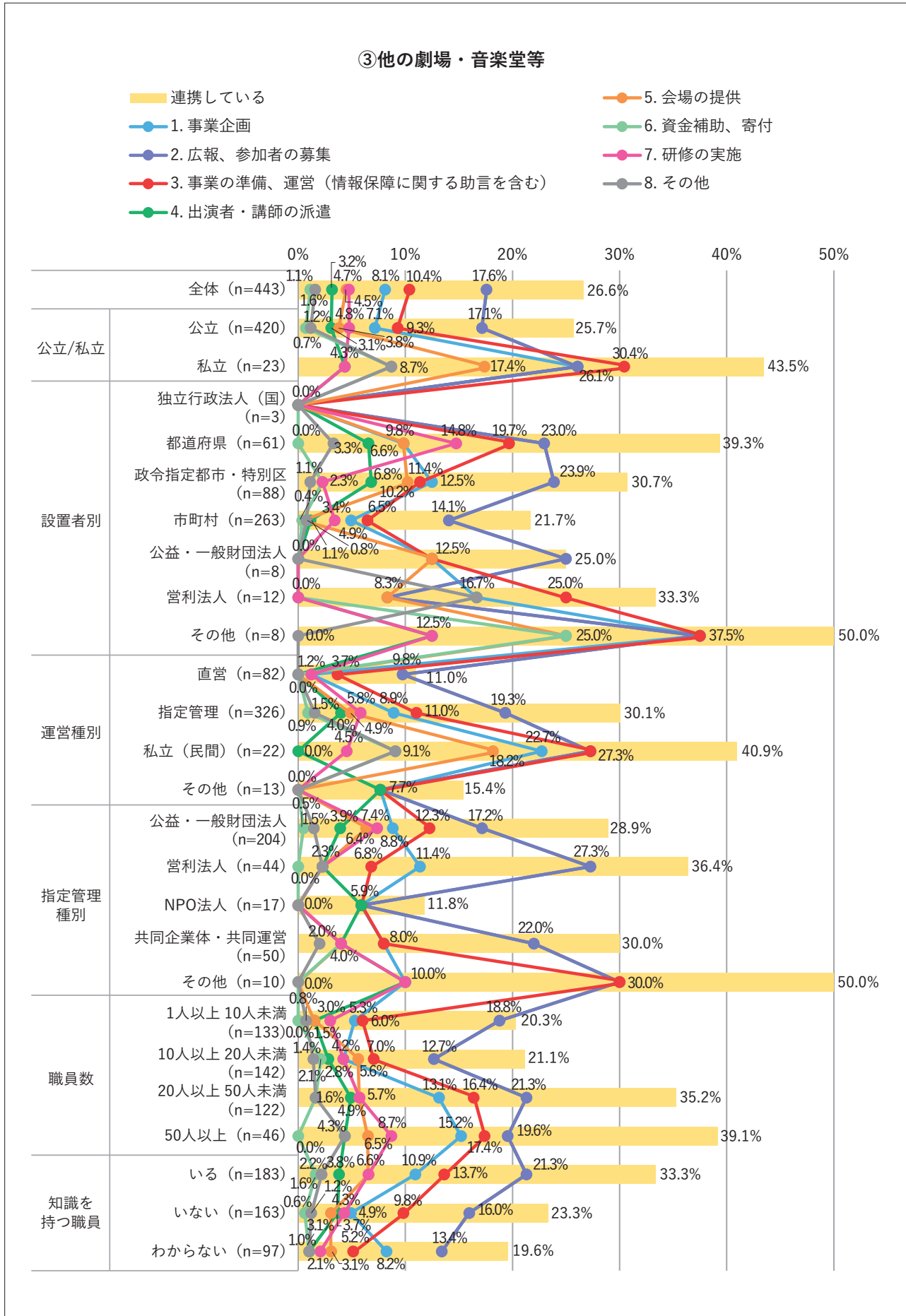
①地方公共団体の文化芸術関連部局

- 連携している
- 1. 事業企画
- 2. 広報、参加者の募集
- 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む）
- 4. 出演者・講師の派遣
- 5. 会場の提供
- 6. 資金補助、寄付
- 7. 研修の実施
- 8. その他



②地方公共団体の福祉関連部局

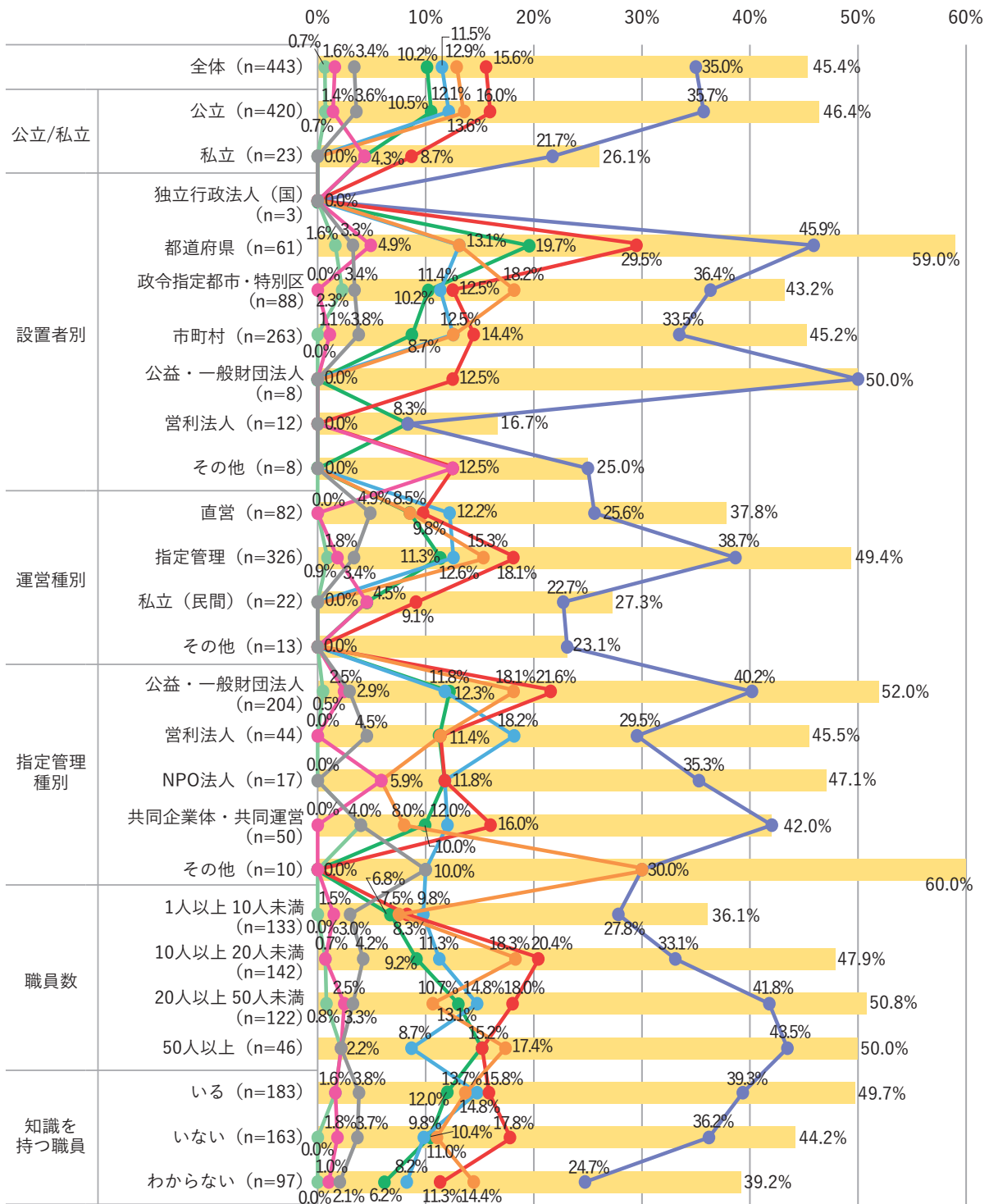


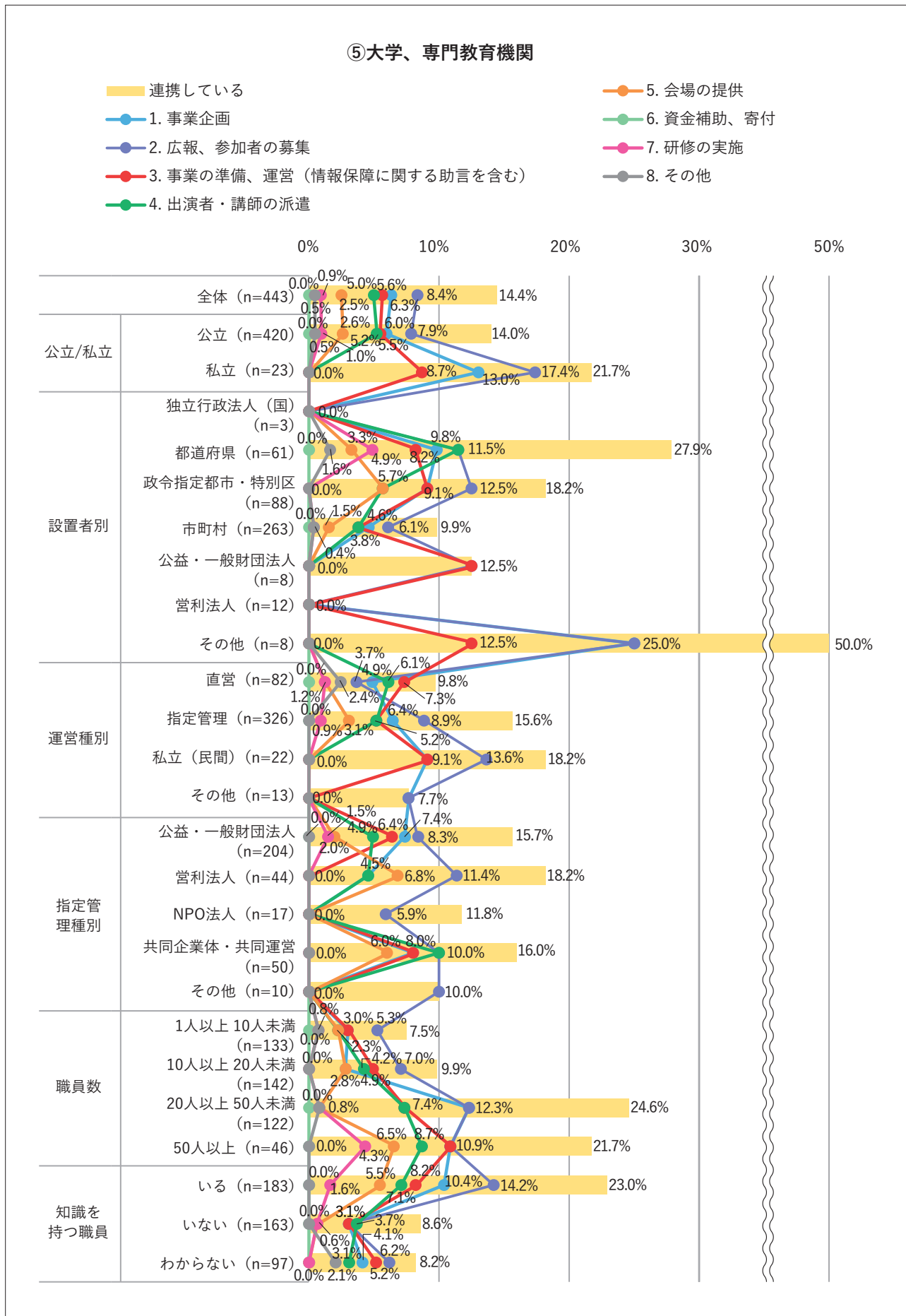


④社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）

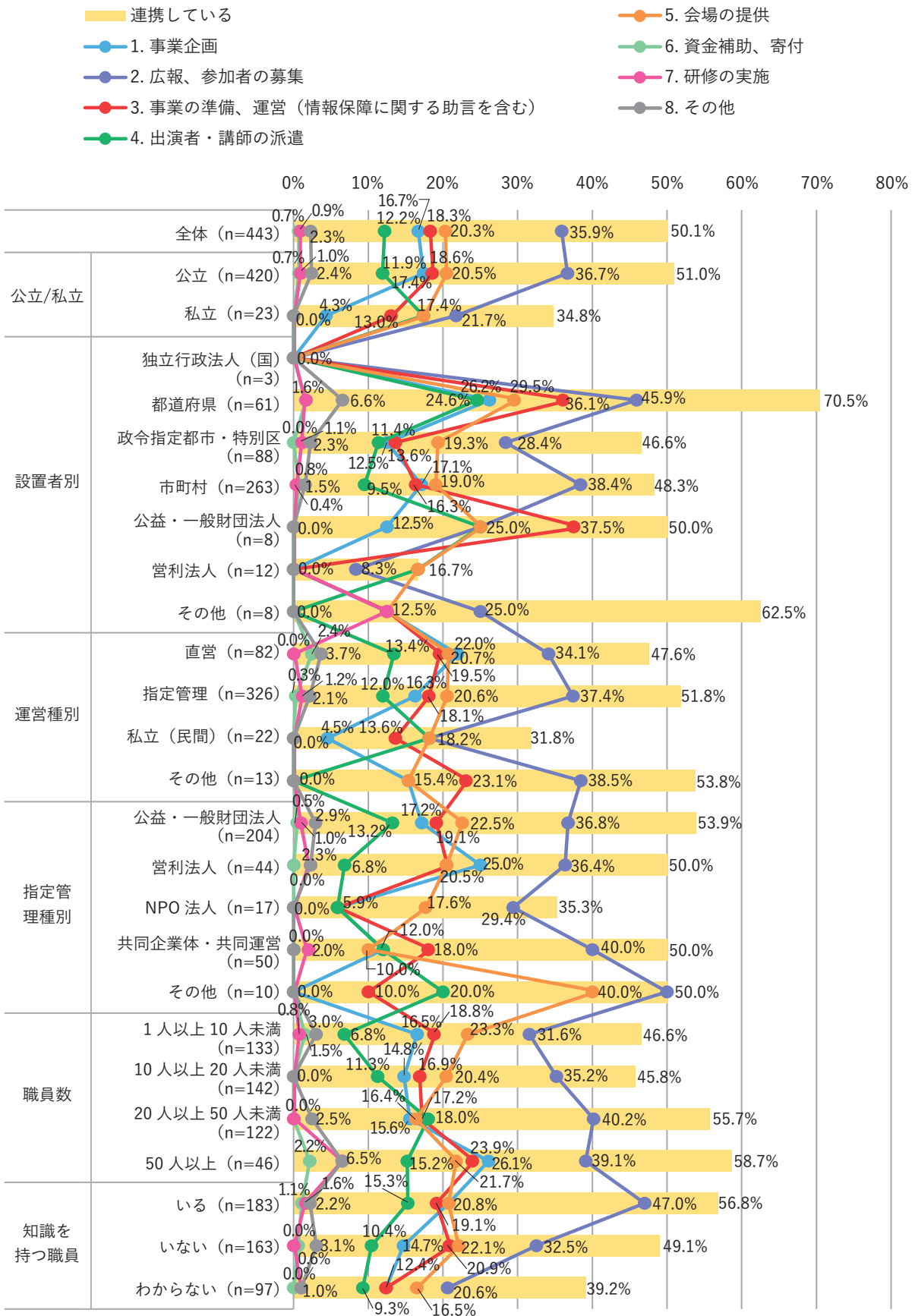
④社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）

- 連携している
- 1. 事業企画
- 2. 広報、参加者の募集
- 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む）
- 4. 出演者・講師の派遣
- 5. 会場の提供
- 6. 資金補助、寄付
- 7. 研修の実施
- 8. その他

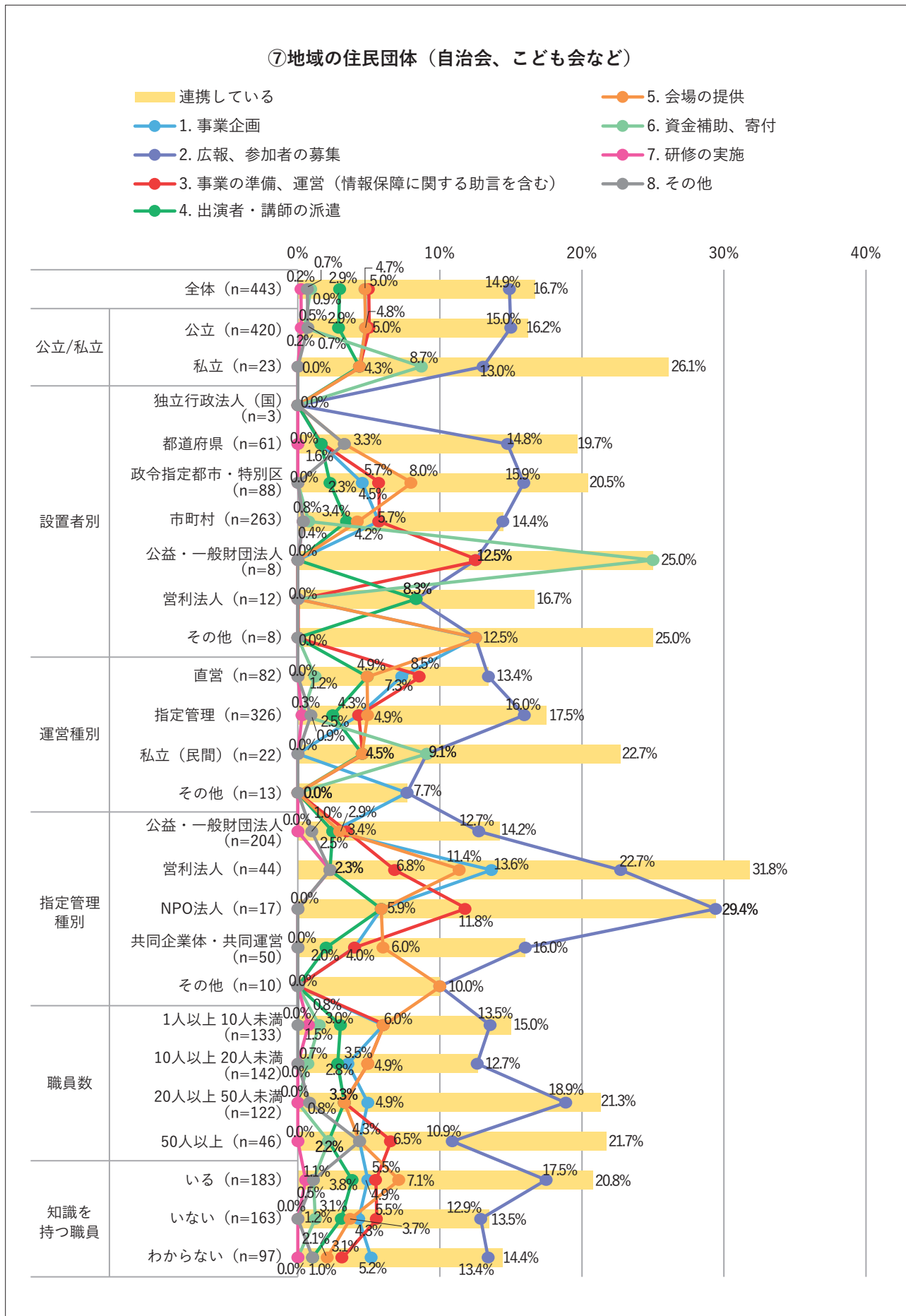




⑥学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会

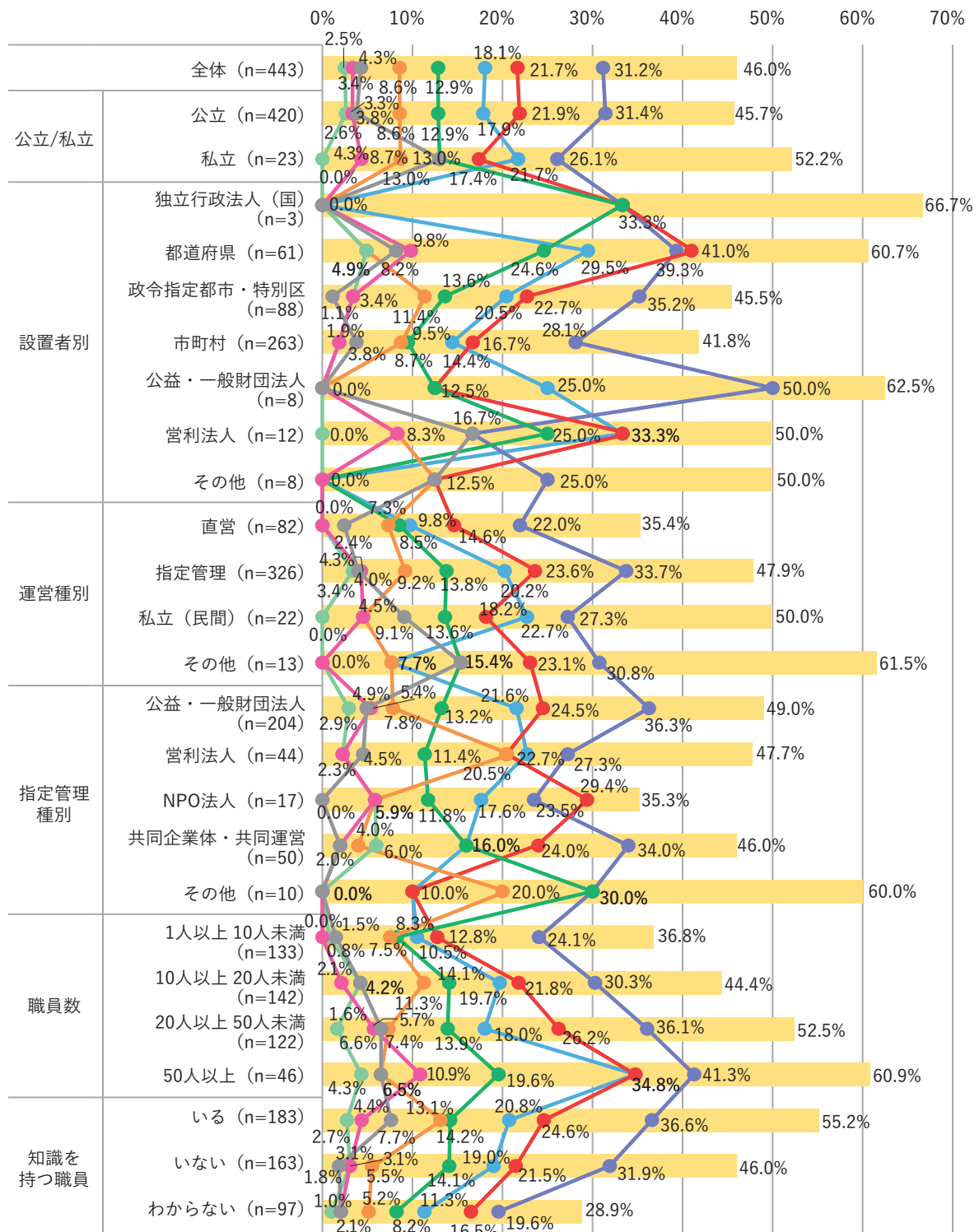


⑦地域の住民団体（自治会、子ども会など）【複数選択】

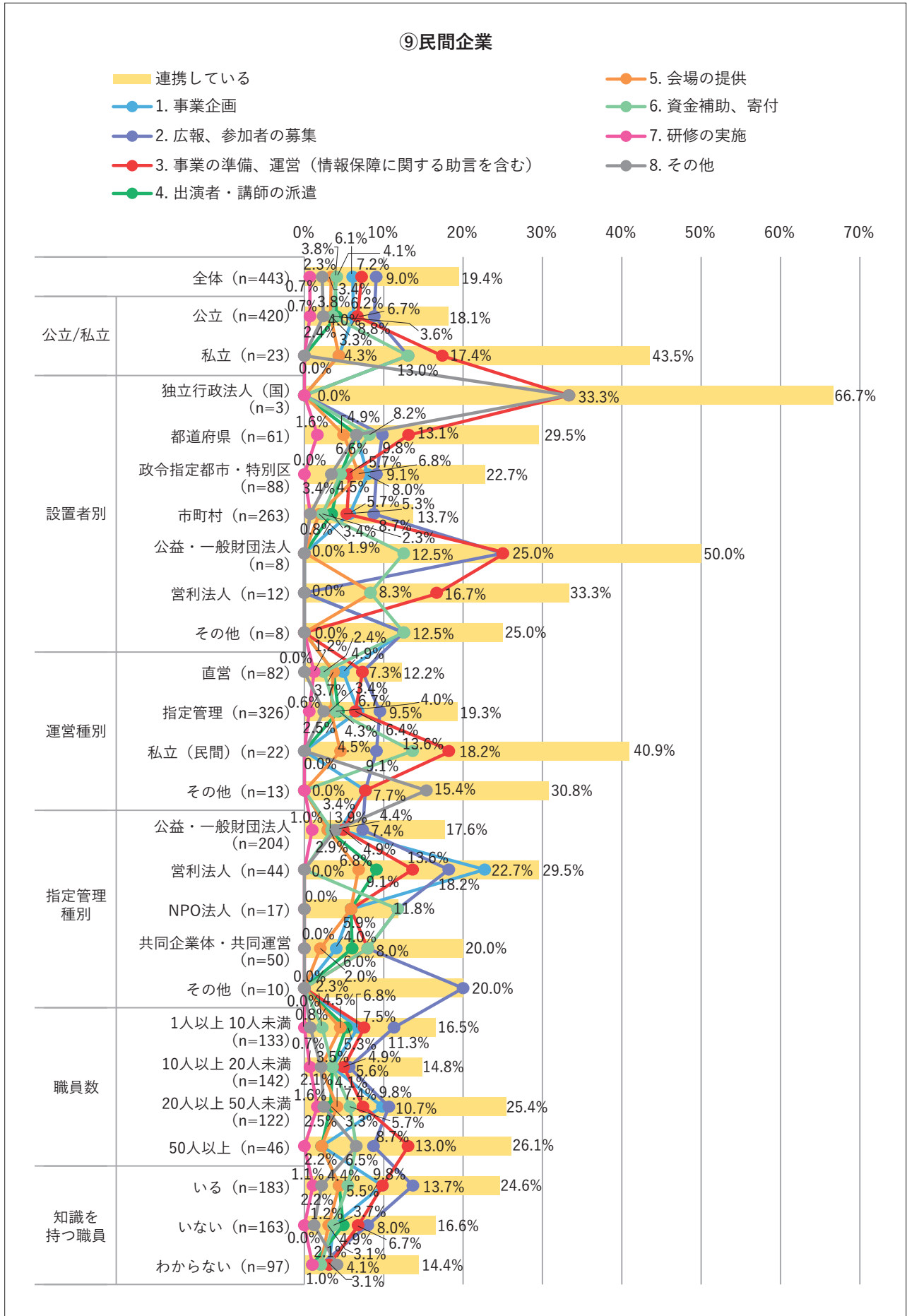


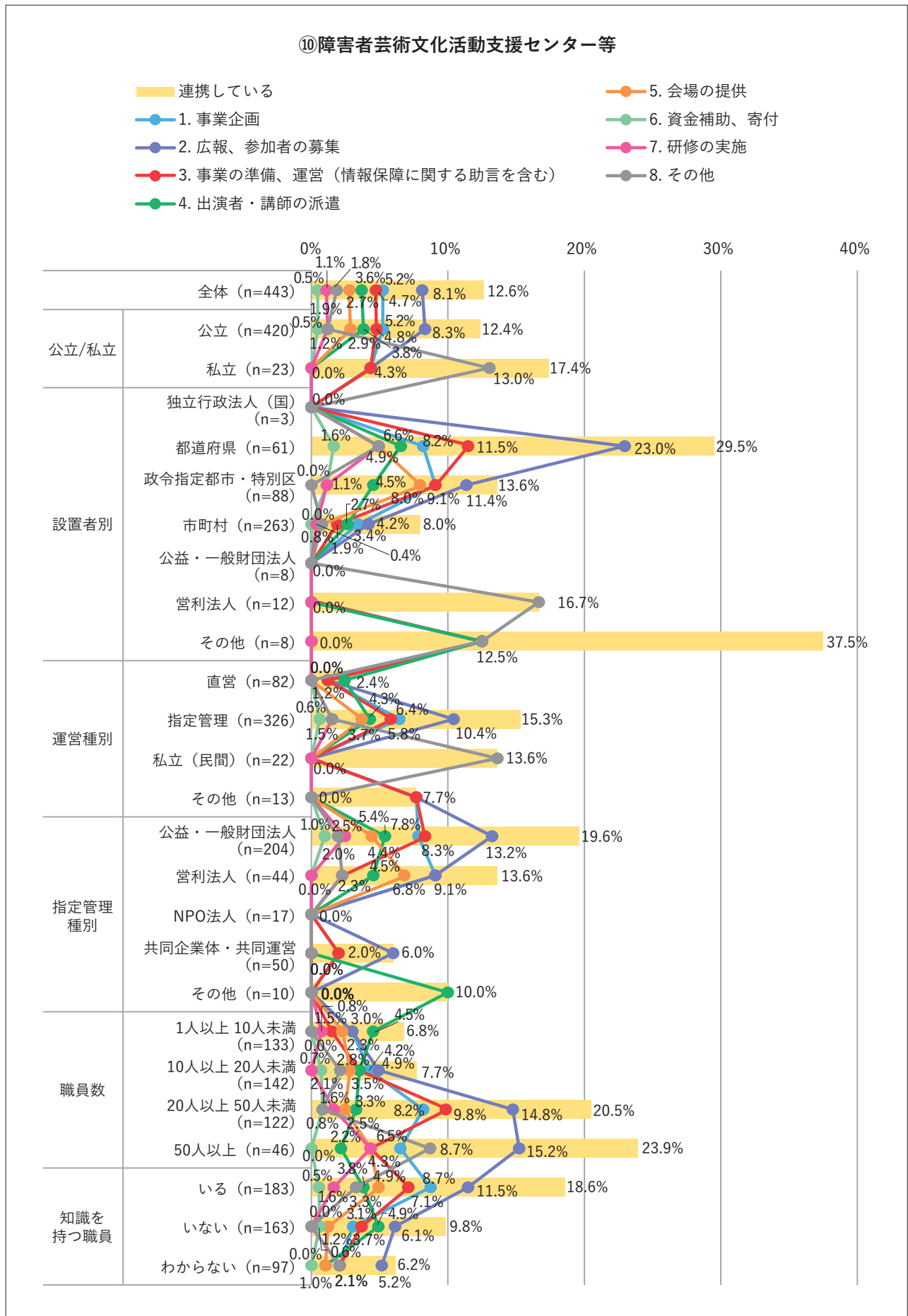
⑧住民団体以外の非営利活動法人・団体（社会福祉協議会、社団、財団、NPO、任意団体など）

- 連携している
- 1. 事業企画
- 2. 広報、参加者の募集
- 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む）
- 4. 出演者・講師の派遣
- 5. 会場の提供
- 6. 資金補助、寄付
- 7. 研修の実施
- 8. その他

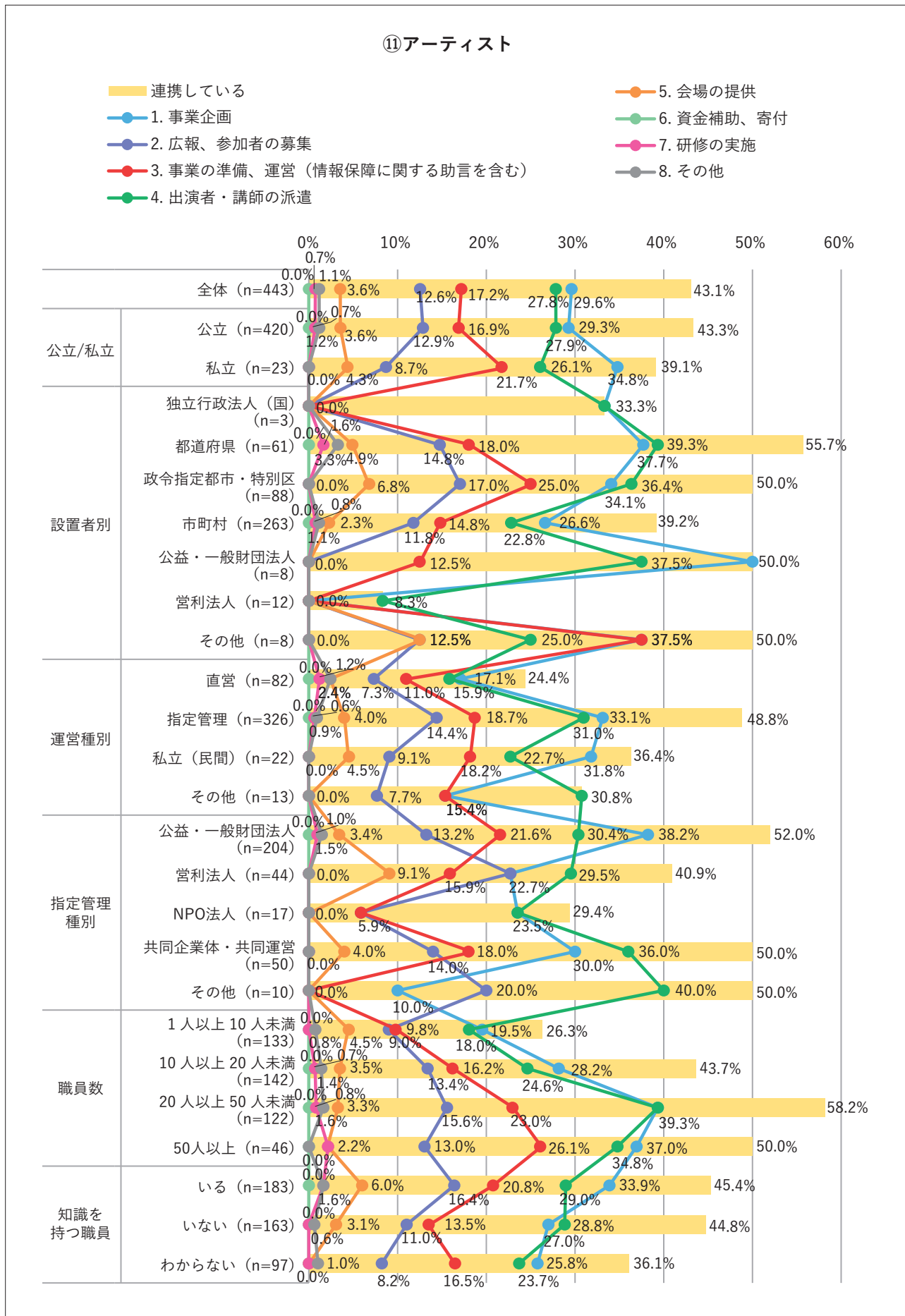


⑨民間企業【複数選択】

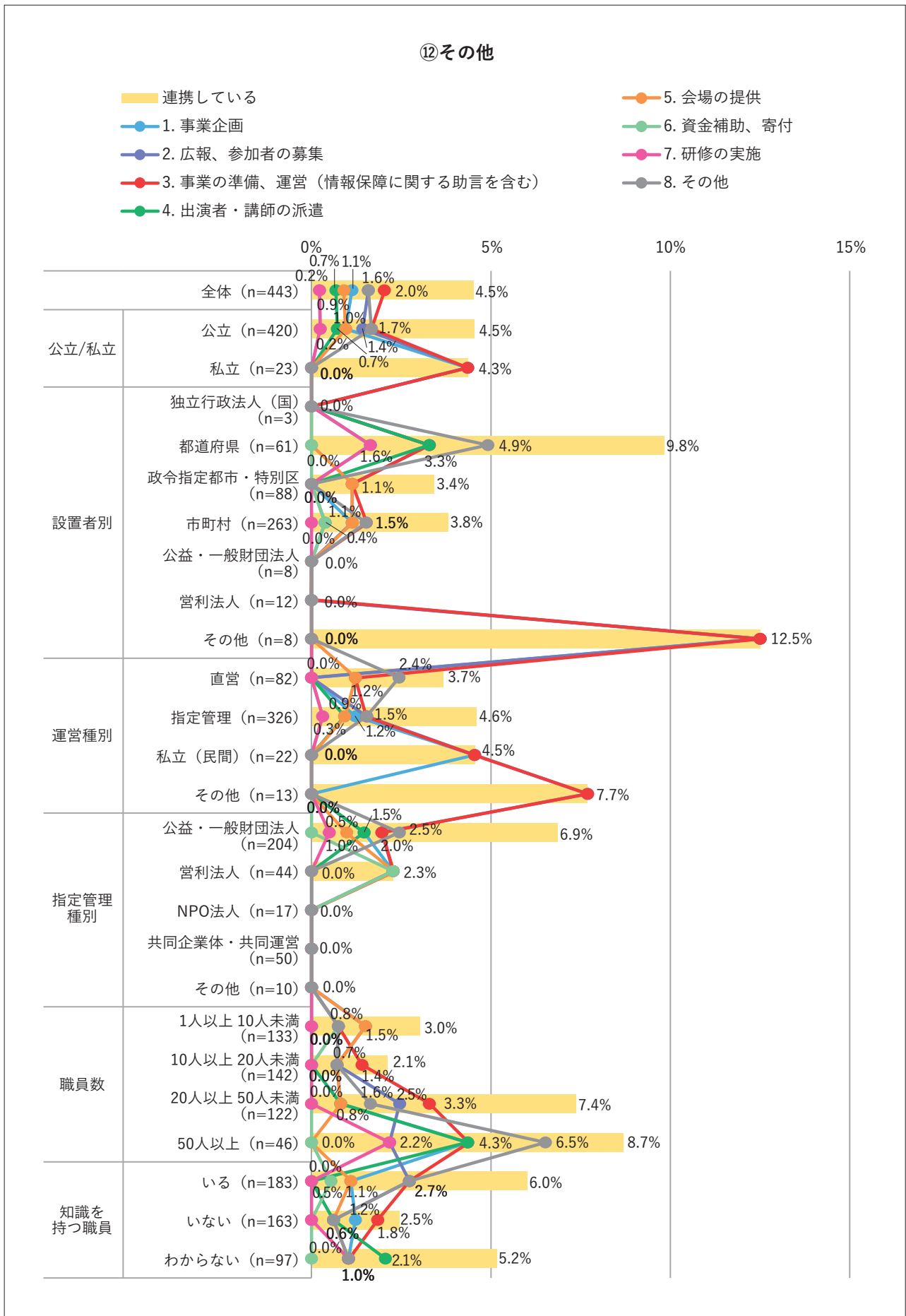




⑪ アーティスト【複数選択】



⑫その他【複数選択】



質問 22 その他 自由記述（一部抜粋）

①地方公共団体の文化芸術関連部局

- ・後援
- ・施設の改修
- ・資金補助に関する情報提供

②地方公共団体の福祉関連部局

- ・手話通訳者、要約筆記者、看護師の派遣
- ・機材借用
- ・後援
- ・相談
- ・社内研修の開催の協力

④社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、
障害児通所支援等事業所を含む）

- ・要約筆記、ノートテイク、手話通訳業務
- ・チケット委託販売
- ・事業の視察
- ・共催申請
- ・作品提供（展示）
- ・売店、製作品（絵、小物）・パン・菓子などの販売
- ・名刺等、制作物の依頼
- ・相談

⑤大学、専門教育機関

- ・学生ボランティアの派遣、協力

⑥学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣
- ・アウトリーチ
- ・会館での作品展示
- ・避難訓練
- ・後援申請
- ・社会見学の受入

⑦地域の住民団体（自治会、こども会など）

- ・音響装置付信号機の時間延長

⑧住民団体以外の非営利活動法人・団体（社会福祉協議会、
社団、財団、NPO、任意団体など）

- ・手話通訳、要約筆記、ノートテイク

- ・点字翻訳
- ・後援申請
- ・開催時の補助
- ・活動内容紹介
- ・チケットの委託販売
- ・ヒアリンググループの提供
- ・車いす等福祉用具の借用
- ・アウトリーチ公演受入先の紹介
- ・ボランティア募集、提供
- ・物販ブースへの出展、出店
- ・作品（絵画等）の展示・販売

⑨民間企業

- ・字幕の作成、機器提供
- ・相互映像通信システムの技術提供
- ・スタッフとの連携
- ・上映素材の提供
- ・当日の会場係等
- ・上映する作品の無償提供
- ・関連機器の体験ブース出展

⑩障害者芸術文化活動支援センター等

- ・職員が障害者芸術文化祭実行委員会への参画
- ・情報交換
- ・障害者芸術文化活動支援センターのパネルトークに
事業担当が参加

⑫その他（連携先）

- ・図書館
- ・病院
- ・有識者
- ・点字図書館、点字新聞

⑫その他（内容）

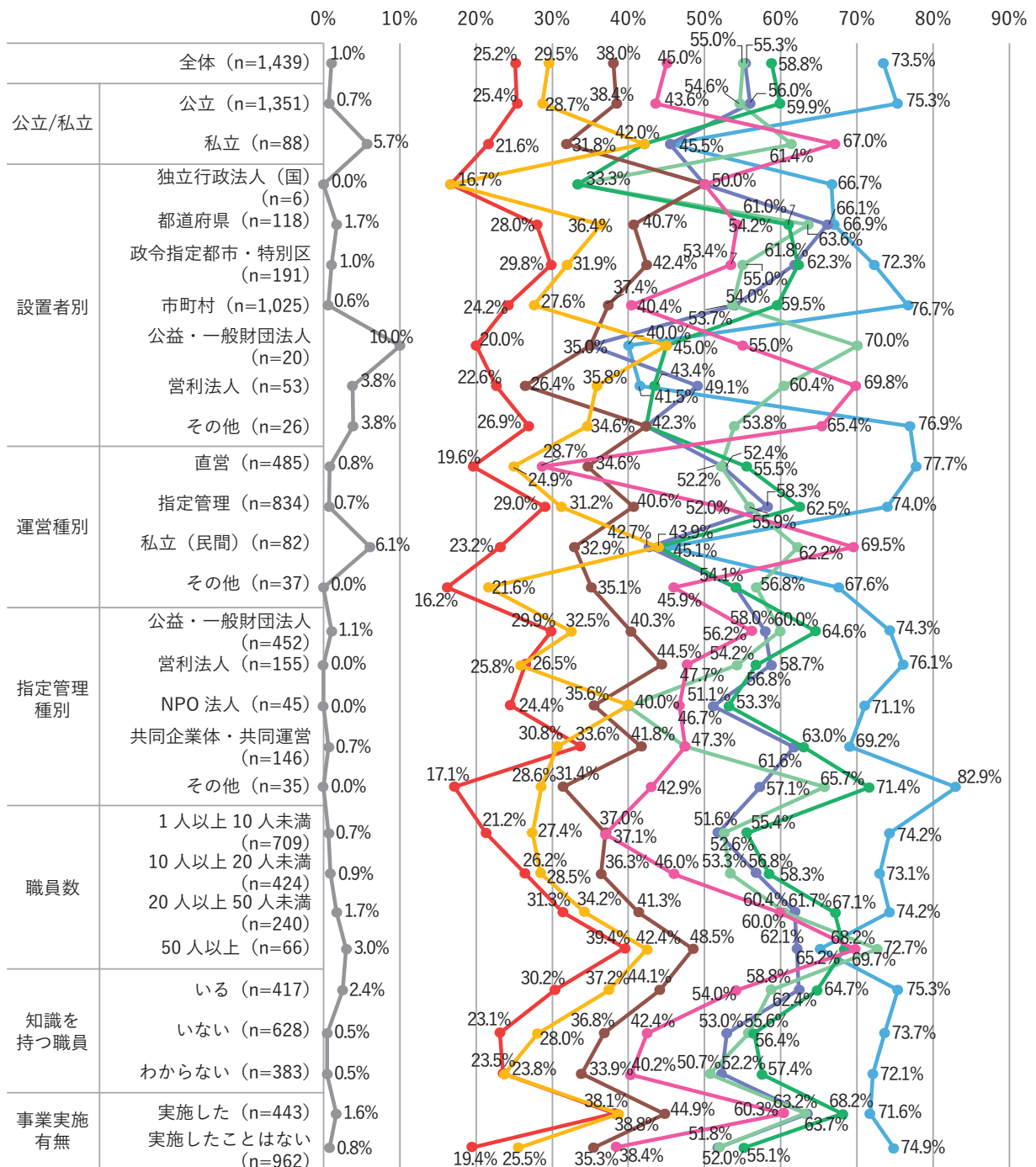
- ・要約筆記や字幕など鑑賞支援のサポート
- ・看護師の派遣
- ・事業の評価、検証
- ・公演視察

6. まとめ

質問 23 劇場・音楽堂等が障害者に配慮又は対象とした事業を実施することはどういう意義があると思いますか【複数選択】

劇場・音楽堂等が障害者に配慮又は対象とした事業を実施することはどういう意義があると思いますか

- 1. 地域のすべての住民に対しサービスを提供する
- 2. 障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図る
- 3. 文化芸術活動をととして障害者の生活の質の向上を促す
- 4. 文化芸術活動をととして障害者の交流などを促進し、住みよい地域社会となることを促す
- 5. 地域の住民に対して文化芸術をととして新たなコミュニティを提供する
- 6. 地域の住民に対して社会的課題解決の場となる
- 7. 劇場・音楽堂等の社会的意義や社会的価値を示す
- 8. 文化芸術活動をととして既存の文化芸術の表現に対して新たな視点をもたらされる
- 9. その他



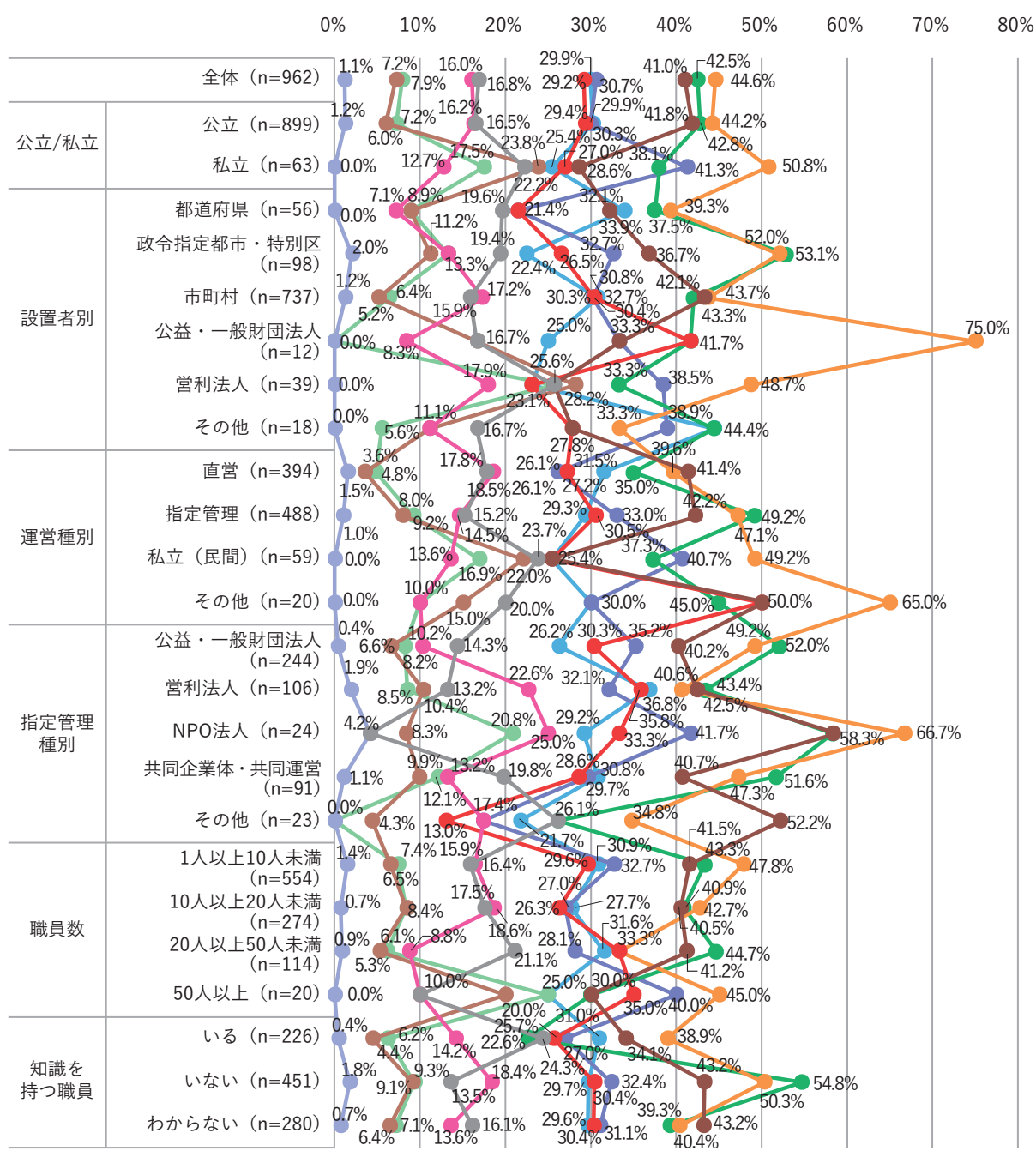
質問 23 その他 自由記述 (抜粋)

- ・観劇・鑑賞したい方すべてに、可能な限り同じ内容を提供する
- ・住民と障害者の相互理解を促す
- ・文化芸術活動をとおして健常者と障がい者がお互いに対して学び・気づき合い、対等な関係を構築していくため重要だと考える
- ・障害者に配慮する視点をもつことで、多様な人に開かれた劇場・音楽堂のあり方を考える機会となる。また、創造活動に新たな視点をもたらされてアーティストの創造性向上にも貢献している
- ・高齢化が進む地域で、劇場に来てくれる方を増やす方策のひとつとなる
- ・芸術家が高齢となったり、障害を負っても活動を継続できるという芸術・創造活動の継続
- ・障がいの有無や社会的立場などに関わらず、個を認め他に寛容な生きづらさの少ない社会形成につながる

質問 24 [質問 18 《4. 令和 5 年度までに実施したことはない》をご選択いただいた施設のみご回答ください] 障害者に配慮又は対象とした事業を実施していない理由は何ですか【複数選択】

障害者に配慮又は対応した事業を実施していない理由は何ですか

- 1. 障害者を対象とした事業を実施することについての設置者の位置づけ、方針、指針がない
- 2. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための財源が確保できない
- 3. 障害者に配慮又は対象とした事業は通常の事業よりも経費がかかる（かかりそうだ）から
- 4. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための知識のある人材がない
- 5. 障害者に配慮又は対象とした事業は、通常の事業よりも準備など手間がかかる（かかりそうだ）から
- 6. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための十分な人員が確保されていない
- 7. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための連携先等のノウハウがない
- 8. 具体的にどのような障害者にどのような事業を実施したらいいかわからない
- 9. 障害者からのニーズが感じられない
- 10. 劇場・音楽堂等が実施することの意味が感じられない
- 11. その他



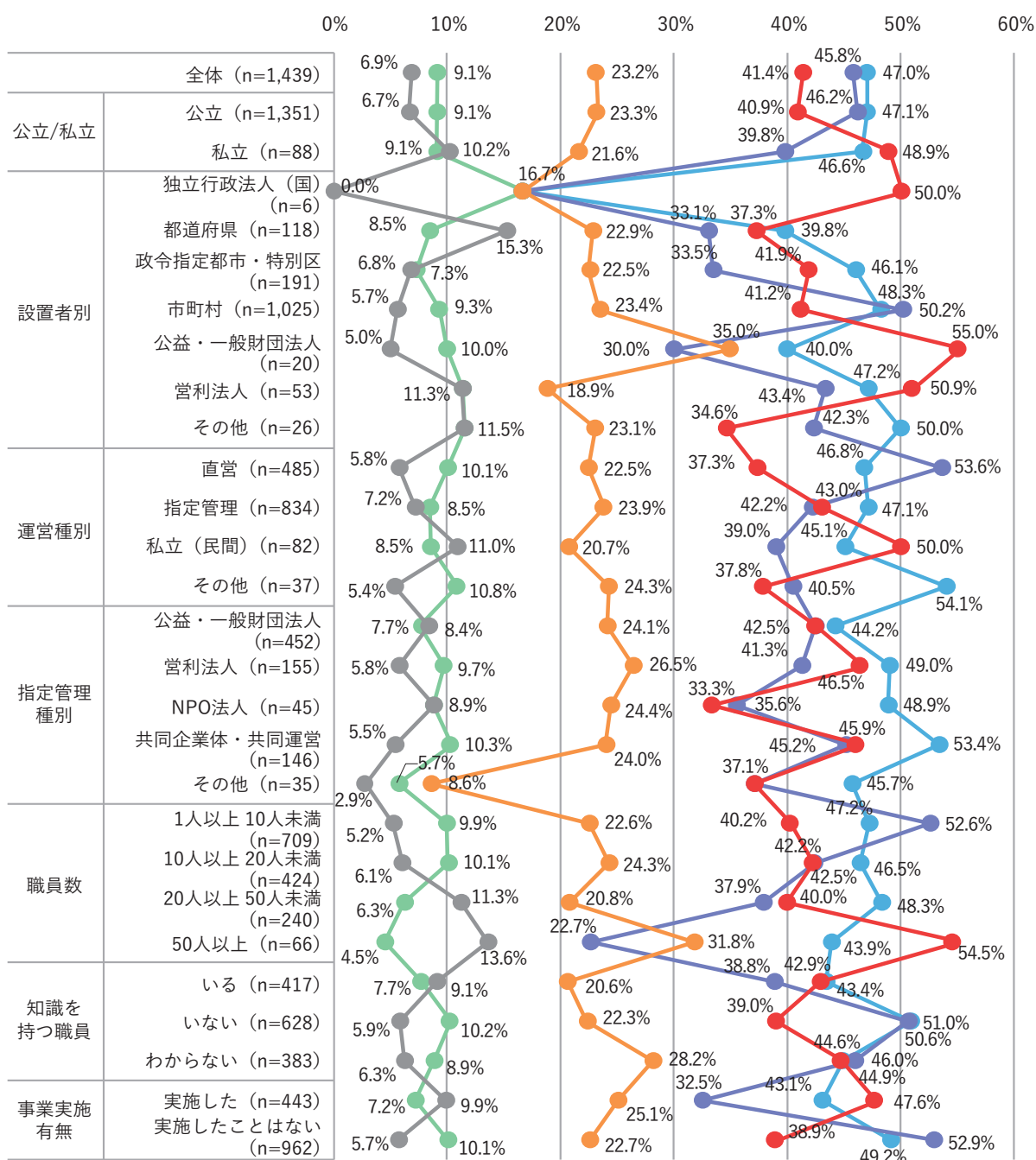
質問 24 その他 自由記述（一部抜粋）

- ・特に障害者を区別して事業を実施する考えはない
- ・障害のある人だけに特化する意味を感じない
- ・現在実施している事業は、健常者、障害者ともに参加し実施している
- ・現状は障害者を対象とした事業は無く、通常の事業に障害者の方の受入や参加をさせていただいている
- ・障害者に対して普段から丁寧に接することを職員間の共通認識として持っているため
- ・全てにおいてその都度、合理的配慮を行うため、事業単位で区別していない
- ・障害者から事業参加希望があった際に合理的配慮の提供に基づいた対応をしている
- ・障害者に限定せず、すべての市民を対象にした事業を優先に実施しているため
- ・障害者に配慮又は対象とした事業実施について、指定管理者としての方針、指針がない
- ・事業計画に記載がない
- ・年間企画事業が僅少のため
- ・集客が見込めるか分からない
- ・ニーズの認識不足
- ・対象となる人口が少ない
- ・利用者アンケートからはニーズを感じられない
- ・優先順位が低い
- ・慢性的な人員不足でできない
- ・障害者が対象かにかかわらず、人員不足の為自主事業をほとんど実施していない
- ・出来ることからとは思いますが、人的及び時間的余裕がない
- ・施設がバリアフリー化されていない
- ・施設の設備が整っていない
- ・自主事業を実施していない（貸館のみ）
- ・自主事業自体をほとんど実施していなかったため
- ・主催事業自体がほとんどないため
- ・自主事業数が少ない
- ・他部署で担当、実施している
- ・令和6年度から実施、実施予定
- ・検討中
- ・開催を計画しているが実施の目処がたっていない

質問 25 障害者に配慮又は対象とした事業を実施する上で、他の組織等と連携を組むにあたって、課題は何だと思
いますか【複数選択】

障害者に配慮又は対象とした事業を実施する上で、他の組織等と連携を組むにあたって、
課題は何だと思ひますか

- 1. 他の組織等とのコーディネーターとなる人材、組織がない
- 2. 他の組織等と連携事業を実施するノウハウがない
- 3. 近隣に連携できる組織等がない
- 4. 連携の依頼や打ち合わせなど連携に係る業務時間が取れない
- 5. 費用の負担
- 6. その他



質問 25 その他 自由記述（一部抜粋）

- ・連携事業として模索中
- ・当該事業を実施する組織に対しては可能な限り協力していきたい
- ・障害者コミュニティが少ない、ニーズがあまりない、席や対応が難しい
- ・どのような組織と連携するべきか分からない
- ・連絡共有の煩雑さが負担となる
- ・連携したい組織も通常業務があり、事業参加への理解や目的の共有、スケジュール調整が課題であり重要
- ・スタッフやキャストを含めた全ての人員の障害者に対する理解の共有
- ・多くの作家や関係者の目指す方向が異なる場合、調整が困難となる
- ・事業の優先度に関する共通理解が確立されていない
- ・障害者に配慮、または対象にした主催事業構築に乏しい
- ・障害者の対応についての理解度が低いため専門組織とのギャップがあること
- ・経費・人員の余裕がない
- ・自主事業を行っていないため
- ・設置者の方針
- ・施設の設定（駐車場・トイレ・エレベーター）が障害者に対応できないため
- ・対象事業内容により、施設内部等の環境整備が必要となった折りには、行政との協議を経る必要がある。また、費用負担が生じる場合も同様

第2部

事例調査

事例調査の実施概要

1. 調査の目的

他の施設にも参考になると思われる劇場・音楽堂等の取組についてヒアリングを行い、取組事例として取りまとめ、公開をすることで、障害者に向けた文化芸術活動が活発化し、障害者の社会参加の機会の拡充と共生社会の実現に寄与することを目指す。

2. 調査内容

- ・事業の目的・位置づけ
- ・事業を始めたきっかけ
- ・事業の内容・変遷
- ・事業を行う上での工夫
- ・事業の実施体制
- ・職員研修
- ・協働・連携
- ・事業担当者・施設・参加者・関係者の変化
- ・事業についての感想・気づき
- ・事業の課題
- ・今後の展開 など

3. 調査件数

5件

4. 調査対象・調査日

【鑑賞】「ワンコインコンサート“音楽のじかん”」鑑賞支援サービスの取組とその後の展開

実施施設：鶴岡市文化会館（荘銀タクト鶴岡）

対応者：伊藤 玲子 タクトつるおか共同企業体 鶴岡市文化会館 事業企画係長

調査日：令和6年8月23日

調査方法：調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施

【鑑賞・発表】「誰でもコンサート～Over The Border～」ほか

実施施設：和光市民文化センター

対応者：塚田 美穂 公益財団法人和光市文化振興公社 和光市民文化センター 事業係長

調査日：令和6年8月22日

調査方法：調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施

【創造・発表】「みんなでダンス in Ibaraki プロジェクト」ほか

実施施設：茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）

対応者：上田 久美子 公益財団法人茨木市文化振興財団 茨木市市民総合センター
文化事業係

調査日：令和6年9月9日

調査方法：調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施

【鑑賞】宝塚歌劇のバリアフリーの取組

実施団体：阪急電鉄株式会社（宝塚大劇場／宝塚バウホール／東京宝塚劇場）

対応者：栗原 良明 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部長
栗井 正行 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部 宝塚支配人
田口 賢治 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部 課長補佐
小坂 裕二 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部 課長補佐
川島 志織 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部
柏原 英樹 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 創遊統括部
泉 創和 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 創遊統括部

調査日：令和6年9月18日

調査方法：調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施

【鑑賞・創造・人材育成】島根インクルーシブシアター・プロジェクト（ダイバーシティいわみ）

実施団体：公益財団法人しまね文化振興財団

対応者：山崎 晋志 公益財団法人しまね文化振興財団 島根県民会館 文化事業課 課長
福間 一 公益財団法人しまね文化振興財団 いわみ芸術劇場 文化事業課 課長代理
門脇 永 公益財団法人しまね文化振興財団 島根県民会館 文化事業課 主任

調査日：令和6年8月19日

調査方法：オンライン（Zoom）で、ヒアリングを実施

5. 調査方法

以下のいずれかの方法で実施。

- (1) 調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施
- (2) オンライン（Zoom）で、ヒアリングを実施

鑑賞

地域と共に在る鑑賞サポート事業

「ワンコインコンサート “音楽のじかん”」 鑑賞支援サービスの取組とその後の展開

鶴岡市文化会館（荘銀タクト鶴岡）

伊藤玲子 タクトつるおか共同企業体 鶴岡市文化会館 事業企画係長

市の直営だった鶴岡市文化会館を建て替え、平成30年に指定管理者制度のもとで新規開館した荘銀タクト鶴岡は、自主事業のノウハウがない中で、試行錯誤しながら地域に根ざした事業展開を目指してきた。令和5年度には自主事業として定着しつつある「ワンコインコンサート」に初めて鑑賞サポートを付けて実施し、反響を得た。専門家の協力を得ながら、地元の高校生と連携した事前の実証実験コンサートを行ったり、来場者全員に鑑賞サポートの説明チラシを配布したりなど、独自の工夫も重ねた。今後は鑑賞支援事業を自走させていくことを目指し、地域を巻き込みながら活動を展開している。

●事業の目的・位置付け

地元の福祉関係者の方々の協力を得ながら、より多くの方々が芸術や文化に触れる機会を増やすことを目指す。文化芸術基本法では「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれており、荘銀タクト鶴岡においても多様な方々が集い、出会う機会を創出することを管理運営の基本方針としていること、社会包摂の考え方が前提とされていることから、障害のある方も参加・鑑賞・来館しやすい雰囲気づくりや企画・運営を日頃から考え、実践している。担当者としても、文化芸術は興味関心のある一部の人のためのものではなく、誰もが人生を豊かに楽しむためのツールであると考え、障害の有無に関わらずさまざまな方が行き交い、芸術を楽しむ場となるよう、誰もが来やすく楽しめる事業の企画や、公演のノウハウの習得に取り組みながら事業を展開している。

●事業を始めたきっかけ

公共ホールのプロデューサーや自治体のアドバイザーなどを務める佐藤ヒロキ氏より鑑賞支援事業について提案されたことが始まりで、一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構主催の「令和5年度鑑賞支援サービス地域スモールモデル構築事業」モデル地域東北3館の中に出選していただいたことがきっかけとなった。流れとしては、令和5年5月に一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構代表理事である南部充央氏を招き、スタッフ全員が講習を受けたことから、鑑賞支援事業への機運が高まった。そして、南部氏のサポートやアドバイスを受けながら準備を進め、令和6年2月に初の鑑賞サポート付き公演を実施するに至った、ということになる。

また、当館の6つの基本方針の中に「交流の拠点」として多様な人々が集い、出会い繋がる機会を創出するという目的があり、これも実施理由の一つである。さまざまな理由でホールに出向くことができない方がより足を運びやすい環境にするにはどうしたらよいか、多くの人に文化芸術を届ける

にはどうすればよいか、まずは館スタッフがこの館をどうしていきたいかを考えたとき、“ここ鶴岡市にとって、この社会にとって、そして館として「誰もが文化芸術に触れる機会を創出する場を目指す」ためにやっていくべき事業である”という意思表示として、「まずやってみよう」という意向を固めた。

また、その前段階では障害の有無に関係なくインクルーシブなダンス活動を行っているダンスチーム「Kickin' Dance Fam」(代表:菊地将晃氏)が主催するワークショップ事業 (toall) と連携したダンスワークショップなどを行ったことで、地元のアーティストに協力をいただきながら、地域と共に「劇場が社会包摂の取組をしていく」という意識醸成がなされていった(なお、令和6年度には障害のある方も出演した市民参加のダンス公演事業の地域アシスタントとして菊地氏、秦氏(クラシックバレエ講師)に事業全般においてサポート役を担っていただいた)。



ワンコインコンサート公演チラシ

●事業の内容

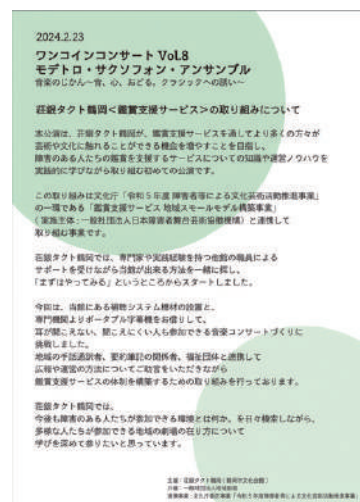
令和6年2月に地域創造の公共ホール音楽活性化事業として Modétro Saxophone Ensemble によるワンコインコンサートを企画し、初めて鑑賞サポートを付けて公演を実施した。耳が聞こえない・聞こえにくいお客様にヒアリンググループと赤外線補聴システム、ポータブル字幕機(リアルタイム字幕)の提供、また補助犬、車いす席対応も行ったほか、手話通訳、ノートテイク、ライブビューイング(未就学児も親子で楽しめるように、小ホールをライブビューイング会場にした)を行った。鑑賞サポートは後付けで企画に加えたため、調整にはやや苦勞することとなった。

この事業の経験を踏まえ、会館が鑑賞支援事業を自走させていく第一歩として、令和6年9月に「BLACK BOTTOM BRASS BAND ワッショイ★お祭りライブ」を企画・実施。前年度の課題の改善(「可動式で使いにくかった」という意見があったポータブル字幕機を、座席背面部に固定する形に変更するなど)を行ったほか、点字チラシの配布、公演MCや影アナなどの舞台手話通訳、サイン表示、アンケート代筆、字幕の点字表示(個人持込)等の新たなサポートも加えた。BLACK BOTTOM BRASS BAND には、出羽庄内国際村(国際交流センター)で開催した同コンサートの前夜祭にも出演いただき、外国の方々にも楽しんでもらう機会をつくった。

●事業を行う上での工夫

・本公演の前段階として、鑑賞サポート機材(ヒアリンググループと赤外線補聴システム)の実証実験を兼ねて、令和5年11月に地元高校の吹奏楽部によるミニコンサートを実施。機材の使い方を確認したり、当事者から実際に聞き取りやすかったエリアを教えていただいたりして、鑑賞支援のサービスを提供する上で改善の参考材料とした。当事者となつなかりができたことで公演の周知・集客への協力がいただけたほか、メディアの協力もあり、鑑賞支援事業の取組を周知させることができた。

・静かにクラシック音楽を楽しみたい一般客の意向にどう配慮するか、理解を得ながら共存できないかと考え、鑑賞サポートの内容を全てオープンにすることにした。鑑賞サポートを行うことを最初から打ち出し、一般チラシにも記載したほか、障害のあるお客様が座る位置も示した。鑑賞サポートの取組を説明するチラシは来場者全員に配布した。



鑑賞サポートについての説明チラシ

・地元の福祉関係団体の方々へは、「皆さんの力が必要です」と要請しながら進めていたことにより、関係者側からも前向きで積極的な動きと反応があり、力強いサポートをいただくことができた。

●実施体制

鑑賞サポートの担当職員1名＋事業企画担当4名の計5名で担当。事業当日は施設職員12名＋市民サポーター12名で実施した。その他、南部氏や佐藤氏、要約筆記関係者、手話通訳者など地元の福祉関係団体や専門家がサポート。要約筆記関係者の方には字幕タブレットへの表示において、公演の前段階で何度もやりとりを行い、長期にわたりアドバイスや協力をいただいた。

●研修

令和5年度に南部氏による研修を実施。全スタッフが、障害の特性と基本的な対応（コミュニケーション・グループワーク、字幕体験）、運営研修（弱視・手引き体験、車いす体験など）を受け、同年度の同機構の鑑賞支援サービス地域スモールモデル構築事業の中で、公演本番までの間に技術研修（ポータブル字幕や音声補聴装置の仕組み・機材設営、字幕体験会）を受講した。

●市民、学生、アーティストへの波及効果

次のように、事業に刺激を受けた人々の自発的な活動に波及効果があった。

- ・アーティストが事業に刺激を受け、南部氏に直接コンタクトを取って、自身の公演でも鑑賞サポートを取り入れた。
- ・実証実験コンサートでご協力いただいた高校（吹奏楽部の顧問）の先生が異動された先の高校（音楽ゼミ）の生徒から、自分たちの企画で鑑賞サポート付き公演を実施したいと要望があった。大ホールでの開催を目標にクラウドファンディングに挑戦し、他の学校の生徒や美術部にも協力を得ながら、令和7年1月25日に「目で聴く、身体で感じるコンサート」を実施した。

●事業についての感想・気づき

- ・最初に南部氏の講習会を全スタッフが受講したことで、改めて当館の現状やスタッフの意識の確認、館の特性や指針について話し合う機会が設けられたこと、また、地域の劇場と地域の障害者との関わり、インクルーシブな事業に取り組む際の困難さや課題について学べたことに大きな意味があった。
- ・開館当初から聴覚支援装置（ヒアリングループと赤外線補聴システム）を所有してしながら、これらを活用した自主事業を行っていなかったが、今回の取組により、スタッフ間で障害のある方が来場できる環境づくりへの意識が高まった。また、事業の組み立てから当日運営までのノウハウも獲得できた。当事者で要約筆記関係者でもある方と、今後の事業の強力なサポーターとなり得るつながりをもてたことも収穫である。
- ・障害当事者の参加者からは、情報保障が確保された状態で鑑賞できたことに感激し、今後も利用したいという要望を多くいただくことができ、それがスタッフの継続へのモチベーションとなっている。
- ・当事者と直接話す機会をもてたことは、提供側の思いが当事者の意向と合致しているのか、当事者が本当に必要としているサポートなのかという、サービスの内容を考える上で参考になった。
- ・さまざまな立場の人が協働して創り上げていく過程において、対話を通じて当事者のさまざまな思

いを知ることでき、障害のある状態で生活している方々の社会的な立場や、生きづらい環境に晒されている現状などに気づくことができた。今後、一人でも多くの方が、多様な方が暮らしやすい環境について考える機会を得ること、鑑賞サポートの輪が広がることを目標にしながら、広い視点を持って本事業に取り組んでいきたい。

●課題と今後の展開

- ・「鑑賞支援のある公演を増やしてほしい」「字幕タブレットをもっと見やすく」「舞台にも手話通訳を配置してほしい」などの当事者の声を反映させていくにはどうしたらよいか、継続的に鑑賞支援事業を実施していくにはどうすればよいか、当館で自走していくにはどうしたらよいか今後の課題である。令和6年9月に当館と地元の方々だけで鑑賞サポート付き公演を行ったことは、自走に向けた大きな第一歩である。また、地域の協力を得ながらまち一体となって取り組んでいきたいと考えているため、行政からも本取組について経費負担していただくなど事業の継続につなげていきたい。
- ・初めての鑑賞サポート付き公演では館職員が先頭となって対応し、市民サポーターの現場経験の機会の創出とまではいかなかったため、今後はスタッフ全員で対応できるよう経験を積んでいきたい。また、対象とする障害特性を広げるとともに、地域に貢献していくという意味でも、アウトリーチにも力を入れていきたいと考えている。今後は福祉施設などへもアウトリーチを実施し、地域の劇場として多様な方が参加できる環境を整えていきたい。
- ・日常的に開放しているフリースペースから、普段は立ち入れない楽屋側まで周回できる建築空間を生かした、全館でパフォーマンスを行う「TACT おとアート」、地域の文化施設、商店街と連携する「タクトのちいさな映画祭」など、様々な方が参加しやすい内容や環境を考えながら今後も継続していく予定である。

【ワンコインコンサート Vol.8 「音楽のじかん ～音、心、おどる。クラシックへの誘い～」事業データ】

実施年月：令和6年2月

入場料：500円

参加人数：来場者470人、鑑賞支援サービス利用者13人（うち、聴覚障害者11人、同行者2人）

補助金等：一般社団法人地域創造 令和5年度公共ホール音楽活性化事業、文化庁 障害者等による文化芸術活動推進事業（一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構「鑑賞支援サービス 地域スモールモデル構築事業」）

主催：文化庁、一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構、荘銀タクト鶴岡・鶴岡市教育委員会

共催：一般財団法人地域創造 制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会

広報：市内の福祉団体や特別支援学校等にチラシ配布協力を依頼／やまぎん県民ホール（山形県総合文化芸術館）を通して県社会福祉協議会へ周知を依頼し、県内の社会福祉協議会へ広報依頼／一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構、HP・新聞・SNSでの告知、鑑賞支援専用チラシ配布（ユニコードあり）

【実施者基本情報】

所在地：鶴岡市文化会館（荘銀タクト鶴岡）
〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町11-61 TEL：0235-24-5188

設置者：鶴岡市

開館：2018年3月

管理者：タクトつるおか共同企業体

規模：大ホール（固定・1120席）、多目的鑑賞室（15席）、小ホール（移動式・約180席）、練習室、会議室、楽屋、託児室

施設の特徴：妹島和世氏設計による、庄内の山並みをイメージさせるデザインと、大ホールを囲む回廊型のエントランス、生音の響きを大切に臨場感のある劇場空間が特徴。エントランスは公演のない日も開放され、いつでも誰でも気軽に集うことができる広場のような空間となることを目指している。地域の人々と協働で創り上げる事業を数多く開催。

ホームページ：https://tact-tsuruoka.jp/



写真提供 鶴岡市教育委員会

鑑賞・発表

地域の資源を生かし、つなげるバリアフリーコンサート
障害のある子どもたちの合唱団も活躍

「誰でもコンサート～Over The Border～」ほか

和光市民文化センター

塚田 美穂 公益財団法人和光市文化振興公社 和光市民文化センター 事業係長

令和元年より毎年、障害のある子どもたちを中心とした合唱団がオープニングアクトを務めるバリアフリーコンサート「誰でもコンサート」を開催。対象は「誰でも」で、乳幼児連れの親子から、障害のある方、高齢者まで、幅広い層が来場する。支援内容や鑑賞ルールは、参加者・来場者の声を聞いて変更・改善を重ねてきた。コンサートの出演者には和光市在住・在勤の若手アーティストを起用し、子どもたちと交流を図りやすくするなど、地域に密着したかたちで活動を展開している。合唱団は他施設でのイベント出演の機会も増えており、障害のある子どもたちの社会参加の場が広がっている。

●事業の目的・位置付け

障害者や高齢者、未就学児など「誰でも」が垣根を越えて、一緒に音楽を聴く時間を共有することにより、共生社会における相互理解やコミュニケーションを深めるきっかけとすると同時に、さまざまな垣根を越えた共生社会実現のための事業となることを目指している。和光市民文化センターは当該事業を「文化芸術の社会的包摂機能」を果たすための手段の一つと位置付けている。

●事業を始めたきっかけ

平成11年から文化芸術にアクセスしにくい層へのアウトリーチ等のインクルーシブ事業を行っており、その対象を広げていこうと考えていた頃、文化芸術推進基本計画が閣議決定し（平成30年3月）、基本方針に掲げられた「文化芸術の社会包摂機能」を地域で果たしていく手段として、インクルーシブな公演の実施の検討を始めた。また、放課後デイサービスなどの施設を複数見学する機会があり、利用者



誰でもコンサート Go for 2020（第1回目）のオープニングアクト

に歌の好きな子どもが多くいることや、歌の発表会を行っている施設があることを知った。これらのタイミングが重なり、障害のある子どもたちがホールで歌を発表する機会をつくれなかと、センター長や放課後デイサービスの施設長と相談を始め、令和元年、「放課後デイサービス白子ほのぼの」を母体に「白子ほのぼの合唱団」を結成。他施設の子どもや卒業生も受け入れながら、地域サークルのような形で活動が始まった。

同年の第1回「誰でもコンサート」では、合唱団がオープニングアクトとして登場。本編では地元ゆかりのアーティストに出演をしてもらい、アンコール曲で再び合唱団に参加してもらっている。

●事業の変遷

翌年度も同事業を計画する中で、楽器演奏経験がある保護者やセンターの職員による合唱団の「軽音部」が結成された。令和3年度には、開催時期は子どもたちの学校行事との兼ね合いを考慮し、毎年6月最終土曜日に開催する定期公演とすることを決定、その公演を目標に1年間の活動を進めていくことにした。

コンサートは、和光市在住・在勤など、市にゆかりのある若手アーティストに、今後も子どもたちと交流できることを前提で出演を依頼。出演者はコンサートの構成により異なるが、出演者のうち1～2人には翌年も出演してもらい、1年後に子どもたちが「知っている人とまた会えた」と安心できる環境をつくることにした。活動が継続されるにつれ、合唱団は他館での国際交流コンサートや、駅前イベントなどに出演する機会が増えている。また、合唱団や軽音部には、健常の子どもたちや高校生・大学生がボランティアで参加するようにもなった。毎年参加者は流動的であるが、口コミで参加者の輪が広がっている。

合唱団・軽音部の日常の練習は放課後デイサービスや各人が行き、公演が近づいたら和光市民文化センターの企画展示室を練習場所として提供している。また、センターでは障害者対象のダンスワークショップを行う埼玉県助成制度を紹介し、申請サポートやワークショップ会場の貸出しなどの支援も行っている。



誰でもコンサート 2024 ～ Over the Border ～の様子



コンサートのアンコールには合唱団も参加

●事業を行う上での工夫

- ・多くの方が来場しやすいよう、公演時間はアンコールを含めて45～50分とし、入場料金も安価な設定としている。また、介助者や2歳以下を無料としている。
- ・座席は自由席とし、気兼ねなく落ち着ける席を選べるようにしている。気分転換や休憩のための出入りも自由。
- ・車椅子スペースを拡張し、ストレッチャーや電動の大型車椅子でも入場できるスペースを設けた。
- ・場内の明るさに配慮し、ホール客席内の照明を暗くしないようにしている。
- ・音については音量だけではなく、急に大きな音を出さない等にも注意する。また、完全な静寂を来場者に求めないよう理解を促している。
- ・授乳室やオムツ交換スペースを設営し、男性用トイレにもサニタリーボックスを設置。
- ・コミュニケーション支援ボードや筆談等による対応を随時行うほか、職員から積極的に声かけを行

い、お手伝いが必要なときや不安があるときは、近くの職員にお気軽に声かけいただけるよう対応している。

・コンサートやイベントで演奏する曲は子どもたちが決めるなど、自主性を持って活動できるようにしている。

ルールや支援内容は、参加者へのヒアリングや来場者の様子などを通して変更を行ってきた。建物が古く、ハード面でのバリアフリー対応が不十分であるため、ソフト面で対応できることを工夫している。また、事業予算が乏しい中で、コストのかかる装置等を導入するのではなく、地域にある資源を活用しながら工夫を重ねている。

●研修

窓口スタッフを対象に接遇研修を実施。火災発生時の視覚障害者の避難誘導、聴覚障害者のための文字カード作成などを学ぶ。研修を受けたスタッフは、他のスタッフにも内容を共有している。

●事業担当者・施設・参加者の変化

【事業担当者・施設】

当初は障害者が利用・参加しやすくするための取組等に詳しい職員がいたわけではなく、事業を継続する中で、活動参加者や公演来場者に声をかけて聞き取りを行い、どのような配慮があるとよいのかを把握し、希望された配慮等を実現していくことを通してノウハウを蓄積していった。職員の理解には多少の温度差はあるが、継続するうちに「当館はこのような事業を実施する施設である」という認識が培われてきた。この事業が始まり外部との交流が増えたことで、日々の業務に行き詰まりを感じていた福祉施設職員が活力を取り戻した例もある。

【参加者】

軽音部のメンバーは、子どもたちの保護者・支援者から、事業の主要メンバーへと変化。また、コンサート出演者に和光市在住・在勤アーティストを起用することで、子どもたちへの手厚い協力が可能となり、交流を深める機会が増えている。

子どもたちについては、毎年、大ホールでたくさんの人の前で公演をし、拍手を受けるという特別な機会をもつことでモチベーションが向上。社会との関わりを持つことで自己肯定感が向上し、自立心・自尊心も育まれている。保護者にとっても、活動は子どもの成長を如実に感じられる場となっている。

●事業についての感想・気づき

芸術活動や社会活動への参加の意欲がある人でも、現状ではあまり実際の活動参加に結びついていない。そのような場合、動機づけをこちらで行うことで、そういった人々を巻き込むことができる。たとえば、「こういうことをしてくれる人はいないか」「こういうことに困っている」などのことを周囲に積極的に発信していると、助けてくれる人が現れ、新たな参加者となる例が多い。

●地域との連携による事業

地元団体の会合等に出席して情報収集を図るとともに、相談にのるなど信頼関係を築いているほか、市民の芸術活動に対して補助金の情報提供や申請の支援、他団体と個人の紹介・マッチングを行うなど、地元の様々な団体と連携し、地域の文化、芸術活動のコーディネート機関としての役割を果たしている。職員は少人数でありながらも、以下のように、地域との関わりに基づいた多様な事業が実施されている。

・学校へのアウトリーチ:対象は市内全ての小・中学校（小学校9校、中学校3校）及び、高校2校。

令和4年度からは中学校の支援学級へのアウトリーチを試験的に開始し、令和6年度から本格化させた。アウトリーチでは、ワークショップと参加型コンサートを1時間ずつ実施している。

・日韓交流コンサート：障害のあるアーティストを含む日韓の音楽アーティストが一堂に会したコンサートに合唱団が出演（於：彩の国さいたま芸術劇場小ホール）。

・陸上自衛隊朝霞駐屯地の音楽隊と連携し、市内の小中高校の吹奏楽団を対象とした音楽クリニックを実施。年1回、学校の吹奏楽団と一緒にニューイヤーコンサートも開催している。

・近隣の音楽大学や、大学の児童教育学科と連携し、大学生によるコンサートの企画から実施までをサポートするかたちで若手人材を育成。その大学の教授をコンサートのソリストとして招聘することもある。

●事業の課題と今後の展開

継続していくために経費を抑え、事業収支がマイナスにならないように努力している。助成金を得られなくても毎年実施できるようにするためにも、事業のさらなる周知と、収益の増加を図っていく必要がある。

合唱団については、今後は福祉施設への訪問コンサートやイベント出演等、多様な場での交流や発表を増やすことを検討している。また、特別支援学校と連携し、知的障害のある子どもたちの体験学習の一環として、コンサートチラシの折り込みや、児童センターでのチラシ配布などの社会活動の実施も計画中である。活動のお礼として生徒をコンサートに招待し、コンサートを知ってもらい、文化芸術に触れる機会につなげていきたい。

【「誰でもコンサート～Over The Border～」事業データ】

開始：令和元年度

入場料：一般1,200円、小学生以下800円、2歳以下無料。障害者手帳の提示で介助者1名無料（令和5年度）

補助金等：文化庁 障害者等による文化芸術活動推進事業（令和4年度）、公文協アートキャラバン事業（令和5年度）

後援：和光市教育委員会、社会福祉法人和光市社会福祉協議会（予定）

外部連携：白子ほのぼの合唱団&軽音部、みるきいらんど音楽教室

事業体制：事業系のスタッフ4名、フロントスタッフ4名（非常勤を含む）

広報：館の催し物案内やホームページ、和光市駅デジタルサイネージ、市内掲示板へのチラシ掲出、近隣幼稚園・保育園・市内小学校へのチラシ配布

【実施者基本情報】

所在地：和光市民文化センター

〒351-0106 埼玉県和光市広沢1-5 TEL：048-468-7771

設置者：和光市

開館：1993年4月

管理者：公益財団法人和光市文化振興公社

規模：大ホール（1,286席）、小ホール（229席）、展示ホール、企画展示室、練習室、リハーサル室、会議室

施設の特徴：音楽に適した音響の大ホール、多目的に使える小ホール、展示室等を備えた複合文化施設。インクルーシブ事業のほか、「マチナカコンサート」と題した出張コンサートや、公立学校へのアウトリーチ、自衛隊の音楽隊や近隣大学、NPOとのコラボレーションなど、地域に根ざした多様な事業を展開している。

ホームページ：<https://www.sunazalea.or.jp>



写真提供：公益財団法人和光市文化振興公社

創造・発表

誰でも自分の身体で表現できるダンスワークショップを
大学のゼミとの連携で継続的に展開

「みんなでダンス in Ibaraki プロジェクト」ほか

茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）

上田 久美子 公益財団法人茨木市文化振興財団 茨木市市民総合センター 文化事業係

障害の有無やダンス経験の有無に関わらず、誰でも参加できるダンスワークショップを、2020年度より継続的に実施している。事業のキーワードは「芸術（アート）×福祉×教育」で、地域の大学と連携している点に特徴がある。ダンスを楽しむことを目的とした単発のワークショップと、公演を目標にワークショップを重ねる2つの形式があり、参加者は一般公募で集まった小学生～90代の方々と、大学のゼミ生である。公演は鑑賞サポート等をつけたバリアフリー公演として行い、大学生は参加・出演だけでなく、字幕作成やアクセス動画作成から当日の運営まで、施設職員とともに裏方も担っている。

●事業の目的・位置付け

「文化芸術基本法」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、障害の有無に関わらず、多様な人々の文化芸術活動を促進することを目標とする。また、茨木市は2024年3月に「茨木市文化振興ビジョン（第2期）」を策定、その理念として「文化芸術とふれる・感じる・つながる『場』づくり」を掲げており、本プロジェクトを行うことで、年齢、障害の有無、経済的な状況などに関わらず、より多くの人に芸術文化にアクセスする機会を開くこと、茨木市市民総合センターが地域の社会包摂の拠点となることを目指している。

当館では本プロジェクトを、障害のある方とない方が共に文化芸術活動を楽しむことで、互いの理解を深め、地域における共生社会の実現を推進していく役割を果たすものと考えている。文化芸術活動を通じて自己表現する場を提供することは、地域における文化の多様性を豊かにする意義もあるといえる。

●事業を始めたきっかけ

2018年、茨木市は「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行、財団にも、文化芸術活動の面から、障害の有無に関わらず、人権や尊厳が守られ、支え合う「共に生きるまち」の実現を推進することが求められることとなった。同年、追手門学院大学 地域創造学部 准教授の草山太郎氏から、ダンサー・俳優として活躍する森田かずよ氏のダンスワークショップの共同実施の打診があり、これを受けて2020年度に、障害の有無を問わず参加可能なダンスワークショップを開催したことが、現在の事業に至るきっかけである。その後も大学との連携をしながら継続して

実施している。

●事業の内容・変遷

2020年度に開催したダンスワークショップは、ダンス創作という共通の目的のもと、連携する大学ゼミ生や、近隣の福祉施設から参加した障害のある方々など、多様な人々が一緒に過ごす場となった。この経験をもとに、以後は、毎年1回の単発ワークショップと、3か月間にわたる13回の練習を経て行う「みんなでつくるダンス公演」を継続的に開催することにした。いずれも講師には森田かずよ氏を迎えている。参加者は公募（障害のある人もない人も、ダンス経験、年齢に関係なくどなたでも）と、追手門学院大学 草山ゼミ生である。公演は鑑賞サポート付きのバリアフリー公演として実施し、草山ゼミ生は視覚障害者向けの鑑賞ガイドを担うなど、公演の裏方としても携わっている。

2021年度からは有識者によるトークイベントと講演会も行っている。2023年度はワークショップの映像化を行い、映像上映と活動報告会も行ったほか、ダイジェスト映像も作成。多様な場で事業の様子を見てもらえるようになり、この事業の意義を広めることができた。

2024年度には鑑賞事業としてバリアフリーコンサートも実施。現在も鑑賞型（バリアフリーコンサート）と参加型（ダンスワークショップ）2本柱で取り組んでいる。

2024年度は新たにアウトリーチ活動を実施。音楽や舞台美術（衣装や小物）等の新たな分野にも活動の幅を広げ、「踊る」手段以外にもプロジェクトに関わる人々を増やし、内容の充実を図っている。なお、事業においては視覚障害者向けの鑑賞サポートや点字版資料作成等、アクセシビリティの拡充にも力を入れている。



ダンスワークショップの様子



本プロジェクトの参加者募集チラシ

●事業を行う上での工夫

・当事者やその家族との対話を通じて、参加者のニーズや状態を直接把握するように努めている。また、ワークショップや公演の後には毎回参加者からの感想や意見を収集し、それを次の活動に反映させている。

・当事者、学生、一般の方が誰でも参加でき、特に大学生に関しては出演側だけでなく運営スタッフとしても関わることのできる体制としている。

・事業当日は見守り体制を強化するため、アシスタントの増員、看護師の配置、大学ゼミ生によるサポートも行う。スタッフはワークショップ前に前回のアンケート結果や、当日の参加者の特性等を共有するミーティングを行う。さらに、振り返りのプロセスを充実させることで、常に安全で快適な環境を提供するように努めている。

・事業運営に問題が生じると、担当者皆で話し合い、解決するようにしている。また、自分たちだけで判断がつかないことがあるときなどは、国際障害者交流センター ビッグ・アイをはじめ福祉関係団体等の専門家に相談している。

●研修

障害者、その関係者を主として構成する市民団体が企画する「障害者に係る接遇研修」を、事業担当だけでなく、施設管理係、総務係も含め、職員全員で受講。

●大学との連携

毎年4月、ゼミ生に障害者に関する法律、社会包摂、当該事業の意義などの説明を行い、一定の基礎知識をもってもらうことから始めている。その後、ダンスワークショップに参加してもらい、障害当事者と触れ合い、相互理解を深めている。また、公演への出演のほか、音声ガイドや字幕の作成、当日の運営にも関わってもらった。他にも最寄り駅から会場までの誰もがアクセスしやすい経路案内図や動画を制作するなど、企画も担った。卒業後も公演を観覧するなど、直接福祉などの仕事に就業していなくても、障害のある方に対する意識など将来へつながるものがあると感じている。



学生たちとのミーティング風景

●事業担当者・施設・参加者の変化

【事業担当者・施設】

・このプロジェクトの重要性に気づき、より発展させたいという思いが職員間で強まっている。事業運営にあたっては対応に時間を要する事例も発生し、さまざまな事例に対して迅速かつ適切に対応できるよう、障害の特性や支援方法についてさらに学ぶ必要性を強く感じた。具体的には、専門家による講座や研修に参加するほか、障害のある方やその関係者と普段から接し、日常的な関係性の構築に努めようという意識が高まっている。

【参加者】

・ダンスが生きがいとなり日常生活に笑顔が戻った人や、メンバーと打ち解けることで自分の思いや夢を語れるようになった人もいる。4年連続で参加しているメンバーは、新メンバーに積極的に声をかけたり、振付けの提案を行ったりなど、リーダーシップを発揮するようになった。
・参加者から運営側へと、関わり方を変えて継続的に参加している方もいる。
・学生たちも「ダンスを通じて自己表現の幅が広がり、他者とのコミュニケーション能力が向上した」「異なる背景をもつ人々と関わることで、多様性への理解が深まった」等、多くの変化を感じている。

●事業についての感想・気づき

・障害のある参加者から「ここが居場所」と言われ、とても嬉しく感じた。多様な方々と同じ目的をもって一緒に進んでいくことで、自分自身の成長にもつながっていることを実感する。このプロジェクトを通じて、他者との協力や共生の大切さの一端を理解でき、自分の大きなやりがいとなっている。
・障害のある参加者と一緒に活動する中で、合理的な配慮の必要性を強く感じるが、どのように対応すればよいのか迷うことが多い。声かけやコミュニケーションの方法についても、これで相手に伝わっているのか、意思疎通ができていないのか、確信がもてない場面が多々ある。このプロジェクトを通じて、多様なコミュニケーションの方法や配慮が求められることにも気づいた。考えれば考えるほど、正解はないと感じるようになっていく。

●事業の課題と今後に向けて

①広報活動の強化：より多くの人にプロジェクトを知っていただき、同様の取組を考えている団体とも連携したいが、現在は情報発信が十分でない。SNSの活用のほか、市民団体などと連携した地道な活動や、当事者との直接的なコミュニケーション等を通じて活動の周知を図り、地域社会に本プロジェクトの価値を伝えていく。

②心身の安全性の確保：多様な参加者に、より安全に利用しやすい環境を提供するため、最新の情報を反映した研修を行って職員の育成をさらに進めるほか、ワークショップ後に看護師を交えた振り返りを行い、必要な改善策を講じるなどして環境整備を進めていく。

③継続的な参加の促進：イベントに継続して参加していただける仕組みをつくることが重要。参加者にヒアリングやアンケートを実施し、開催期間や開催時間、場所などについて満足度を確認し、必要に応じて見直しを図っていく。

④鑑賞サポートの見直しと充実：他事例を参考に施設のアクセシビリティ対応を見直し、参加者のニーズに応じたサポートの改善を進める。

●今後の展開

継続参加の方も多いため、居場所として機能するために事業を継続させていきたいが、企画内容や人材の硬直化も懸念される。オンラインプラットフォームの活用やアウトリーチ事業の実施により、より多くの方々に参加の機会を提供するほか、新しい展開として、当財団で行う「手芸部」に衣装係で参加してもらい、楽器作りワークショップを行い音楽で参加してもらい、大学生にももっと運営に関わってもらいなど、出演だけでなく新たな関わり方や展開も進めている。また、他地域の団体やアーティストとのコラボレーションや、他大学との連携も図りながら、多様な視点を取り入れた活動をしていくことで、新たな参加者の獲得や活動の拡大、プログラムの質の向上を図っていきたい。

【「みんなでダンス in Ibaraki プロジェクト」事業データ】

開始：2020年度

補助金等：文化庁 障害者等による文化芸術活動推進事業（2023・2024年度）

実施体制：担当職員は3名。事業当日は職員7名、理事1名に、看護師2名も配置。

外部連携：追手門学院大学 地域創造学部 地域創造学科 草山ゼミ

広報：追手門学院大学 地域創造学部 地域創造学科 草山ゼミ、茨木市立障害福祉センター ハートフル、茨木商工会議所、茨木市観光協会、茨木障害フォーラム、その他の近隣施設・関係部局

バリアフリー対応：補助犬入場可、手話通訳要約筆記手配（事前申込要）、筆談器設置、車椅子での参加可、車椅子のまま観覧できるスペースあり、休憩室利用可、ワークショップや公演中の出入り自由、多目的トイレ各階設置、児童用補助便座設置、オストメイト対応トイレあり、点字プログラム配布、ヒアリンググループあり、開演前鑑賞サポート会実施

【実施者基本情報】

所在地：茨木市市民総合センター

〒567-0888 大阪府茨木市駅前 4-6-16 TEL：072-624-1726

設置者：茨木市

開館：1989年10月

管理者：公益財団法人茨木市文化振興財団

規模：センターホール（429席）、多目的ホール（165席）、会議室、生活実習室、工芸創作室 他

施設の特徴：市民が自由に活動できるホールや会議室、ギャラリーを有する複合施設。正面にガラスを多用し採光に配慮した明るいロビーや、中庭などは、市民の憩いの場となっている。

ホームページ：<https://www.ibabun.jp>



写真提供：公益財団法人茨木市文化振興財団

鑑賞

「さまざまな人が気兼ねなく観劇を」の理念のもと
ユニバーサルな観劇環境を定常的に提供

宝塚歌劇のバリアフリーの取組

阪急電鉄株式会社（宝塚大劇場／宝塚パウホール／東京宝塚劇場）

栗原良明	阪急電鉄株式会社	創遊事業本部	歌劇事業部長
栗井正行	阪急電鉄株式会社	創遊事業本部	歌劇事業部 宝塚支配人
田口憲治	阪急電鉄株式会社	創遊事業本部	歌劇事業部 課長補佐
小坂裕二	阪急電鉄株式会社	創遊事業本部	歌劇事業部 課長補佐
川島志織	阪急電鉄株式会社	創遊事業本部	歌劇事業部
柏原英樹	阪急電鉄株式会社	創遊事業本部	創遊統括部
泉 創和	阪急電鉄株式会社	創遊事業本部	創遊統括部

阪急電鉄株式会社、宝塚歌劇団、株式会社宝塚舞台、株式会社宝塚クリエイティブアーツにより運営される宝塚歌劇。宝塚大劇場は1993年に現劇場開場後、2014年前後に多目的トイレの増設などの改修を実施。視覚・聴覚に不自由のある観客に対しては、従来から提供していた音声補助イヤホン貸し出し（大劇場のみ）に加えて、台本の文字情報を提供する鑑賞サポートタブレットの貸し出し（2021年）、公演プログラムのテキストデージー図書（音声読み上げ機能対応の電子図書）の提供（2023年）を順次開始するなど、ユニバーサルな観劇環境の提供に取り組んでいる。これらの対応は専用劇場である宝塚大劇場・東京宝塚劇場では通年で行うほか、全国各地で行う公演でも鑑賞サポートタブレットを貸し出す等、提供範囲の拡大を図っている。

●事業の目的・位置付け

「さまざまな人が気兼ねなく宝塚歌劇を観劇していただける」ことを実現するため。宝塚歌劇には、「老若男女、幅広いお客様にご覧いただきたい」という創設以来の理念があり、それを現代の視点で考えると、バリアフリー対応につながるのではないかと考えている。また、会社としてはSDGsの取組を進めているが、バリアフリーの取組は、舞台公演を提供する事業者ならではの独自性の高い取組であると考えている。

●バリアフリーに対する考え方

宝塚歌劇は、劇場公演以外に、ライブ配信やライブビューイング、ブルーレイなどのパッケージ、CS放送、出版などさまざまなメディアで提供している。段階的とはなるが、それぞれに対応していくこと、また、定常的なサービスとして、安定・継続した提供をしていくことを意識している。それらを実現するために、汎用性・拡張性のある提供手段（媒体）を研究している。規模の大きい民間の劇場

で取り組むことが、バリアフリーの取組の社会的な広がりを感じることに繋がればと考えている。

●取組を始めたきっかけと変遷

劇場のハード面については、2014年の宝塚歌劇100周年にあわせて、宝塚大劇場で多目的トイレの増設などを行った。

ソフト面の取組については、2017年秋に、当時、宝塚歌劇団制作部部長であった栗原が、文化芸術推進基本計画（第1期）策定のための文化庁の文化審議会・文化政策部会のワーキンググループに参加し、特定非営利活動法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク（TA-net）の廣川麻子理事長から鑑賞サポートについての知見を得たこと、2010年代後半からお客様から個別に要望が出ていたことや、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定、社会におけるSDGsの取組強化の流れなどが推進の契機となった。

聴覚の不自由な方に対しては、バリアフリー公演をしている兵庫県立尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）やTA-net、一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構の協力・アドバイスを得ながら、コロナ禍での最初の緊急事態宣言が終わり舞台公演が順次再開されるようになった2020年秋に、出演者のセリフ等、台本の文字情報を自身で操作して閲覧できる鑑賞サポートタブレットを試験的に導入、2021年夏から正式に提供を開始した。現在では、当社の主催による宝塚歌劇公演とグループ会社の梅田芸術劇場での宝塚歌劇公演は、初日から提供している。全国の市民会館等で上演する全国ツアーや、外部劇場での他社主催による宝塚歌劇公演では、2022年秋から、各会場・主催者から依頼があれば鑑賞サポートタブレットの提供できる体制を整備した。

2024年春からは、ライブ配信で自宅等で鑑賞されるケースに対応し、宝塚大劇場・東京宝塚劇場の公演のライブ配信を対象に、配信事業を担当するグループ会社の宝塚クリエイティブアーツと共同で、インターネット経由で劇場と同様の台本の文字情報を提供するサービスを始めている。その際、台本の文字情報ではカバーできない出演者の舞台挨拶は、UDトークで文字化して配信している（UDトークの文字情報は劇場内のタブレットにも配信）。



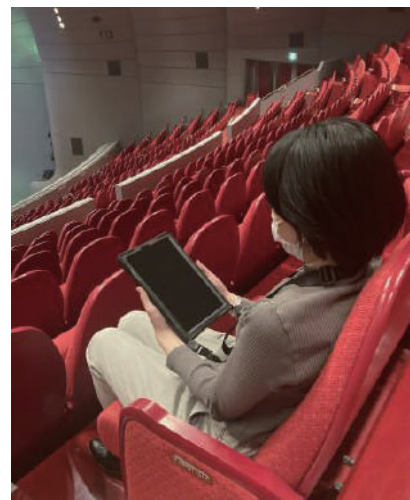
公演プログラムのサピエ図書館での公開例

視覚の不自由な方に対しては、2023年春より、日本ライトハウス情報文化センターと共同で、宝塚大劇場の公演プログラムをテキストデージー（音声読み上げ機能対応の電子図書）として作成し、サピエ図書館（情報を点字、音声データで提供するインターネット上のネットワーク）で公開している。

情報発信では、2022年秋に宝塚歌劇の公式ホームページをリニューアルした際に、ユニバーサルデザインのコンサルティングをおこなうミライロ社の監修のもと、バリアフリー情報ページを開設し、建物入口から客席までの経路案内、レストラン・カフェのテーブルの高さ・入り口等の段差・通路幅等各劇場のバリアフリー情報を細かく掲載している。

これらの取組とは別に、CS放送（宝塚歌劇専門チャンネル「タカラヅカ・スカイ・ステージ」）については、総務省のガイドラインに沿って放送番組への字幕付与を進めている。

演目	ジャンル	上演日	上演場所	制作国	ジャンル
1 宝塚大劇場 宝塚歌劇団100周年記念公演「宝塚大劇場」	宝塚歌劇団	2023年	宝塚大劇場	日本	宝塚
2 宝塚大劇場 宝塚歌劇団100周年記念公演「宝塚大劇場」	宝塚歌劇団	2023年	宝塚大劇場	日本	宝塚
3 宝塚大劇場 宝塚歌劇団100周年記念公演「宝塚大劇場」	宝塚歌劇団	2023年	宝塚大劇場	日本	宝塚
4 宝塚大劇場 宝塚歌劇団100周年記念公演「宝塚大劇場」	宝塚歌劇団	2023年	宝塚大劇場	日本	宝塚
5 宝塚大劇場 宝塚歌劇団100周年記念公演「宝塚大劇場」	宝塚歌劇団	2023年	宝塚大劇場	日本	宝塚
6 宝塚大劇場 宝塚歌劇団100周年記念公演「宝塚大劇場」	宝塚歌劇団	2023年	宝塚大劇場	日本	宝塚
7 宝塚大劇場 宝塚歌劇団100周年記念公演「宝塚大劇場」	宝塚歌劇団	2023年	宝塚大劇場	日本	宝塚
8 宝塚大劇場 宝塚歌劇団100周年記念公演「宝塚大劇場」	宝塚歌劇団	2023年	宝塚大劇場	日本	宝塚
9 宝塚大劇場 宝塚歌劇団100周年記念公演「宝塚大劇場」	宝塚歌劇団	2023年	宝塚大劇場	日本	宝塚



鑑賞サポートタブレット

サピエ図書館の検索画面

●その他の取組内容

【車椅子対応】

- ・移動でサポートが必要な場合は、係員が劇場に応じた動線案内などスムーズな入場をサポート。
- ・車椅子対応駐車場は、2か所の駐車場で計13台分を用意（東京宝塚劇場には駐車場がないため、宝塚大劇場のみの対応）。

【聴覚に不自由のある方】

- ・宝塚大劇場には音声補助イヤフォン（赤外線補聴援助システム）を用意しており、おおむね全席で利用可能（有料）。

【その他の不安のある方】

- ・内部障害のあるお客様：客席への医療機器の持ち込み可（座席下スペースの目安を公式ホームページで提示。音の発生する医療機器の持ち込みは個別対応）。
- ・不随意に声が出てしまうお客様等：鑑賞中に声が出ていても気兼ねのない場所を要望に応じてご案内（多目的室や大型モニターなど）。
- ・お子様をお連れのお客様：宝塚大劇場では1990年代初頭より託児室を用意（有料）。
- ・その他：小さなお子様のための座席クッション（無料）など。

●体制

利用申し込み受付（HPの申込フォーム）、公演会場での当日対応などは、それぞれの運営体制のなかに包含して対応し、タブレットのデータ管理、テキストデイジーの製作、UDトークの運営などは、宝塚大劇場・東京宝塚劇場に在籍の営業・劇場運営系の社員各3～4名で分担している。ライブ配信のサポートは、ライブ配信を主管する宝塚クリエイティブアーツと業務分担して運営。文化庁から著作権の権利制限事業者の指定を受けているNPO法人メディア・アクセス・サポートセンターや、サピエ図書館の構成団体の一つである日本ライトハウス情報文化センターと共同事業の枠組みを構築し、著作権処理の関係で利用者へ提供できないケースを回避するよう努めている。

●事業実施の工夫

・障害者手帳はなくても、聞こえの面で困っている方は少なくない。現状、鑑賞サポートタブレットでは、障害者手帳をお持ちの方の申し込み状況を見ながら、お持ちでない方をご案内するようにするなど、障害者手帳の有無で判断するのではなく、必要とされている方への提供について、現場で試行錯誤を重ねている。

・鑑賞サポートタブレットには、光漏れ防止のフィルムを貼るとともに、お客様間のトラブルが発生しないよう、利用されるお客様の周囲のお客様には、事前に劇場スタッフがお声がけしている。

・ライブ配信での鑑賞サポートは劇場と同じ台本の文字情報をご覧いただいているが、利用者の手元にデータが残らない方式での電子カタログの仕組みを利用している。これらサポートの構築にあたっては、特別な仕組みを構築するのではなく、既存のサービスから適したものを探している。

・大型の車いすでご来場のケースや、長時間の観劇が困難な方など、さまざまな事情を抱えたお客様のご来場に対応する必要がある。事情に応じたご観劇が可能となるよう、代替案のご提案など柔軟な運営の研究を進めている。

●取組の課題と今後の展開

・通信環境：鑑賞サポートの提供にあたってはITサービスを多用しており、劇場客席内における通信環境を確保する必要がある。宝塚大劇場・東京宝塚劇場は客席内での携帯電話の電波抑止装置は運用せず、携帯電話の電波が入るようにしているが、外部の劇場では、携帯電話の電波抑止装置を運用しているところや、もともと電波環境が良好でない施設もある。これまで劇場客席内では、携帯電話の電波の利用は想定されていなかったが、今後、鑑賞サポートのサービスを普及させていくにあたり、客席内の電波環境をどう構築していくかを考えていく必要がある。

・著作権の扱い：「視覚障害者向け」と「聴覚障害者向け」で著作権法上の例外（権利制限）の考え方が異なっている。字幕や文字情報の提供を「複製」として扱うには、著作権者の許諾が必要となるが、海外の楽曲の歌詞で許諾をスムーズに得られないケースがあり、それが原因で提供できないケースについては、サポートの品質に影響する。これを現行制度で解決するため、文化庁の指定団体（聴覚障害者のための複製が認められる事業者）である特定非営利活動法人メディア・アクセス・サポートセンターとの共同事業とすることで対処しているが、根本的な解決が望まれる。著作権の取扱いは、公演制作側にとっては気を遣うものであり、鑑賞サポートを後押しするような著作権法上の扱いが確

立されることで、取組を進めるうえでの障壁が低くなる。

・指針の必要性：鑑賞サポートのサービスを考案・改良する作業は、様々な要素を整理して、仕様としてまとめることでもある。「合理的配慮」と「環境整備」それぞれの観点、障害のある方の様々なニーズ、運営面の課題をすり合わせ整理していく上では、何らかの指針・基準が必要だと考えている。

・サポート提供範囲拡大の検討：宝塚歌劇のさまざまなサービスに対し、現時点では、すべてに何らかのサポートが提供できているわけではない。サービスごとにお困りの方のさまざまなニーズがあると考えている。他劇場で行っている音声ガイドや字幕なども含めて、サービスごとの提供方法について、引き続き研究・検討していく。また、チケットはインターネット販売が主流となったが、視覚の不自由な方には使いにくいと、一般のお客様のチケット入手法とバランスのとれる形で、何らかの対応ができないかと考えている。

・その他：鑑賞サポートの標準化・規格化のため、サピエ図書館のような鑑賞サポート提供のプラットフォームがあればよいと考えている。また、サポート提供にあたって発生するさまざまなコストについて、個別の補助金が整備されつつあるものの、定常的に社会で広く薄く負担するスキームが必要ではないか。

【「宝塚歌劇のバリアフリーの取組」事業データ】

開始：鑑賞サポート事業は令和2年度より

外部連携：NPO 法人メディア・アクセス・サポートセンター、日本ライトハウス情報文化センターほか。

サービスの利用状況：鑑賞サポートタブレットは、宝塚大劇場、東京宝塚劇場ではそれぞれ10～20件程度／1興行、それ以外の公演では5件程度／1興行。テキストデジターは1冊あたり約20件、ライブ配信は1回あたり20件程度。

研修：レセプションリスト、その他職員合同で、2021年から年に1回、バリアフリー等に関する座学の研修会を開催。

【実施者基本情報】

●宝塚大劇場（宝塚バウホールを併設）

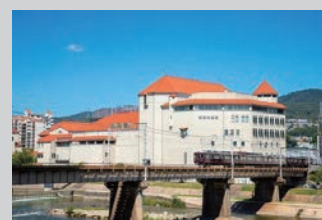
所在地：〒665-8558 兵庫県宝塚市栄町1-1-57

設置者：阪急電鉄株式会社 **開館**：1924年／現施設は1993年1月

管理者：阪急電鉄株式会社 歌劇事業部

規模：宝塚大劇場（2,550席）、宝塚バウホール（526席）

ホームページ：<https://kageki.hankyu.co.jp/theater/takarazuka/index.html>



●東京宝塚劇場

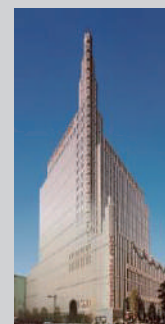
所在地：〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル内

設置者：阪急電鉄株式会社 **開館**：1934年／現施設は2001年1月

管理者：阪急電鉄株式会社 **規模**：2,079席

ホームページ：<https://kageki.hankyu.co.jp/theater/tokyo/index.html>

*いずれも宝塚歌劇専用劇場で、年間上演回数はそれぞれ年間約410回に上る。



写真提供：阪急電鉄株式会社 歌劇事業部、日本ライトハウス情報文化センター

鑑賞・創造・人材育成

地域のハブ機能を担うことを意識し

鑑賞・創造・人材育成の3本を柱に事業を展開

島根インクルーシブシアター・プロジェクト（ダイバーシティいわみ）

公益財団法人しまね文化振興財団

山崎晋志 公益財団法人しまね文化振興財団 島根県民会館 文化事業課 課長

福間 一 公益財団法人しまね文化振興財団 いわみ芸術劇場 文化事業課 課長代理

門脇 永 公益財団法人しまね文化振興財団 島根県民会館 文化事業課 主任

島根県民会館では平成22年の全国ろうあ大会実施を前に、障害者を対象とした館内モニターツアーを実施。そこからインクルーシブな事業に意識的に取り組み始め、令和元年からは「島根インクルーシブシアター・プロジェクト」の名称で、施設の方針を明確に打ち出した。地域の関係者と連携しながら、鑑賞事業、創造事業に加え、事業を支える人材の育成事業にも取り組んでいる。令和3年からは島根県芸術文化センター グラントワでも同プロジェクトを開始し、高齢化の加速する地域における劇場の機能を模索しながら、地域の関係者をつなげる取り組みや、アウトリーチの実践などに取り組んでいる。

●事業の目的

・ 障害の有無に関わらず、あらゆる人が文化芸術を楽しみ、参加できることを目指し、鑑賞支援、創造・発表機会の創出・それに関わる人材育成を継続して行いながら、島根県内の様々な場所で情報共有し高めあえるネットワークを形成し、障害のある人たちが安心して文化芸術が楽しめる場所、機会を増やしていく。

●事業を始めたきっかけと、事業開始までの経緯

島根県民会館はもともと障害者を含む多様な方が利用する施設であり、スタッフには多様な困りごとに対応してきた経験があった。その中で、平成22年に全国ろうあ大会を前に行った障害当事者との館内モニターツアーをきっかけにバリアフリーへの意識が高まり、まずは当事者の意見を参考に、点字ブロックの塗り替えなどの環境整備を実施。そこで障害当事者との関係がつくられた。平成27年には、市民団体からの希望を受け、インクルーシブ教育を行う公立小学校を舞台とした映画『みんなの学校』の上映会を共催、音声ガイドや、監督のトークの要約筆記の導入を試みた。

障害者差別解消法が施行された平成28年には、インクルーシブ事業について学ぶ「バリアフリーイベント講座」を実施。10人近い視覚障害者が参加し、その方々を中心に一緒に何かしようという機運が高まった。講師で音声ガイド解説者の田中京子氏、視覚障害者情報提供施設ライトハウスライブラリーの庄司健氏ら、地域の支援者とのネットワークも構築。この講座は、高齢化が顕著な地域性

も念頭におき、身体が不自由になっていく高齢者が今後も来場できる公共ホールになるための知見を得たい、という側面からも企画された。

そのような中で、当事者の希望も受け、平成 28 年、29 年に田畑真希氏を講師として「視覚障害者を含むダンスワークショップ」を実施（一般財団法人地域創造「公共ホール現代ダンス活性化事業」を活用）。翌年に行った田畑真希ダンス公演には、ワークショップ参加者から視覚障害のある市民ダンサー 2 人が出演した。このとき、仲間が出る公演を鑑賞したいという当事者の要望を受け、音声ガイドの導入および公演前のタッチツアーを実施。市内の小学校へのアウトリーチも行った。そして平成 30 年度にはダンスワークショップに加えて、音声ガイドの育成に取り組む「舞台芸術における音声ガイド解説者ワークショップ」を開催。同年のダンス公演には視覚障害がある 3 名を含む市民ダンサー 13 名が参加、学校へのアウトリーチも継続的に実施した。

●インクルーシブシアター・プロジェクト事業の変遷

地域創造の助成期間終了後も、事業を継続する必要性を感じていたため、「インクルーシブシアター・プロジェクト」と銘打ち、広く文化振興を行う中でインクルーシブな事業にも取り組むという、館の姿勢を明確に打ち出すことにした。当初は島根県民会館単体のプロジェクトで、まずは前年度までの創作・鑑賞・人材育成を継続して行った。令和 2 年度はコロナ禍で継続できず、地元のカメラマンを起用して田畑氏のダンスの映像作品を制作・配信し、その後映像とダンスのコラボ上演を行った。

県の西部にある島根県芸術文化センター グラントワでは、この間、活動を通じて地域の情報を収集しながら地域に必要な事業を検討し、令和 3 年から同プロジェクトとして「ダイバーシティいわみ」を始動させた。リサーチの結果に基づいて行った事業の一つに、ろう学校へのアウトリーチがある。また、「まちと福祉と芸術文化」について、地域の福祉・芸術家・まちづくり・教育関係者、ホールスタッフなどが分野を超えたネットワークを作るオープンミーティングや、「にぎやかな日々」というバリアフリー公演事業を継続開催している。



ワークショップの様子



公演「ランウェイ」

●人材育成の取組

専門人材や予算が不足している状況から、これまでは鑑賞サポートを付ける機会に限られていたが、人材を地元で育成すれば、障害のある人の鑑賞機会も増やすことができ、県外から人材を呼ぶより旅

費の分だけ低コストでサポートを付けられるようになるだろう。令和元年度に「舞台芸術における音声ガイド解説者ワークショップ」を始め、音声ガイド解説者の田中京子氏を講師に迎えて人材育成にも取り組み始めたのは、そのような考えからである。その後のダンス公演で受講者が実際に音声ガイド解説をするなど、人材が育ちつつある。何か実行すると足りないところが見えてくることから、そこを補う事業を行う必要性を感じ、結果として鑑賞・創造・人材育成の3事業を同時並行で進めている。



オープンミーティング

グラントワの行うオープンミーティングについては、ミーティングの場で考えたことや話し合われたことを、その後の「にぎやかな日々」公演に反映させて公演をブラッシュアップし、また次のオープンミーティングで話し合う、という循環ができています。ミーティングの初回には実演家、教育、福祉、伝統芸能、まちづくり関係者など、7市町20名が参加、近年は30～40名が参加している。公共ホールが地域に根ざした人材がつながる場をつくるために機能すること、地域のハブとなることを意識している。このような活動の結果、現在は、文化施設に距離があるなど、文化芸術にアクセスしにくい層に鑑賞・参加機会を届ける「にぎやかな日々」に携わる地元実演家たちが各地で自発的にバリアフリー音楽会を行う状況ができてきている。

●事業を行う上での工夫

- ・ ライトハウスライブラリーの庄司氏からの助言もあり、当事者抜きに当事者のことを決めないよう意識している。
- ・ 視覚障害者がワークショップ会場やステージ上の自身の位置を捉えやすくするよう、スピーカーの位置を固定する、足元に危険なものがある場所には素材を変えたものを置くなど、当事者に聞きながら、参加しやすくなる工夫を行っている。
- ・ 参加者と講師の田畑氏を交えての振り返りの場を多くもち、対話を重ねながらお互いの緊張もほぐし、関係性を築いていった。
- ・ 劇場だけで企画するのではなく、既に地元にいる福祉の専門家や音楽療法士などの人材やノウハウと繋がり、「劇場の力」と「地域の力」の総和を図っている。

●研修

全体研修として実際に視覚障害者をアテンドする研修を行うほか、県が行うサポート研修（障害の基礎的なことを学ぶ研修）にも参加している。また、手話講習や、障害者差別解消法、合理的配慮についてなど、タイムリーなテーマに沿った研修も実施している。テーマや講師については、現場の希望も聞きながら決めている。

●事業担当者・施設・関係者の変化

- ・ 事業を開始した当初は、必ずしも職員全員に理解があったわけではなかったが、事業を継続するうちに、劇場職員それぞれがどうサポートすればよいのかなどの気づきを得て、手引きや声がけなど適切にできるようになっている。公演やワークショップでは舞台技術職員も講師や当事者の意見を聞き、制作担当とやり取りをしながら積極的に工夫し、新しい挑戦ができています。
- ・ ダンサーの田畑氏は、視覚障害の人と一緒にダンスをするのは当館の事業が初めてとのことだった。

「自由な身体表現が主になる」ということを当事者に伝えると消極的な意見もあったが、試しに関係者ワークショップをしたところとても盛り上がった。その後は信頼し合える関係を築くことができ、互いに試行錯誤しながら進めてきている。公演ではそれぞれの身体の特長やサポートを演出の一部にするなど芸術的な演出に昇華する田畑氏への評価が高い。田畑氏からは、ダンサーとして当事者のダンスから刺激を受けているとのこと。また、市民ダンサーから発展したダンスチーム「ビヨン・ド・タバニー」では、見える見えないに関わらずお互いに刺激し合える関係ができおり、それぞれにとって必要な場所となっている。

・視覚障害のある方の中には、ダンスをする際に床を触るなど体を低くして自分の位置を確認しながらダンスする人もいるが、安全を確保しながら行うワークショップ等を重ねるにつれ身体が解放され、伸びやかになっていったように感じている。また、以前社交ダンスをやっていた、ピアノを長年弾いているなど、ダンスから個人のストーリーも浮かび上がってきた。

●事業の課題

・事業目的には多くの内容を詰め込んでいるが、全てを実施できているわけではない。特に地域には人材が不足しており、支援人材をどう掘り起こしていくかに課題がある。

・県域が広く公共交通機関も少ないため、情報は届けられても、実際に参加・鑑賞できる障害者・子ども・高齢者は限られている。芸術文化にアクセスしづらい層がいる現状を、公共ホール単体ではなく地域全体の課題と捉え、分野を超えて地元団体や活動者との連携を深め、住民への理解促進と地域循環に繋がる取り組みと位置付けて展開する必要があると考え、グラントワではその方向で動いている。

・アクセスしにくい層に向けた活動を、地元実演家たちも自発的に始めてくれているが、やはり資金面に課題がある。他の自治体からの助成も受けたいが、難しい面がある。

●今後の展開

人材育成については、関心を持ってくれる人を見つけ、少しずつ専門的知識のある人材として育成し、県内や他地域からの相談にも応えられるようにしていきたい。その未来に向け、他施設にも働きかけ、よい関係を築いていきたい。特に音声ガイドの場合、他地域との連携を図り、互いの公演を支援するような形に発展していくことを期待している。今後はコーディネーターや字幕制作者の育成も考えていきたい。ダンスのワークショップについては、対象とする障害の種別を広げていきたい。

鑑賞事業の対象の門戸を広げることを始め、公共施設としての機能をさらに広げていきたいが、そのためには地域の人々がどこまで受容できるかが重要だ。たとえば、不随意に声が出てしまう人も有料公演と一緒に鑑賞するには、その場に受容的な空気が必要であり、そのための仕組みをつくり、地域の受容性の高まりと、新たな鑑賞の在り方を提案していくことも、公共ホールの役割であると考えている。多様な関係者、専門家と連携しながら時間をかけて取り組んでいきたい。

●主な事業

年度	事業名	事業内容・鑑賞サポート内容・参加者等
平成 28 年度～	視覚障害者を含むダンスワークショップ ＊以降、毎年ダンスワークショップを実施	講師に田畑真希氏を迎え、視覚障害者を含むダンスワークショップ。
平成 29 年度～	田畑真希ダンス公演「色の話、余白の色」 ＊以降、毎年、鑑賞サポートを付けた田畑真希氏のダンス公演、アウトリーチを実施	視覚に障害のある市民ダンサーを含めたダンス公演。音声ガイドを初めて実施。その後は音声ガイド解説者講座の受講生等も音声ガイドに参加。
令和元年度～	音声ガイド解説者ワークショップ/養成講座 等 令和 2 年まで音声ガイド解説者の育成を目指した講座等を実施	田中京子氏を講師に、座学+ダンス公演のリハーサルに参加し、実際の公演で行うために実践的に学ぶ。
同	鑑賞支援コーディネーター育成講座 知的・発達障がい編（共催）	主催：文化庁、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会（国際障害者交流センター ビッグ・アイ）
同	知的・発達障がい児（者）にむけての劇場体験プログラム「劇場って楽しい!!2019 in しまね」 風と森の音コンサート ＊令和 2 年、映画上演に内容を変え実施	知的・発達障害児（者）に向けたプログラムを実施。実施にあたり、鑑賞支援コーディネーター育成講座（知的・発達障害編）も実施（共催）。
令和元年度～5 年度	島根県立浜田ろう学校 和太鼓アウトリーチ	年間 2～4 回程度開催、講師は地元のプロ和太鼓ユニット「今福座」。
令和 2 年度～	文化庁委託事業 「障害者による文化芸術活動推進事業」初採択	
令和 2 年度（～3 年度）	ダンス映像作品短編集「或る椅子の、つぶやき」 ＊令和 3 年度 島根県民会館で舞台上演	コロナ禍のため、公演に変わり、松江市内各地（県民会館、公園、古墳など）で収録。音声ガイド付き。
同	ダンス公演「SHOKI ー鍾馗ー」藤田善宏×益田市石見神楽神和会の本番映像バリアフリー化	伝統芸能「石見神楽」とコンテンポラリーダンスのコラボレーション舞台の映像化（「THEATRE for ALL」/バリアフリー字幕（原語・古語・現代語・英語））。地元で字幕作成が可能となるようなノウハウの取得をめざした。
令和 2 年度～	Meetup! 石見～「まちと福祉と芸術文化」についてのオープンミーティング #01 ＊以降、会場や内容を変えながら定期的に開催	福祉、教育、芸術、街づくり、伝統芸能分野の方などで障害者の芸術活動に関心のある方を対象にネットワークと実践の場づくりをめざす。ユニバーサル鑑賞のトークセッションやワークショップも実施。県西部ローカルな事業として始め、令和 6 年 6 月度は全県に向けて開催した。
令和 3 年度～	「にぎやかな日々」 ＊以降、毎年、会場や内容を変えながら実施	初年度は江津市、益田市で開催。松江会場では石見神楽・プラスバンドの演奏、ミニマルシェ等を実施。江津会場では音楽療法士と地元演奏団体による音楽体験と地元演奏家 4 組によるにぎやかな音楽会を実施。手話通訳、字幕、映像、要約筆記を導入。 また、ホールに来場しづらい山間地エリアにて廃校を活用した館外での事業「にぎやかな学校」（県西部吉賀町）などにも取り組んでいる。
令和 3 年度	グラントワ×Shimane Cinema Onozawa 事業 映画「ウェディング・ハイ」ユニバーサル上映 & 大久明子監督トークセッション	聴覚障害当事者からの「最新映画を映画館で皆と楽しみたい」という声から地元映画館と連携して開催。第一回オープンミーティングで立ち上がった地域団体 atelier103 によるユニバーサル鑑賞入門ガイドを配布。

令和5年度	劇団山の手事情社アウトリーチ@島根県立隠岐養護学校	養護学校でのアウトリーチ。中等部、高等部の生徒が参加。
令和6年度	障害者福祉施設におけるダンス・音楽インリーチ	四ツ葉園 体育館、島根県民会館を会場にワークショップを実施。これまでにダンス事業に参加してきた市民ダンサーの3名がアシスタントとして参加。
令和6年度	刃田綴色（東京事変）アウトリーチ@島根県立益田養護学校	養護学校での音楽アウトリーチ。小学部・中学部・高等部が参加・共演する年度内4回の継続型事業として実施。
同	「まちと福祉と芸術文化」についてのオープンミーティング	年度前半に全県を対象にしたミーティングの開催、後半には県西部を対象としたローカル版のオープンミーティングを開催。

【「島根インクルーシブシアター・プロジェクト」事業データ】

開始：令和元年度

補助金等：文化庁 障害者等による文化芸術活動推進事業

障害当事者・関係団体との連携：島根県視覚障害者福祉協会、松江市視覚障害者協会、山陰網膜色素変性症協会、音声ガイド解説者・田中京子氏（Reading ACT）、ライトハウスライブラリー・庄司健氏、国際障害者交流センター ビッグ・アイ、島根県障がい者文化芸術活動支援センター アートベース しまねいろ、島根県聴覚障害者情報センター、島根県立大学、Atlier Sunoiro、Shimane Cinema Onozawa など

【実施者基本情報】

●島根県民会館

所在地：〒690-0887 島根県松江市殿町158 TEL：0852-22-5506

設置者：島根県 **開館：**1968年9月

管理者：公益財団法人しまね文化振興財団

規模：大ホール（1,537席）、中ホール（576席）、楽屋、リハーサル室 ほか

施設の特徴：文化芸術を県民に直接提供する「文化事業」を、「鑑賞事業」「育成事業」「創造事業」の3本柱で実施。文化芸術団体を支援する「文化芸術活動支援事業」も展開。

ホームページ：<https://www.cul-shimane.jp/hall/>



●島根県芸術文化センター グラントワ

所在地：〒698-0022 島根県益田市有明町5-15 TEL：0856-31-1860

設置者：島根県 **開館：**2005年10月

管理者：公益財団法人しまね文化振興財団

規模：大ホール（1,500席）、小ホール（400席）

施設の特徴：「島根県立石見美術館」と「島根県立いわみ芸術劇場」の複合施設。多様で質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、地域とともに新しい芸術文化を育み、その創造をめざす。

ホームページ：<https://www.grandtoit.jp>



写真提供 公益財団法人しまね文化振興財団

調査結果と 今後に向けて（考察）

調査結果と今後に向けて（考察）

1 法律、施策の周知

(1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、計画

○貴施設は、文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力が発揮されることや、社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、平成30年6月に公布、施行されたことについて、職員間で周知されていますか

▶ 「はい」 53.5%（令和2年度調査¹ 42.8%²）

○貴施設は、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえた「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が、令和5年3月に策定されたことについて、職員間で周知されていますか

▶ 「はい」 47.1%（令和2年度調査 39.6%³）

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の周知はいずれも5割程度であった。まだ半数という状況ではあるが、令和2年度調査では4割程度であったことから見ると、周知が進んでいることが確認できた。

(2) 障害者差別解消法（合理的配慮）など

○貴施設は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（令和3年5月改正）に基づき、事業者による「合理的配慮の提供が義務化」されたことについて、職員間で周知されていますか

▶ 「はい」 63.5%

○貴施設は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が令和4年5月に施行されたことについて、職員間で周知されていますか

▶ 「はい」 46.2%

「合理的配慮の提供の義務化」についての周知は全体で63.5%とおおよそ3分の2であった。「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」については46.2%であった。

合理的配慮に関する課題として自由記述では、「障害の種類も多様化しており、“合理的配慮の範囲”がどこまでなのか判断しにくい場合が多い」といった現場での対応の課題や、「障害者に対する合理的配慮義務は必要であるが、義務を課すだけでなく、そのためのサポートをする制度が必要だと感

1. （公社）全国公立文化施設協会（2021）「文化庁委託事業 令和2年度 障害者による文化芸術活動推進事業（文化芸術による共生社会の推進を含む）障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査」（報告書）https://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/r02/r02_torikumi.pdf

以下、令和2年度の記述は同調査による。なお、令和2年度調査報告書は無回答を除いた集計を記載しているため、一致しない。項目ごとに報告書記載の数値を「報告書数値」として欄外に示す。

2. 報告書数値 43.3%

3. 報告書数値 40.1%

じる」「より充実させるための国の支援をお願いしたい」といった実施に対する支援を求める意見が見られた。法律の周知とあわせ考え方や環境整備にもつなげていく必要がある。

※合理的配慮の具体的な事例は「質問 14 貴施設において、これまでにを行った合理的配慮の提供事例がありましたらご記入ください」を参照

(3) 地方公共団体の文化政策

公立施設の条例等の制定状況は「[文化政策のための条例]を制定」(22.8%)、「[文化政策の計画等]を策定」(39.0%)、「[文化施設の管理運営に関する条例]を制定」(58.0%)、「[文化施設の運営指針]を策定」(25.9%)、「条例、指針などはない」(17.0%)であった。

設置自治体の文化政策に関する条例等の策定状況は、「都道府県」(57.6%)、「政令指定都市・特別区」(35.8%)、「市町村」(16.6%)となり、自治体規模により差が見られた。

「障害者に対する事業の実施の有無」から見ると、「文化政策のための条例」「文化政策の計画等」の策定状況は、障害者に配慮又は対象とした事業を「実施している」施設が 36.4%、57.4%であるのに対し、「実施していない」施設は 16.8%、31.1%にとどまっている。事業を実施していない理由として「障害者を対象とした事業を実施することについての設置者の位置づけ、方針、指針がない」が 29.9%となっていることから、設置自治体の条例等の整備や位置づけが必要と考えられる。

2 障害者に配慮又は対象とした事業の実施状況

(1) 障害者に配慮又は対象とした事業の実施率

- 「障害者に配慮又は対象とした事業」の実施率 ▶ 30.8% (令和 2 年度調査 13.3%⁴)
- 実施時期【複数選択】
 - 平成 25 年度以前に実施したことがある ▶ 3.1%
 - 平成 26 年度から平成 30 年度の間実施したことがある ▶ 8.0%
 - 令和元年度から令和 5 年度の間実施したことがある ▶ 27.9%

障害者に配慮又は対象とした事業の実施率はおよそ 3 割となり、令和 2 年度調査と比較すると倍増している。実施時期も令和元年度から令和 5 年度に実施した施設が 27.9%であり、コロナ禍により活動を停止せざるを得ない期間があったにも関わらず、実施が増えていることが分かる。また、障害者に配慮又は対象とした事業を実施していない施設で「令和 6 年度から実施(実施した)」「(実施を)検討中」(1 件)という記述も見られた。

設置区分では「公立」(31.1%)、設置者種別では「独立行政法人」(50.0%)、「都道府県」(51.7%)、「政令指定都市・特別区」(46.1%)、運営種別では「指定管理」(39.1%)、職員数による分類では「50 人以上」(68.7%)、「20 人以上 50 人未満」(50.8%)が高い。この結果は、障害者からの意見聴取、職員研修の実施状況でも同様の傾向が見られる。

4. 報告書数値 13.5%

(2) 障害者に配慮又は対象とした事業の内容

1) 事業の内容

事業の内容【複数選択】は「鑑賞」(75.8%)、「交流」(28.0%)、「発表」(24.1%)、「創造」(17.0%)、「人材育成」(9.7%)の順となっている。令和2年度調査では選択肢に「人材育成」がないため、単純比較はできないが、「鑑賞」(52.2%)、「交流」(20.5%)、「発表」(12.7%)、「創造」(11.9%)⁵であったことから、「鑑賞」の割合が他の内容に比べ伸びている。共同制作作品に字幕や音声ガイドを付け複数の会場で公演を行ったケースや、劇団が主導し全国の文化施設で公演を行っているものなど全国展開をしている事例や「誰でもコンサート」「リラックスパフォーマンス」といった誰でも自由に参加できることを目的とした事業が複数見られた。

また、施設の「場」を利用し、映画のバリアフリー上演や美術（アート）の体験・制作、作品の展示なども実施されている。

2) 事業の対象

事業の対象は「障害のある人・ない人の両方」(76.8%)、「障害のある人」(18.5%)、「その他」(3.8%)の順となっている。その他の自由記述では「障害者の家族や支援者」「施設等の職員」といった具体的な対象者について回答があった。また「対象を定めていない」という意見も見られた。「障害者を対象とした」という特定に対する疑問の声も複数あり、この点については後述する。

3) 対象とする障害種別とジャンル

事業の対象とする障害種別【複数選択】は「身体障害(肢体不自由)」(54.4%)、「身体障害(視覚障害)」(52.0%)、「身体障害(内部障害その他)」(45.3%)、「知的障害」(41.8%)、「身体障害(聴覚障害)」(40.5%)、「精神障害」(39.5%)、「発達障害(学習障害を含む)」(22.0%)、「その他」(2.9%)となった。その他の自由記述では、「認知症」「高齢者」などがあげられ、また、「障害を特定していない」という回答も複数見られた。選択肢の中では「発達障害(学習障害を含む)」がやや低く、自閉症や注意欠陥・多動性障害、学習障害など、外部からの刺激に敏感な発達障害のある人たちのための事業プログラムが限定されている可能性がある。

ジャンルでは「音楽」(37.4%)、「演劇」(17.1%)、「舞踊」(6.7%)が高く、「その他」(19.5%)となっている。その他の自由記述では、「アート(制作・発表展示)」「絵画」「書道」などパフォーマンス以外の活動の回答が多く寄せられた。また、トークイベント、パネルディスカッション、人権に関する講座などの啓発事業や福祉関連団体の作品展示、販売などの回答も見られた。

回答のあった660件の事業について、鑑賞や参加に向けたアクセシビリティがどこまで確保されているのか個別に見ていく必要がある。

4) 事業の実施場所

事業の実施場所は「施設内」(77.7%)、「アウトリーチ」(26.8%)となっている。「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」でもアウトリーチ事業の実施率は27.0%⁶となっており、障害者を対

5. 令和2年度調査では「鑑賞」「創造」「発表」「交流」のみの選択肢だった。

報告書数値「鑑賞」53.6%、「交流」21.1%、「発表」13.0%、「創造」12.3%

6. (公社)全国公立文化施設協会(2024)「令和5年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」

象とした事業でもアウトリーチが普及している様子が見られる。

「アウトリーチ」の実施場所は「児童福祉施設・教育機関（特別支援学校等）」（17.4%）、次いで「障害者福祉施設」（6.1%）となっており、その他の自由記述では「自施設以外の文化施設」や「小・中学校」をはじめ商業施設、公園、娯楽施設など多様な回答が見られた。

また、アウトリーチの実施は「私立」（32.4%）、「職員数が10名以上20人未満」（32.7%）、「福祉について知識のある職員がいない」（30.8%）といった施設が高く、取り組みやすい事業とも考えられる。職員数の少ない規模の施設に向け、アウトリーチの優良事例や連携先など情報提供を行うことで、事業の実施にいたる可能性があると思われる。

5) 財源について

事業の主な財源【複数選択】は「自主財源」（66.4%）が最も高く、次いで「入場料収入」（40.5%）、「補助金・助成金」（38.3%）の順となっている。令和2年度と比較すると、「入場料収入」が10ポイント以上上昇している。また、自由記述では「委託金」「共催者による負担」などがあげられている。

その一方で事業を実施できない理由として「障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための財源が確保できない」（30.7% / 「公立」29.9%、「私立」41.3%）があげられている。自由記述でも「予算がない・予算の確保が難しい」など予算確保の課題や「赤字になる事業は実施できない」といった採算性に対する課題があげられていた。

特に私立施設は、費用負担に対する課題が多く、補助金など公的機関からの支援を求める意見が複数見られた。

今後自治体の財政が更に厳しくなることが予想され、公立、私立を問わず事業実施に向けて多様な財源の確保が求められる。また、多様な財源を確保することで事業の継続につながると考えられる。財源の確保においても、国や自治体による補助金等の直接の支援だけでなく、財源を確保するためのノウハウや情報提供も必要と思われる。加えて大きなコストをかけず実施できる好事例を施設に提示することも有効と思われる。

6) 事業で得られた成果

事業で得られた成果【複数選択】は「劇場・音楽堂が多様な人との交流の場、居場所として認知されること」（56.5%）が最も高く、次いで「趣味や余暇活動の充実、生き甲斐の創出」（46.2%）、「地域住民との交流、相互理解や関係を築くこと」（44.2%）となった。

その他の自由記述であげられた成果は受益者により3つに区分することができる。1つは障害者に対する成果として「公演内容の理解を深める、公演を楽しんでもらう」「音楽の持つ楽しさ・喜びなど芸術の豊かさを体感してもらえた」といった記述である。2つ目は「人権意識の向上」「盲導犬の普及啓発」といった社会に向けた成果、3つ目は「地域で開催するコンサートの在り方の新たな提案」「スタッフのスキルの向上」など施設として得られた成果である。

(3) 事業を円滑に実施するための取組と広報

1) 事業を円滑に実施するための取組

事業を円滑に実施するための取組【複数選択】は「関係機関と連携した」（51.2%）、「施設のミッションとして位置づけた（位置づけられている）」（49.0%）、「事業を実施するための施設内での意識の共有、体制づくりをした」（46.3%）、「障害者や障害者団体等の協力を得た」（45.4%）が高い。

施設内と施設外の両面で意識の共有や体制を整えることが円滑に実施をするために必要であることが分かる。

2) 効果的だった事業の広報

効果的だった事業の広報【複数選択】では「貴施設が発信するホームページ、SNS、メールマガジン、広報誌など」(53.5%)、「学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会への情報提供、広報依頼」(41.8%)、「社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）への情報提供、広報依頼」(37.0%)の順となっており、関係団体への依頼が効果的だったと言える。

また、自由記述では「参加者の口コミ」があげられている。ヒアリング調査でも継続していくことで参加者の口コミが大きくなる、という意見も聞かれた。

3 他の組織等との連携

(1) 連携している組織と内容

- （障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業を実施している施設のみ回答）障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業を実施するにあたり、連携している又は連携していた組織等や連携内容についてお聞かせください

何らかの組織・団体等と連携している施設 ▶ 82.8%

障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業を実施している施設の連携先は「学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会」(50.1%)、「住民団体以外の非営利活動法人・団体（社会福祉協議会、社団、財団、NPO、任意団体など）」(46.0%)、「社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）」(45.4%)の順となっている。

連携の内容は「広報、参加者の募集」(18.8%)、「事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む）」(11.0%)、「事業企画」(10.7%)となっている。先に見たとおり「障害者の参加を促す上で、事業の告知・広報において効果的だった手段は何ですか」の問いでも「学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会への情報提供、広報依頼」(41.8%)が2番目に高く、連携は事業の広告や参加者の募集依頼に留まっていることがうかがえる。ヒアリング調査では「障害者との意見交換会」や「関係団体への相談」を重視していた。事業の企画や運営に積極的に関わることで、障害者の視点に立ったより良い事業が可能となると思われ、日常的な関わりを含め連携の内容を深めていく必要がある。

また、厚生労働省が設置している「障害者芸術文化活動支援センター等」との連携は12.6%に留まっている。都道府県が設置している施設では29.5%とおよそ3割が連携をしているが、連携内容は「広報、参加者の募集」(23.0%)が最も高く、他の区分でも広報を中心とした連携が最も高い傾向となっている。支援センターの活動の周知や施設のマッチングなどより積極的な連携を促す方策が必要と考える。

(2) 連携の課題

連携の課題は「他の組織等とのコーディネーターとなる人材、組織がない」(47.0%)、「他の組織等と連携事業を実施するノウハウがない」(45.8%)、「費用の負担」(41.4%)となっている。障害者に配慮又は対象とした事業を「実施していない」施設の方が「実施している」施設よりも費用の負

担以外の項目が高くなっており、人に関する課題を大きく感じていることが分かる。

特に「他の組織等と連携事業を実施するノウハウがない」は、事業を実施している施設と実施していない施設では 20.4 ポイントの差となっており、その他の自由記述でも「どのような組織と連携すべきか分からない」「障害者の対応についての理解度が低いため専門組織とのギャップがあること」という回答が見られる。連携には、施設の職員がコーディネートの能力を持つ必要があるが、少人数の施設で専門性を持ったコーディネーターを育成することは難しい。障害者芸術文化活動支援センター等やアーツカウンシル等の中間支援組織がコーディネートを行い、小規模施設と連携して実施するといったことなどが考えられる。

加えて、「障害者を対象とした事業を実施する場合には、地方公共団体の福祉部局や福祉関係団体との連携なしに実施することは難しい」という回答がある一方で、福祉関係へのアプローチが難しいという声も聞かれた。直営施設では「施設としては実施していないが、他の部局（福祉関連部局等）が実施している」という回答も複数見られた。小規模な直営施設では、他の部局の事業等に積極的に関わることで他の事業への展開が期待できる。

4 人材育成（研修）と障害者への理解

(1) 福祉の知識を持つ職員

職員の中に福祉について「知識のある職員がいる」施設は 29.0%であった。「直営」は 31.3%、「指定管理」は 28.4%と直営施設がやや高い。直営施設は他部門への人事異動が多く、ノウハウの継承などが課題となる一方で、福祉関係の知識や関係性を持つ職員が施設に異動してくることが期待できる。連携とあわせ、これらの知識や関係性を活用することで実施が期待できる。

(2) 職員研修

1) 研修の実施の有無と内容

○障害についての理解や障害者への対応について職員の研修を行っていますか

令和元年度から令和 5 年度の間実施したことがある ▶ 31.8%

令和元年度から令和 5 年度の間には実施していないが、平成 30 年度以前に実施したことがある ▶ 4.1%

令和 5 年度までに実施したことはない ▶ 62.4%

無回答 ▶ 1.7%

職員研修の実施率は 35.9%であった。令和 2 年度調査でも 32.2%⁷であり、あまり変化はない。

障害者に対する事業の実施の有無で見ると、「事業を実施している」（60.5%）、「事業を実施したことはない」（25.3%）となっており、障害者に配慮又は対象とした事業を実施している施設でも 6 割にとどまっている。設置者種別では「独立行政法人」（66.7%）、「政令指定都市・特別区」（60.7%）、職員数による分類では「50 人以上」（64.2%）、「20 人以上 50 人未満」（57.5%）が高く、全体として障害者に配慮又は対象とした事業を実施している施設と同様の傾向となっている。

7. 報告書数値 32.7%

研修を実施している施設のうち、研修の実施方法【複数回答】は「自施設で勤務する職員を対象に研修会を企画し、実施」(47.9%)、「職員が所属する地方公共団体、財団、会社等が企画、実施をする研修会に職員を参加させる」(43.4%)、「外部の団体等が実施する研修会に職員を参加させる」(34.5%)となっている。

直営施設では、「職員が所属する地方公共団体、財団、会社等が企画、実施をする研修会に職員を参加させる」(78.4%)が高く、地方公共団体等では独自の研修の場があることが推察される。それに対し、指定管理施設や私立施設は「自施設で勤務する職員を対象に研修会を企画し、実施」(「指定管理」54.7%、「私立」51.9%)が最も高い。その他の自由記述では、「e-ラーニング受講・教育映像」などオンラインを活用した研修や「オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)で学ぶ」「イベントの共催」「(別の事業に)スタッフとして参加」といった実地で学ぶという意見が見られた。

研修の内容は「障害者への対応、待遇についての研修」(78.9%)、「障害について理解する研修」(63.6%)と対応や理解に対する研修の実施率が高い。「事業の企画、実施に関する研修」(33.3%)、「法律、制度に関する研修」(37.2%)はやや低い。令和2年度調査ではそれぞれ11.8%、19.4%⁸であったことから、事業の実施の増加にあわせ必要性が生じてきたものと思われる。

施設職員に対する研修は、事業の実施に対する動機付けを行うこと、実施に必要な知識やノウハウを習得することの両輪で進めていくことが肝要であり、研修から実践へ結びつけることを念頭に工夫する必要がある。

2) 職員研修の課題

前述したとおり、障害者へ配慮又は対象とした事業を実施できない理由として「人材」が大きな課題となっている。「(研修が)ないと待遇ひとつにしても、怖い、不安が二の足を踏ませる」という意見が見られた。障害者を迎え入れるにあたり、まず精神的なハードルを下げるためにも、待遇の研修は必須のものと考えられる。しかし、人員数や予算の問題などから研修等に人を出すことが難しい、という回答も多い。加えて、研修の機会も限られており、希望通り受講できるとは限らないことや、自施設で研修を企画、実施することは負担が大きいといった課題がある。近隣の複数の施設が集まって研修を行う、オンライン研修の普及など研修の機会を複数用意することが肝要と考える。

3) 障害者からの意見聴取など

- 障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業の企画、運営等について、障害者から意見を聞いたことがありますか【複数選択】▶ 聴いている 31.5%
- 疑問に思ったことを随時、普段つながりのある障害者に相談 ▶ 10.6%
- 障害者にアンケート、個別聞き取りを実施 ▶ 10.5%
- 障害者や障害者団体等と懇談やヒアリング、意見交換を行う ▶ 8.4%
- 企画・運営委員会等に障害者が構成員として参加 ▶ 2.3%
- その他 ▶ 9.7%

障害者から「意見聴取をしている」と回答した施設は31.5%であり、「公立」(30.5%)、「私立」(47.7%)と私立の方が高い。

聴取の方法は「疑問に思ったことを随時、普段つながりのある障害者に相談」(10.6%)、次いで「障

8. 報告書数値 11.8%、19.4% (無回答なし)

害者にアンケート、個別聞き取りを実施」(10.5%)となっている。「企画・運営委員会等に障害者が構成員として参加」は2.3%に過ぎないが、令和2年度調査では0.8%⁹であり、僅かではあるが障害者の参加が進んでいる様子がうかがえる。

その他の自由記述では「一般来場者向けアンケートを通じて」「障害者の限定ではなくアンケートを実施」といった一般向けアンケートで実施しているという回答や、「利用時の打合せ」「モニター」「研修会での意見交換」、関係団体・機関等との相談・ヒアリングなどがあげられている。

障害者との意見交換や意見聴取など、障害者の意見を直接伺うことで、ニーズや課題を的確にとらえることができ、また、そこから顧客となる、事業の協力者となるなどの関係性を築くことも期待できる。その一方で、意見交換等の機会を持つには手間と時間を要する。研修会などと合わせ、施設単位ではなく複数の施設で集まり、意見を聞く機会を設けるなどの方法もあるのではないかと。

5 施設の対応（ハード・ソフト）

(1) 設備のバリアフリー・情報保障

障害者が施設を円滑に利用できるよう、98.4%の施設で何かしらの設備が設置されている。公立、私立では「公立」(99.0%)、「私立」(89.8%)と10ポイントの差となっている。

設置されている設備【複数選択】は「多機能型トイレ」(90.8%)、「車いす席」(81.8%)、「スロープ」(76.9%)が高い。自由記述では「エレベーター」「車椅子用階段昇降機」「リフト」などが多く見られ、全体として身体的に移動が困難な方に対し、円滑に移動を行うための設備が多い。次いで視覚に障害のある方に対するサポートとして「点字ブロック」(60.9%)が高く、自由記述でも「点字案内」などがあげられていた。聴覚に障害のある方に対する設備は、「電光掲示板」(20.4%)、「光警報装置」(6.9%)とあまり進んでいない状況である。

(2) 障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして保有している機材、設備と利用状況

障害者の鑑賞や参加のためのサポート機材、設備を保有している施設は47.8%である。内容は「筆談ボード（筆談マークの表示等を含む）」(31.8%)、「音声補聴システム」(21.9%)が高く、これ以外の選択肢はいずれも10%以下である。

公立施設、私立施設を比較すると全体的に公立施設の保有率が高いが、「舞台鑑賞用字幕サポートシステム」(「公立」0.7%、「私立」10.2%)、「タブレット（コミュニケーション用）」(「公立」5.8%、「私立」15.9%)、「電光掲示板（字幕表示用）」(「公立」1.3%、「私立」2.3%)などは私立施設の方が高い。私立施設は専用劇場が多く、活用しやすい環境にあるということが推察される。

障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして例示した機材を利用したことがある施設は36.0%であった。「筆談ボード（筆談マークの表示等を含む）」(23.6%)、「音声補聴システム」(12.6%)となり、他の機材は6.4%から1.4%にとどまり、保有率と比較してもあまり活用されていない様子がうかがえる。

また、保有している機材を利用したことがないと回答した施設に対し、保有している機材、設備を利用しなかった理由【複数選択】を尋ねたところ、「使用したいという要望がなかった」(93.1%)が最も高かった。次いで「人員不足で利用できる体制がない」(5.6%)、「利用する方法が引き継がれて

9. 報告書数値0.8%（小数点2位で処理のため同じ）

いない」(3.7%)となり、その他の自由記述では「予算がない」「予算の都合」など、経済的な理由をあげている施設が複数見られた。

(3) 障害者が施設を円滑に利用できるようにするための情報発信

障害者が施設を円滑に利用できるようにするための情報発信として「HPや印刷物等にバリアフリー情報を掲載」(40.2%)が最も高く、「SNSやメールマガジン等でバリアフリー情報を発信」は4.7%という結果であった。その他の自由記述では、「必要に応じ」、「個別の相談」や「窓口で対応」など合理的配慮の範囲で対応しているという記述が複数見られたが、全体として積極的に障害者に向けた情報発信はなされていない様子が見える。

(4) 施設設備（ハード・ソフト）の課題

統計としては、100%近くの施設が何らかの設備を備えているという結果となったが、個別の対応状況を見ていくとまだ設備が整っていないという状況がある。

1つ目の課題として、劇場・音楽堂等のバリアフリー、イコール「車いす対応」というイメージが強いことがあげられる。障害者に対応する課題として「建物が古くバリアフリーになっていないため」と複数の施設が回答をしていた。合理的配慮の実施例(76事例)でも、車いすの対応に関する記述が多く見られた。車いすの問題は、高齢化社会でも共通する課題であり、対応は必須である。しかし、段差については、肢体不自由を中心とした見解であり、他の障害種別の方に対しては必ずしもバリアになっていないことが想像できる。どんな方ならば現在の建物でも来ていただけるか、自分たちがどう対応ができるか、合理的配慮の視点からも広く考える必要があると思われる。

2つ目の課題として、機材を保有しているが「使用したいという要望がなかった」という回答が9割に上る一方で、およそ5割の施設で、障害者に向けた情報発信を行っていない、ということがあげられる。施設で保有している設備や対応の情報が障害者に届いていないことが要因の一つと考えられる。継続して日常的に情報発信をしていくことで、障害者からの希望や要望の声も上がり、参加が進むと思われる。

6 事業の意義とその他の課題（まとめ）

各設問に対し、共通して見られる課題は「人＝人材、人員数、知識、ノウハウの不足」と「資金」があげられていた。障害者に配慮又は対象とした事業を実施することの意義とその他の課題について、自由記述を中心に検討する。

(1) 障害者に配慮又は対象とした事業を実施することの意義

「劇場・音楽堂等が障害者に配慮又は対象とした事業を実施することはどういう意義があると思いますか」【複数選択】という問いでは、「地域のすべての住民に対しサービスを提供する」(73.5%)が最も高く、「文化芸術活動をとらして障害者の交流などを促進し、住みよい地域社会となることを促す」(58.8%)、「障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図る」(55.3%)が続く。公立施設では「地域のすべての住民に対しサービスを提供する」(75.3%)が最も高く、私立施設では「劇場・音楽堂等の社会的意義や社会的価値を示す」(67.0%)が最も高かった。

自由記述でも障害者を対象とした事業を実施することについて肯定的な意見が多く、「文化芸術を誰もが平等に享受できる社会を作るために不可欠」「多様性を尊重するこれからの時代において必要

なこと」「非常に意義深いこと」などが見られ、施設の果たすべき社会的役割という認識も言及されていた。障害者の文化芸術活動と劇場・音楽堂等の役割、意義について広く認識されていると思われる。

(2) その他の課題

1) 「障害者」と特定することへの違和感

「障害者を対象」と特定することに対する疑問は令和2年度調査でも複数述べられていた。「どなたでも来ていただいている」「障害のある人だけに特化することに意味を感じない」という意見である。また、実施事業でも対象者について「どなたでも」という回答が複数見られた。「事業を実施する際の考え方として、あえて障害者の方を対象とした事業を実施するのではなく、障害の有る無しに関わらず、誰もが一緒に楽しむことが大切」という意見も見られ、最終的にはこの状態を目指すべきと考えるが、現状として障害者がより参加しやすい場を提供するために「障害者の方を対象とした」という枠組みで実施をすることも必要という意見もある。「障害があるために事業に参加したくてもできないという人や、快く迎え入れてくれないのではないかという不安を減らす」という段階であると思われる。

「事業の実施」ではなく、合理的配慮の範囲で障害者に参加いただいている事例も複数あると思われる一方、障害者が劇場・音楽堂等でいわゆる健常者と同様な満足感を得るためには、必要に応じたサポートや配慮を要する場合が多い。何らかの配慮や必要な情報提供なしに「すべての方を対象に事業を実施している」と言ってよいか検討も必要と考える。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第3条において、障害者による文化芸術活動の推進は、基本理念として掲げられている事項を旨として行われなければならないことが規定されており、法令の趣旨を踏まえ推進に向けて施設においても取り組んでいく必要があることを研修等で更に周知する必要がある。

2) ニーズと採算性

資金の問題とあわせ「アンケートからはニーズを感じられない」「採算性が合わないと実施ができない」という意見が見られた。自治体や組織で位置づけをし、事業の予算を確保している施設が多いが、それでも採算性を無視することはできないという状況もある。ヒアリング調査では、赤字にならないよう事業の規模や実施方法を工夫している、という話も聞かれた。大規模な事業ではなく、採算性や施設の状況に応じたスモールモデルの事例を示し実施を促すことが必要と考える。

3) 小規模施設

障害者に向けた配慮又は対象とした事業は、職員数の多い施設の実施率が高い傾向が見られた。一方、本年度調査の回答施設属性では職員数が1人以上10人未満の施設が49.1%とおよそ半数であった。「(意義はあると思うが)小規模な施設が実施するには、物理的、知識的、時間的、資金的な面など多種において即時の取り組みは難しい」という自由記述の回答に代表されるように、職員の少ない小規模施設は複数の課題があり、一定の限界があると思われる。

その解決策として「それぞれの施設単独で行おうとすると、障害の程度や種類によって、どうしても対象者の偏りが出てくると思う(中略)施設同士が立地する地域の中で、連携していけば、手が届かない層をできるだけ少なくすることができると思う。事業を実施する際に、連携を加速させる大きな枠組みが必要だと感じる」という提案があった。地域内で連携し、障害者だけでなく多様な方をター

ゲットとして実施をするなどの仕組み作りは有効な方法と思われる。また、専門家の派遣や、他の施設・中間支援組織との共同開催など、実施に向けた体制をつくるための支援も必要と考える。

4) 貸館での対応

障害者に配慮又は対象とした事業を実施していない理由として「貸館のみ」「自主事業を実施していない」という回答が多くあげられていた（50件程度）。貸館であっても来場者にとっては「○○○劇場」「○○文化会館」という場で行われる公演やイベントに参加するということに変わりはなく、同じような対応を求められることが予想できる。貸館でも同様の配慮やサービスを提供できるよう、施設としての方針などを整備し、利用団体もその方針などに応じた対応を依頼するなど環境を整えていく必要があると思われる。

また、貸館で福祉団体等に施設を利用してもらう際に職員が協力するといった連携に関する記述も複数見られた。単なる貸館ではなく、施設職員が一步踏み込んでいくことで、次の展開につながる可能性があると思われる。

5) 施設の環境整備

合理的配慮は「実施に伴う負担が過重でないとき」という範囲となっているが、過重でないという判断そのものが難しく、財源の確保も課題となっている。また、公立文化施設は施設の老朽化が大きな問題となっており、「事業などのソフト面を企画することはできるが、設備や環境などのハード面、サービス面がある程度充実していないと実施自体が難しい場面もある」という意見のように、環境整備も併行して進める必要がある。民間施設では、バリアフリー対応などの設備更新の費用負担が重く、公的補助を求める声が複数見られた。

合理的配慮の提供を進めていくことは、環境整備につながるということも含め、合理的配慮の提供のための経済的な支援の検討が必要と思われる。また一方で、施設の設備を活用していくためのヒューマンウェアを整備する必要があるとの指摘があった。

6) 心理的な負担感

「障害者に対する事業」について漠然とした心理的な負担や不安に対する記述が複数見られた。令和2年度調査でもこれら心理的な壁について指摘されており、「知らない」ことがその要因であると思われる。また、法律の施行に伴い「やらされ感」から精神的負担感を感じているのではないか、という指摘もあった。障害者に対する対応は、場面や個人ごとによって違い、事業そのものも含めどこまで行えばよいという線引きもない。

解決策として、研修などの知識の習得だけでなく、障害者と施設職員が直接お互いに意見交換をして意見の調整をすることが重要との指摘があった。また事業実施にあたっては、事業を個人に依存せず、施設全体で共通認識を持って体制をつくり組織的に進めていくことや、施設外のネットワークを形成し、相談できる相手を複数持つておくことも必要と考える。

7) 指定管理

指定管理制度に関わる課題として「事業期間が限られている」「事業が指定されている（指定事業以外できない）」「JV（共同企業体）での共通認識が得られない」などがあげられている。

(3) まとめ

令和2年度に引き続き「障害者等文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査」を行った。結果として、法律の認知、実施状況など劇場・音楽堂等の障害者の文化芸術活動に対する取組が進んでいることが確認できた。また、令和2年度と同様に資源の不足（人材、費用、施設）が課題となっていることも分かった。加えて、設問として設定していないが、法律の施行から年数が過ぎ、継続に向けた経験知の継承や方法の変化など法律施行当初の課題から変化している部分もあるのではないか、という指摘もなされ、今後検証が必要と思われる。

今後さらなる推進に向けて、以下のような取組を進めることが考えられる。

- 劇場・音楽堂等の職員、アーティスト、実演団体に対し障害についての理解の促進及び共生社会に対する意識の醸成
- 劇場・音楽堂等の職員及び関係者（例：アーティスト、中間支援組織）の人材育成環境の整備、多様な研修の場の提供
- 施設改修や環境整備に向けた支援（情報提供、相談、財源確保）
- 劇場・音楽堂等と関連団体のネットワーク構築のための基盤整備
- 障害者への劇場・音楽堂等の対応状況に関する発信の強化

參考資料

「障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査」
調 査 票

回答者		
施設ID【必須】	[]	
施設名【必須】	[]	
施設所在地（都道府県）【必須】	[]	
問合せ先	氏名【必須】	[]
	所属【必須】	[]
	電話番号【必須】	[]
	メールアドレス【必須】	[]

1 施設の基本情報	
質問1 設置者種別【必須】	1. 独立行政法人（国） 2. 都道府県 [(都道府県名)] 3. 政令指定都市・特別区 [(市区名)] 4. 市町村 [(市町村名)] 5. 公益財団法人・一般財団法人 [(財団名)] 6. 営利法人（株式会社・合資会社等） [(企業名)] 7. その他 [具体的に：(自由記述)]
質問2 運営形態【必須】	1. 地方公共団体の直営 ⇒質問3へ 2. 指定管理者 ⇒補問2-1へ 3. 私立（民間）⇒質問3へ 4. その他 [具体的に：(自由記述)] ⇒質問3へ
補問2-1 指定管理者の種類【必須】	1. 公益財団法人・一般財団法人 2. 営利法人（株式会社・合資会社等） 3. NPO法人 4. 共同企業体・2社以上の共同運営 5. その他 [具体的に：(自由記述)]
質問3 施設で勤務する職員数（令和6年4月1日現在）【必須】	[] 名

2 政策

(1) 国の法律・制度

質問4 貴施設は、文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力が発揮されることや、社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、平成30年6月に公布、施行されたことについて、職員間で周知されていますか

1. はい
2. いいえ

質問5 貴施設は、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえた「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が、令和5年3月に策定されたことについて、職員間で周知されていますか

1. はい
2. いいえ

質問6 貴施設は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（令和3年5月改正）に基づき、事業者による「合理的配慮の提供が義務化」されたことについて、職員間で周知されていますか

1. はい
2. いいえ

質問7 貴施設は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が令和4年5月に施行されたことについて、職員間で周知されていますか

1. はい
2. いいえ

(2) 地方公共団体の文化政策

質問8 **【公立の施設のみご回答ください】**
貴施設の設置自治体で文化政策に関する条例等で現在策定されているものをご回答ください【複数選択】

1. 「文化政策のための条例」を制定
2. 「文化政策の計画等」を策定
3. 「文化施設の管理運営に関する条例」を制定
4. 「文化施設の運営指針」を策定
5. 条例、指針などはない

3 施設の対応

(1) 設備のバリアフリー・情報保障

<p>質問9 障害者が施設を円滑に利用できるようにするために、<u>施設に設置されているもの</u>をご回答ください【複数選択】</p>	<table border="0"> <tr> <td>1. 車いす席</td> <td>2. スロープ</td> </tr> <tr> <td>3. 点字ブロック</td> <td>4. 音声案内</td> </tr> <tr> <td>5. 多機能型トイレ</td> <td>6. 電光掲示板（案内用）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">7. 表示の色の組み合わせ・位置の工夫等、ユニバーサルデザインの採用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8. 光警報装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">9. その他【具体的に：(自由記述)】</td> </tr> </table>	1. 車いす席	2. スロープ	3. 点字ブロック	4. 音声案内	5. 多機能型トイレ	6. 電光掲示板（案内用）	7. 表示の色の組み合わせ・位置の工夫等、ユニバーサルデザインの採用		8. 光警報装置		9. その他【具体的に：(自由記述)】																						
1. 車いす席	2. スロープ																																	
3. 点字ブロック	4. 音声案内																																	
5. 多機能型トイレ	6. 電光掲示板（案内用）																																	
7. 表示の色の組み合わせ・位置の工夫等、ユニバーサルデザインの採用																																		
8. 光警報装置																																		
9. その他【具体的に：(自由記述)】																																		
<p>質問10 障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして保有している機材、設備などをご回答ください【複数選択】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 音声ガイド受信機 2. 音声ガイド発信機 3. 舞台鑑賞用字幕サポートシステム 4. 舞台鑑賞用音声ガイドサポートシステム 5. 音声補聴システム 6. 体感音響システム 7. 電光掲示板（字幕表示用） 8. タブレット（コミュニケーション用） 9. 筆談ボード（筆談マークの表示等を含む） 10. コミュニケーション支援ボード 11. その他【具体的に：(自由記述)】 																																	
<p>質問11 令和元年度から令和5年度までの間に障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして利用したことの有無をそれぞれの機材、設備などについてご回答ください</p>	<table border="0"> <tr> <td>1. 音声ガイド受信機</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2. 音声ガイド発信機</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3. 舞台鑑賞用字幕サポートシステム</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>4. 舞台鑑賞用音声ガイドサポートシステム</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>5. 音声補聴システム</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>6. 体感音響システム</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>7. 電光掲示板（字幕表示用）</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>8. タブレット（コミュニケーション用）</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>9. 筆談ボード（筆談マークの表示等を含む）</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>10. コミュニケーション支援ボード</td> <td>ある</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>11. その他【具体的に：(自由記述)】</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1. 音声ガイド受信機	ある	なし	2. 音声ガイド発信機	ある	なし	3. 舞台鑑賞用字幕サポートシステム	ある	なし	4. 舞台鑑賞用音声ガイドサポートシステム	ある	なし	5. 音声補聴システム	ある	なし	6. 体感音響システム	ある	なし	7. 電光掲示板（字幕表示用）	ある	なし	8. タブレット（コミュニケーション用）	ある	なし	9. 筆談ボード（筆談マークの表示等を含む）	ある	なし	10. コミュニケーション支援ボード	ある	なし	11. その他【具体的に：(自由記述)】		
1. 音声ガイド受信機	ある	なし																																
2. 音声ガイド発信機	ある	なし																																
3. 舞台鑑賞用字幕サポートシステム	ある	なし																																
4. 舞台鑑賞用音声ガイドサポートシステム	ある	なし																																
5. 音声補聴システム	ある	なし																																
6. 体感音響システム	ある	なし																																
7. 電光掲示板（字幕表示用）	ある	なし																																
8. タブレット（コミュニケーション用）	ある	なし																																
9. 筆談ボード（筆談マークの表示等を含む）	ある	なし																																
10. コミュニケーション支援ボード	ある	なし																																
11. その他【具体的に：(自由記述)】																																		
<p>質問12 [質問10で《保有している》と回答した機材、設備のうち、質問11で《なし》をご選択いただいたものがある施設のみご回答ください] 保有している機材、設備を利用しなかった理由をご回答ください【複数選択】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用したいという要望がなかった 2. 利用する方法が引き継がれていない 3. 人員不足で利用できる体制がない 4. その他【具体的に：(自由記述)】 																																	
<p>質問13 障害者が施設を円滑に利用できるようにするために、どのような情報発信を行っていますか【複数選択】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. HPや印刷物等にバリアフリー情報を掲載 2. SNSやメールマガジン等でバリアフリー情報を発信 3. バリアフリーや情報保障についての相談窓口の設置 4. 障害者に対する対応について施設としての考え方やガイドラインを作成 5. その他【具体的に：(自由記述)】 																																	

質問14 貴施設において、これまでに行った合理的配慮の提供事例がありましたらご記入ください	[(自由記述)]
(2) 障害者からの意見聴取など	
質問15 障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業の企画、運営等について、障害者から意見を聴いたことがありますか【複数選択】	1. 障害者にアンケート、個別聞き取りを実施 2. 障害者や障害者団体等と懇談やヒアリング、意見交換を行う場を設定 3. 企画・運営委員会等に障害者が構成員として参加 4. 疑問に思ったことを随時、普段つながりのある障害者に相談 5. その他【具体的に：(自由記述)] 6. 聴いていない、わからない
(3) 人材について	
質問16 職員の中に福祉について知識のある職員はいますか	1. いる 2. いない 3. わからない
質問17 障害についての理解や障害者への対応について職員の研修を行っていますか	1. 令和元年度から令和5年度の間を実施したことがある ⇒ 補問17-1、補問17-2へ 2. 令和元年度から令和5年度の間には実施していないが、平成30年度以前に実施したことがある ⇒ 補問17-1、補問17-2へ 3. 令和5年度までに実施したことはない ⇒ 質問18へ
補問17-1 研修の企画、参加方法【複数選択】	1. 自施設で勤務する職員を対象に研修会を企画し、実施 2. 職員が所属する地方公共団体、財団、会社等が企画、実施をする研修会に職員を参加させる 3. 外部の団体等が実施する研修会に職員を参加させる 4. その他【具体的に：(自由記述)]
補問17-2 研修の内容【複数選択】	1. 法律、制度に関する研修 2. 障害について理解する研修 3. 障害者に配慮又は対象にした事業の企画、実施に関する研修 4. 障害者への対応、接遇についての研修 5. 災害時の障害者への対応についての研修や防災訓練 6. その他【具体的に：(自由記述)]

4 障害者に配慮又は対象とした事業の取組状況

(1) 障害者に配慮又は対象とした事業（自主事業）の実施の有無と実施内容

質問18 貸館以外の事業（主催・共催含む）で障害者に配慮又は対象とした事業を行っていますか【複数選択】	1. 令和元年度から令和5年度の間実施したことがある ⇒質問19へ 2. 平成26年度から平成30年度の間実施したことがある ⇒質問19へ 3. 平成25年度以前に実施したことがある ⇒質問23へ 4. 令和5年度までに実施したことはない ⇒質問23へ
--	---

《ご注意》質問19から質問22（5 他の組織等との連携）は《1. 令和元年度から令和5年度の間実施したことがある》《2. 平成26年度から平成30年度の間実施したことがある》をご選択いただいた施設のみご回答ください。《3. 平成25年度以前に実施したことがある》《4. 令和5年度までに実施したことはない》をご回答いただいた施設は質問23（6 まとめ）へお進みください。

質問19 平成26年度から令和5年度までに実施した障害者に配慮又は対象とした事業の内容（詳細）①から⑨の内容をご記入ください※最大3事業までご回答ください

①事業名	[(自由記述)]
②事業のホームページ（現在公開している場合URLをご記入ください）	[URL:]
③分類【複数選択】	1. 鑑賞 2. 創造 3. 発表 4. 交流 5. 人材育成
④対象	1. 障害のある人 2. 障害のある人・ない人の両方 3. その他 [具体的に:(自由記述)]
⑤対象とする障害種別【複数選択】	1. 身体障害（肢体不自由） 2. 身体障害（視覚障害） 3. 身体障害（聴覚障害） 4. 身体障害（内部障害その他） 5. 知的障害 6. 精神障害 7. 発達障害（学習障害を含む） 8. その他 [(自由記述)]
⑥実施場所【複数選択】	1. 施設内 2. アウトリーチ（実施先）【複数選択】 1. 児童福祉施設・教育機関（特別支援学校等） 2. 障害者福祉施設 3. 高齢者福祉施設 4. 医療施設 5. その他 [具体的に:(自由記述)]
⑦ジャンル	1. 音楽 2. 演劇 3. 舞踊 4. 伝統芸能 5. 演芸（芸能） 6. 映画 7. 総合 8. その他 [具体的に:(自由記述)]
⑧主な財源【複数選択】 ※「入場料」を徴収した事業は、財源として少額でも必ず「入場料収入」も選択してください	1. 入場料収入 2. 自主財源 3. 補助金・助成金 4. 協賛金 5. 寄付金 6. その他 [具体的に:(自由記述)]

<p>⑨この事業ではどのような成果が得られましたか【複数選択】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 趣味や余暇活動の充実、生き甲斐の創出 2. アイデンティティの形成や自己肯定感の向上 3. 自己表現及びコミュニケーション能力の拡大 4. 家族や支援者の考え方を前向きにすること 5. 地域住民との交流、相互理解や関係を築くこと 6. 劇場・音楽堂が多様な人との交流の場、居場所として認知されること 7. その他 [具体的に：(自由記述)]
<p>(2) 事業の広報、工夫など</p>	
<p>質問20 障害者の参加を促す上で、事業の告知・広報において効果的だった手段は何ですか【複数選択】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貴施設が発信するホームページ、SNS、メールマガジン、広報誌など 2. 障害者へのダイレクトメールの発信、発送 3. 障害者向けのホームページ、SNS、新聞、雑誌、メディアなど 4. 行政が発行する広報誌、広告 5. 行政の福祉関係部局への情報提供、広報依頼 6. 社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）への情報提供、広報依頼 7. 学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会への情報提供、広報依頼 8. 地域の住民団体（自治会、こども会など）への情報提供、広報依頼 9. 住民団体以外の非営利活動法人・団体（社会福祉協議会、社団、財団、NPO、任意団体など）への情報提供、広報依頼 10. 障害者芸術文化活動支援センター等への情報提供、広報依頼 11. その他 [具体的に：(自由記述)] 12. 見つからない、わからない
<p>質問21 事業を円滑に実施するためにどのようなことに取り組みましたか【複数選択】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置者の理解、協力体制づくりをした 2. 施設のミッションとして位置づけた（位置づけられている） 3. 事業を実施するための施設内での意識の共有、体制づくりをした 4. 有識者の協力を得た 5. 障害者や障害者団体等の協力を得た 6. 関係機関と連携した 7. 職員が研修等に参加し業務上必要なノウハウの習得に努めた 8. 補助金など財源を確保した 9. その他 [具体的に：(自由記述)]

5 他の組織等との連携

質問22 [質問18 《1. 令和元年度から令和5年度の間実施したことがある》 《2. 平成26年度から平成30年度の間実施したことがある》 をご選択いただいた施設のみご回答ください]

障害者への施設の対応や障害者に配慮又は対象とした事業を実施するにあたり、連携している又は連携していた組織等や連携内容についてお聞かせください

連携先	連携内容
①地方公共団体の文化芸術関連部局【複数選択】	1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない ●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他 [具体的に：(自由記述)]
②地方公共団体の福祉関連部局【複数選択】	1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない ●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他 [具体的に：(自由記述)]
③他の劇場・音楽堂等【複数選択】	1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない ●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他 [具体的に：(自由記述)]
④社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）【複数選択】	1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない ●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他 [具体的に：(自由記述)]
⑤大学、専門教育機関【複数選択】	1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない ●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他 [具体的に：(自由記述)]
⑥学校（特別支援学校・学級を含む）、教育委員会【複数選択】	1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない ●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他 [具体的に：(自由記述)]

<p>⑦地域の住民団体（自治会、こども会など）【複数選択】</p>	<p>1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない</p> <p>●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他〔具体的に：（自由記述）〕</p>
<p>⑧住民団体以外の非営利活動法人・団体（社会福祉協議会、社団、財団、NPO、任意団体など）【複数選択】</p>	<p>1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない</p> <p>●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他〔具体的に：（自由記述）〕</p>
<p>⑨民間企業【複数選択】</p>	<p>1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない</p> <p>●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他〔具体的に：（自由記述）〕</p>
<p>⑩障害者芸術文化活動支援センター等【複数選択】</p>	<p>1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない</p> <p>●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他〔具体的に：（自由記述）〕</p>
<p>⑪アーティスト【複数選択】</p>	<p>1. 連携している ⇒●内容へ 2. 連携していない</p> <p>●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他〔具体的に：（自由記述）〕</p>
<p>⑫その他【複数選択】</p>	<p>1. 連携している 連携先〔具体的に：（自由記述）〕 ⇒●内容へ 2. 連携していない</p> <p>●内容 1. 事業企画 2. 広報、参加者の募集 3. 事業の準備、運営（情報保障に関する助言を含む） 4. 出演者・講師の派遣 5. 会場の提供 6. 資金補助、寄付 7. 研修の実施 8. その他〔具体的に：（自由記述）〕</p>

6 まとめ

質問23 劇場・音楽堂等が障害者に配慮又は対象とした事業を実施することはどういう意義があると思いますか【複数選択】

1. 地域のすべての住民に対しサービスを提供する
2. 障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図る
3. 文化芸術活動をととして障害者の生活の質の向上を促す
4. 文化芸術活動をととして障害者の交流などを促進し、住みよい地域社会となることを促す
5. 地域の住民に対して文化芸術をととして新たなコミュニティを提供する
6. 地域の住民に対して社会的課題解決の場となる
7. 劇場・音楽堂等の社会的意義や社会的価値を示す
8. 文化芸術活動をととして既存の文化芸術の表現に対して新たな視点がもたらされる
9. その他 [具体的に：(自由記述)]

質問24 [質問18《4. 令和5年度までに実施したことはない》をご選択いただいた施設のみご回答ください] 障害者に配慮又は対象とした事業を実施していない理由は何ですか【複数選択】

1. 障害者を対象とした事業を実施することについての設置者の位置づけ、方針、指針がない
2. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための財源が確保できない
3. 障害者に配慮又は対象とした事業は通常の事業よりも経費がかかる（かかりそうだ）から
4. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための知識のある人材がない
5. 障害者に配慮又は対象とした事業は、通常の事業よりも準備など手間がかかる（かかりそうだ）から
6. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための十分な人員が確保されていない
7. 障害者に配慮又は対象とした事業を実施するための連携先等のノウハウがない
8. 具体的にどういう障害者にどういう事業を実施したらいいかわからない
9. 障害者からのニーズが感じられない
10. 劇場・音楽堂等が実施することの意味が感じられない
11. その他 [具体的に：(自由記述)]

質問25 障害者に配慮又は対象とした事業を実施する上で、他の組織等と連携を組むにあたって、課題は何だと思えますか【複数選択】

1. 他の組織等とのコーディネーターとなる人材、組織がない
2. 他の組織等と連携事業を実施するノウハウがない
3. 近隣に連携できる組織等がない
4. 連携の依頼や打ち合わせなど連携に係る業務時間が取れない
5. 費用の負担
6. その他 [具体的に：(自由記述)]

質問26 劇場・音楽堂等が障害者に配慮又は対象とした事業を実施することについて、お考えなどをご自由にお書きください

[(自由記述)]

ご協力ありがとうございました。

用語の解説

質問 3 [施設で勤務する職員数]

施設において概ね 3 か月以上雇用する職員数（非常勤、契約社員、派遣社員、アルバイト、委託で常駐する舞台技術職員を含む）。

対象外・委託先の職員 例) 常駐ではない舞台技術職員、清掃・警備など委託している場合の委託先の社員など

- ・施設以外の場所で行っている業務の担当職員 例) 当該施設の職員の給与事務を本社が一括して行っている場合の担当職員など
- ・複合施設（例：図書館や美術館など）で劇場・音楽堂等（付属する施設を含む）以外の施設の担当職員。区分が難しい場合は、総職員数からの業務量などから按分。

質問 4 [障害者による文化芸術活動の推進に関する法律]（平成三十年法律第四十七号）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=430AC1000000047

質問 5 [障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）]（令和 5 年 3 月）

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/93860901_02.pdf

質問 6 [障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）]（平成二十五年法律第六十五号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000065>

質問 7 [障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）]（令和四年法律第五十号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504AC0100000050>

質問 8

[文化政策のための条例]

地方公共団体における文化振興全般について規定する条例（基金に関する条例、文化施設等の管理運営に関する条例、文化財保護関係条例などは除く）。

例) ○○市文化振興条例、○○市文化芸術振興基本条例など

[文化政策の計画等]

地方公共団体における文化振興全般、市民や文化団体による芸術文化振興について規定する計画、指針等（計画、指針、ビジョン、プラン、方針、構想など名称は問わない）。

※文化芸術振興基本法施行（平成 13 年 12 月 7 日）以降に策定されたもの。

例) ○○市文化芸術振興指針、○○市文化芸術振興計画、○○市文化振興ビジョンなど

[文化施設の管理運営に関する条例]

文化施設の管理運営に関する条例。施設の設置のみを定めた条例はこれに含みません。

例) ○○市文化会館管理に関する条例、○○市文化施設条例など

[文化施設の運営方針]

設置者又は管理者が、施設の事業や運営体制、経営、安全管理など運営について定めたもの。

例) ○○市文化会館運営方針、公益財団法人○○市文化振興事業団運営方針、○市文化会館管理運営計画など

質問 10 [障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして保有している機材、設備など]

施設に常設されている機材、設備。

※自主事業だけでなく、貸館事業で施設が保有している機材、設備が使用された場合も含む。

※公演等の実施に合わせ機材をレンタルした場合は含まない。

質問 10、質問 11 [障害者の鑑賞や参加のためのサポート機材、設備]

1. 音声ガイド受信機：受信専用レシーバーなど
2. 音声ガイド発信機：専用発信機器など
3. 舞台鑑賞用字幕サポートシステム：字幕作成専用ソフト、字幕表示専用機器、専用タブレットなど
4. 舞台鑑賞用音声ガイドサポートシステム：専用レシーバー、専用タブレットなど
5. 音声補聴システム：ヒアリングループ、FM 補聴システム、赤外線補聴システム、デジタル補聴システムなど
6. 体感音響システム：ボディソニック、アンテナなど振動などで体に伝える装置
7. 電光掲示板（字幕表示用）：字幕を表示するための専用電光掲示板

質問 11 [障害者の鑑賞や参加のためのサポートとして利用したことのある機材、設備など]

保有している機材の利用だけでなく、公演等によりレンタルをした場合なども含む。

質問 15 [運営委員会]

施設の方針・事業・運営などを検討、審議する組織として、地方公共団体又は施設に設置されているもの。

質問 16 [福祉について知識のある職員]

以下のような職員を指す。

- ・大学、専門学校などで福祉を専攻していた職員
- ・社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）、地方公共団体等の福祉関連部局に勤務していた職員
- ・福祉に関連する活動、ボランティアなどを行っている職員
- ・介護職員初任者研修の取得やサービス介助士、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格（国家、公的、民間を問わず）を持つ職員
- ・障害者福祉や障害者の文化芸術活動に関する研修を受けた職員 など

補問 17-2 [研修の内容]

1. 法律、制度に関する研修：関連する法律や劇場・音楽堂等の役割、社会包摂等に関する研修など
2. 障害について理解をする研修：障害特性についての理解を深める研修、疑似体験研修、合理的配慮の実施に関する研修など
3. 障害者に配慮又は対象にした事業企画、実施に関する研修：鑑賞サポートに関する研修、障害特性を踏まえた事業企画の研修など
4. 障害者への対応、接遇についての研修：障害特性を踏まえた案内方法の研修、手話の研修など

5. 災害時の障害者への対応についての研修や防災訓練：障害者や家族、関係団体等が参加して実施をする防災訓練など

質問 18 [障害者に配慮又は対象とした事業]

障害者等が文化芸術活動に参加しやすくなるよう障害特性に応じた配慮やサービスが提供された事業や障害者を対象に特定の目的をもって実施される事業、障害者の理解と参加の促進に資する事業。

※通年（全公演、全事業）をとおして実施しているサービスは含まない。

例) 障害者割引、通常の車いす席など

※鑑賞サポートなどの準備をしていたが、実際には利用者がいなかった場合も実施と考える。

1. 鑑賞：音楽、舞踊、演劇などの文化・芸術を見たり聴いたりすること
例) 鑑賞サポートを付けた上演（字幕、音声ガイド、手話通訳、台本の貸し出し、公演前の舞台説明会、触れる舞台装置など）、障害特性に配慮した上演（上演時間・明るさ・音量・声出し・随時入退場可能などの配慮、ノンバーバル上演などのジャンルの選定など）、特別支援学校等での上演など
2. 創造：障害者が主体となり行う体験や作品作りなどの表現活動
例) 障害者が参加する音楽、ダンス、演劇などのワークショップや講座
3. 発表：障害者が主体となり行う舞台公演、発表会など。地域における発表機会や、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭、国内外の音楽祭や演劇祭への参加など
4. 交流：上記「鑑賞」「創造」「発表」のいずれにも該当せず、障害者同士、障害者と健常者、障害者と他のコミュニティなど交流することを主たる目的とした事業
例) 障害者も関わる物販コーナーの設置など
5. 人材育成：障害者等による文化芸術活動に資する人材の育成を目的とし、自施設以外の不特定多数の人を対象に実施する事業
例) 鑑賞サポート研修、障害者を対象とした事業を実施するためのアーティスト向け講座、障害者による文化芸術活動に関するシンポジウムなど

質問 19 ⑥ 実施場所 [アウトリーチ (実施先)]

1. 児童福祉施設・教育機関（特別支援学校等）：18歳未満の児童に関わる施設・機関（教育機関を含む）
例) 特別支援学校、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後等デイサービスなど
2. 障害者福祉施設：18歳以上の障害者に関わる福祉施設・機関
例) 障害者支援施設、身体障害者社会参加支援施設、障害福祉サービス等事業所など
3. 高齢者福祉施設：高齢者に関わる福祉施設・機関
例) 老人福祉施設、有料老人ホームなど
4. 医療施設：病院、診療所

質問 19 ⑦ ジャンル [音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、演芸 (芸能)、映画、総合、その他]

1. 音楽：合唱、室内楽、吹奏楽、オーケストラ、オペラ、ジャズ、ポップス、ロック、歌謡曲、民族音楽など
2. 演劇：劇、児童劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、パントマイムなど
3. 舞踊：日本舞踊、バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンス、民族舞踊など
4. 伝統芸能：雅楽、文楽、能楽、狂言、歌舞伎など
5. 演芸 (芸能)：講談、落語、浪曲、漫才、和太鼓、奇術など
6. 映画：映画、アニメ映画、コンピュータや映像を活用したアート (メディアアート) など

7. 総合：複数の上記ジャンルの公演が組み合わされたフェスティバルなど
8. その他：上記の分野には当てはまらないものの、文化芸術に類するものと考えて実施している事業

質問 20、質問 22 [社会福祉施設等（障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所を含む）]

例) 保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、身体障害者社会参加支援施設、女性自立支援施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設、障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援等事業所など

質問 20、質問 22 [障害者芸術文化活動支援センター等]

厚生労働省「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等を設置し、相談支援、機会創出、人材育成、情報発信等を実施している。障害者芸術文化活動支援センター等は、以下のものを指す。

- ・障害者芸術活動支援センター：各都道府県に設置。障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等を支援する拠点として、地域における障害者の芸術文化活動を支援する。
- ・障害者芸術文化活動広域支援センター：全国7箇所に設置。担当するエリア（ブロック）内の芸術文化活動を支援する拠点を設置し、支援センターへのアドバイス等や、支援センター未設置の都道府県について、相談支援等の支援を行う。
- ・連携事務局：全国の支援センター及び広域センターに横断的な支援を行う。

詳しくは厚生労働省「障害者芸術文化活動普及支援事業」<https://arts.mhlw.go.jp/> をご覧ください。

事業報告

事業名

令和6年度障害者等による文化芸術活動推進事業「劇場・音楽堂等による文化芸術活動の推進に向けた取組状況の調査」

事業実施期間

令和6年4月17日～令和7年3月31日

事業の目的

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」（令和5年3月策定）に基づき、障害者等による文化芸術活動の推進にむけた基本基礎資料とすることを目的に、劇場・音楽堂等の障害者等による文化芸術活動取組現状について調査を行う。

また、調査を通し、劇場・音楽堂等において障害者に対する文化芸術活動を実施する意義や合理的配慮の提供についての周知・啓発を行い、劇場・音楽堂等で実施される障害者に向けた文化芸術活動が活発化し、障害者の社会参加の機会の拡充と共生社会の実現に寄与することを目指す。

事業内容

- ① 劇場・音楽堂等（国公立 2,127 施設、私立 227 施設程度）に障害者等を対象とした取組についてアンケートを行い、実態や課題等を把握する。
- ② 劇場・音楽堂等で行われている障害者等を対象とした取組についてヒアリングを行い、取組事例として取りまとめ、情報提供を行う。
- ③ 報告書（調査結果及び取組事例）を作成、公開し、普及啓発を図る。

実施内容

(1) 検討委員会の設置・開催

目的：調査に関する専門知識を持った委員を選定し、調査仮説、設問の検討及び調査結果の分析に対する検討、助言を仰ぐ。

委員：大澤 寅雄 文化コモンズ研究所 代表・主任研究員
公益社団法人全国公立文化施設協会 コーディネーター
南部 充央 一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構 代表理事
公益社団法人全国公立文化施設協会 コーディネーター
古川 知可子 兵庫県立尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）/
兵庫県立ピッコロ劇団 広報交流専門員

第1回 検討委員会

開催日時：令和6年6月25日 14:00～16:00

開催場所：東京都中小企業会館8階会議室A（オンライン開催）

出席者：委員3名／文化庁担当者／全国公文協事務局 ほか

検討内容：① 現状と課題について

② アンケート調査設計及び項目について

③ ヒアリング調査を行う取組事例及び調査内容について

第2回 検討委員会

開催日時：令和7年1月14日 10:00～12:00

開催場所：東京都中小企業会館8階 会議室B（オンライン開催）

出席者：委員3名／文化庁担当者／全国公文協事務局 ほか

検討内容：① アンケート調査結果について

② 事例調査結果について

③ 報告書について

(2) アンケート調査

調査名：令和6年度障害者等による文化芸術活動推進事業「障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査」

調査対象：全国の劇場・音楽堂等

国公立施設 2,127 施設 私立施設 227 施設（抽出）

調査内容：

① 施設の基本情報

② 政策（国の法律・制度、地方公共団体の文化政策）

③ 施設の対応（設備のバリアフリー・情報保障、障害者からの意見聴取、人材）

④ 障害者に配慮又は対象とした事業の取組状況（事業の実施の有無と実施内容、事業の広報・工夫）

⑤ 他の組織等との連携

⑥ まとめ（劇場・音楽堂等が障害者に配慮又は対象とした事業を実施することの意義、課題）

調査期間：令和6年8月15日～令和6年9月25日

調査手法：依頼状、調査票を発送。以下の方法から選択して回答。

① 全国公文協ホームページWEB入力フォーマットによる入力

② 送付した調査票に記入し、メール又はFAXにて回答票を送付

回答数（回答率）：

送付数 2,354 施設（国公立施設 2,127 施設 私立施設 227 施設）

回答数 1,439 施設 (国公立施設 1,351 施設 私立施設 88 施設)
回答率 61.1% (国公立施設 63.5% 私立施設 38.8%)

(3) 事例調査

調査内容：事業の目的・位置づけ／事業を始めたきっかけ／事業の内容・変遷／事業を行う上での工夫／事業の実施体制／職員研修／協働・連携／事業担当者・施設・参加者・関係者の変化／事業についての感想・気づき／事業の課題／今後の展開 など

調査対象：

- ① **【鑑賞】**「ワンコインコンサート “音楽のじかん”」鑑賞支援サービスの取組とその後の展開
実施施設：鶴岡市文化会館（荘銀タクト鶴岡）
対応者：伊藤 玲子 タクトつるおか共同企業体 鶴岡市文化会館 事業企画係長
調査日：令和6年8月23日
調査方法：調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施
- ② **【鑑賞・発表】**「誰でもコンサート～ Over The Border～」ほか
実施施設：和光市民文化センター
対応者：塚田 美穂 公益財団法人和光市文化振興公社 和光市民文化センター 事業係長
調査日：令和6年8月22日
調査方法：調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施
- ③ **【創造・発表】**「みんなでダンス in Ibaraki プロジェクト」ほか
実施施設：茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）
対応者：上田 久美子 公益財団法人茨木市文化振興財団 茨木市市民総合センター 文化事業係
調査日：令和6年9月9日
調査方法：調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施
- ④ **【鑑賞】**宝塚歌劇のバリアフリーの取組
実施団体：阪急電鉄株式会社（宝塚大劇場／宝塚バウホール／東京宝塚劇場）
対応者：栗原 良明 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部長
栗井 正行 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部 宝塚支配人
田口 賢治 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部 課長補佐
小坂 裕二 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部 課長補佐
川島 志織 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部
柏原 英樹 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 創遊統括部
泉 創和 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 創遊統括部
調査日：令和6年9月18日
調査方法：調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施
- ⑤ **【鑑賞・創造・人材育成】**島根インクルーシブシアター・プロジェクト（ダイバーシティいわみ）
実施団体：公益財団法人しまね文化振興財団
対応者：山崎 晋志 公益財団法人しまね文化振興財団 島根県民会館 文化事業課 課長
福間 一 公益財団法人しまね文化振興財団 いわみ芸術劇場 文化事業課 課長代理
門脇 永 公益財団法人しまね文化振興財団 島根県民会館 文化事業課 主任
調査日：令和6年8月19日
調査方法：オンライン（Zoom）で、ヒアリングを実施

調査方法：以下のいずれかの方法で実施。

- ① 調査担当者が施設に出向き、ヒアリングを実施

② オンライン（Zoom）で、ヒアリングを実施

(4) 報告書の作成

公 開：PDF ファイルを全国公立文化施設協会ホームページに掲載
作 成：令和7年3月

検討委員（敬称略）

大澤 寅雄 合同会社文化コモンズ研究所 共同代表
公益社団法人全国公立文化施設協会 コーディネーター
南部 充央 一般社団法人日本障害者舞台芸術協働機構 代表理事
公益社団法人全国公立文化施設協会 コーディネーター
古川 知可子 兵庫県立尼崎青少年創造劇場（ピッコロシアター）/
兵庫県立ピッコロ劇団 広報交流専門員

調査協力（敬称略）

伊藤 玲子 タクトつるおか共同企業体 鶴岡市文化会館 事業企画係長
塚田 美穂 公益財団法人和光市文化振興公社 和光市民文化センター 事業係長
上田 久美子 公益財団法人茨木市文化振興財団 茨木市市民総合センター 文化事業係
栗原 良明 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部長
栗井 正行 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部 宝塚支配人
田口 賢治 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部 課長補佐
小坂 裕二 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部 課長補佐
川島 志織 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 歌劇事業部
柏原 英樹 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 創遊統括部
泉 創和 阪急電鉄株式会社 創遊事業本部 創遊統括部
山崎 晋志 公益財団法人しまね文化振興財団 島根県民会館 文化事業課 課長
福間 一 公益財団法人しまね文化振興財団 いわみ芸術劇場 文化事業課 課長代理
門脇 永 公益財団法人しまね文化振興財団 島根県民会館 文化事業課 主任

文化庁委託事業 令和6年度 障害者等による文化芸術活動推進事業

令和6年度
障害者文化芸術活動推進に向けた劇場・音楽堂等取組状況調査
報告書

令和7年（2025年）3月

編集発行 公益社団法人 全国公立文化施設協会
〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18
東京都中小企業会館 4階
TEL 03-5565-3030 FAX 03-5565-3050

編集協力 日本印刷株式会社

印刷 日本印刷株式会社

